ウトナイ湖

苫小牧市環境白書

令和５年度版

（令和４年度実績）

苫小牧市環境衛生部

苫　小　牧　市

「２０５０ゼロカーボンシティ」への挑戦

近年、地球温暖化を起因とする気候変動は、世界中の人々や生態系に影響を与える深刻な問題となっており、世界各国における地球温暖化抑制に対する社会の意識や関心が高まる中で、脱炭素社会に向けた動きが活発化しています。

2015 年に合意されたパリ協定では、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2 度より十分低く保つとともに、1.5 度に抑える努力を追及すること」とされ、また、2018 年に公表されたＩＰＣＣ（国連の気候変動に関する政府間パネル）の特別報告書においては、「気温上昇を 2 度よりリスクの低い 1.5 度に抑えるためには、2050 年までに二酸化炭素の実質排出量をゼロにすることが必要」とされています。

我が国では、2020 年 10 月 26 日に内閣総理大臣所信表明で 2050 年までにカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことが宣言されました。

本市においても、地球温暖化対策の一つとして、2008 年に CCS（二酸化炭素回収・貯留技術）に関する地質調査が開始され、2010 年に「苫小牧 CCS 促進協議会」を設立、2012 年に苫小牧地点での実証試験が決定し、2016 年 4 月から 2019 年 11 月にかけて CO_2（二酸化炭素）圧入量 30 万ｔを達成しております。また、二酸化炭素を資源として再利用するカーボンリサイクルの取り組みが、新たに開始されたところでもあります。

本市としては、これまでの経緯を踏まえ、地球温暖化対策の更なる推進に向けた決意を示し、持続可能な快適都市の実現と、豊かな自然と調和した環境を次世代の子どもたちに引き継いでいくため、市民や地域、事業者の皆さまと一体となって連携・協働しながら、2050 年までに二酸化炭素の実質排出量ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」へ挑戦することを宣言いたします。

令和３年（２０２１年）８月２４日

苫小牧市長　岩倉 博文

刊　行　に　あ　た　っ　て

世界的にも珍しい溶岩円頂丘をもつ樽前山とその山麓に広がる豊かな森林、さらに全国屈指の渡り鳥の中継地としてラムサール条約に登録されているウトナイ湖を有するなど自然環境に恵まれた本市は、製紙業を始めとする工業都市として発展してきた歴史を持ちます。

昭和 48（1973）年には、公害のない健康で安全な都市環境の創造を目指す「人間環境都市」を宣言し、当時国内で問題となっていた大気汚染や水質汚濁などの公害対策に力を注いでまいりました。

平成 11（1999）年には、地球規模の環境問題に対応するため、「苫小牧市環境基本条例」を制定するとともに、平成 15（2003）年には、快適な環境の保全及び創造を目指す「苫小牧市環境基本計画」を策定いたしました。

また、脱炭素社会実現に向け、国内でも温室効果ガスの排出削減に向けた取組が加速化する中、令和 3（2021）年 8 月には、2050 年までの二酸化炭素の実質排出量ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」への挑戦を宣言し、世界共通の喫緊の課題である気候変動問題に、全市を挙げて取り組む決意をいたしました。

令和 5 年（2023）3 月には、「苫小牧市環境基本計画」を全面的に見直し、「ゼロカーボン推進計画」としての内容も加え、市、事業者、市民が推進主体となり、相互に連携しながら推進しているところでございます。

本書は、令和 4（2022）年度に実施した本市の環境保全及び創造に関する施策等をまとめたものであり、ご覧になった皆さんが環境問題への理解をさらに深め、自らが行動するきっかけになれば幸いでございます。

令和 6（2024）年 3 月

苫小牧市長　岩 倉 博 文

人間環境都市

「人間環境都市」は、人間主体のまちであり、豊かな自然と調和した文化の薫り高く潤いのある快適な生活環境の中で、共に生き生きと心豊かに暮らしながら、全ての市民が持てる能力で社会に貢献し、未来に向かって挑戦し続けるまちです。

～ 目　次 ～

第１章　苫小牧市の概要

第１節　地勢・気象 …… 1
1　位置及び面積 …… 1
2　気象 …… 2
第２節　歴史・沿革 …… 3
第３節　人口 …… 3
第４節　産業 …… 4

第２章　環境行政の概要

第１節　行政組織及び予算 …… 5
1　行政組織及び事務分掌 …… 5
2　予算 …… 6
第２節　環境に関する主な取組 …… 8
1　苫小牧市役所エコオフィスプラン …… 8
2　グリーン購入の取組 …… 9
3　公共工事環境配慮 …… １０
4　補助事業 …… １０
5　環境学習・啓発事業 …… １２
6　ゼロカーボンに関する取組 …… １５
第３節　審議会等 …… ２０
1　苫小牧市環境審議会 …… ２０
2　苫小牧市環境基本計画推進会議 …… ２１
3　苫小牧市自然環境保全審議会 …… ２２
4　自然保護監視員・鳥獣保護員・国設鳥獣保護区管理員 …… ２３
5　苫小牧市廃棄物減量等推進審議会 …… ２３

第３章　環境の現況と対策

第１節　大気 …… ２５

１　概況 …… ２５

２　測定地点及び測定項目 …… ２６

３　測定結果 …… ２９

４　大気汚染防止対策 …… ４６

第２節　水質 …… ４９

１　概況 …… ４９

２　環境基準達成状況 …… ５３

３　河川の水質測定地点及び測定結果 …… ５４

４　海域の水質測定地点及び測定結果 …… ６２

５　水質汚濁の防止対策 …… ６７

第３節　騒音・振動 …… ６９

１　概況 …… ６９

２　環境騒音及び自動車騒音・振動の状況 …… ７０

３　航空機騒音の状況 …… ７４

４　騒音・振動防止対策 …… ７５

第４節　悪臭 …… ７６

１　概況 …… ７６

第５節　公害苦情 …… ７８

第６節　自然環境 …… ８０

１　概況 …… ８０

２　自然環境保全地区等の指定の現況 …… ８０

３　野生鳥獣保護の現況 …… ８４

４　ウトナイ湖とラムサール条約 …… ８９

５　啓発事業 …… ９１

６　自然環境の保全対策 …… ９３

第７節　ごみ・リサイクル　・・・９６
１　基本理念　・・９６
２　ごみ収集の体制と施設　・・・９６
３　市が収集するごみ＜家庭から出されるごみ＞　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９７
４　市が収集しないごみ　・・９８
５　ごみの量　・・９９
６　ごみの内訳　・・・１００
７　春・秋の大掃除及び「ゼロごみの日」　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０１
８　ごみの広域処理　・・・１０１
９　その他　・・・１０１
１０　資源リサイクルに関する各種施策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０３
第４章　苫小牧市環境基本計画
第１節　概要　・・１０９
１　計画改定の背景　・・１０９
２　目的　・・・１０９
３　計画の位置づけと期間　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０９
４　計画の構成　・・・１１０
５　計画の推進体制　・・１１２
６　計画の進行管理　・・１１３
第２節　目標達成の指標　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１４
１　目標達成の指標　・・１１４
２　目標の達成状況　・・１１４
《安全安心快適なまち》　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１４
《人と自然が共生するまち》　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１５
《資源を大切にするまち》　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１５
《みんなで環境に取組むまち》　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１６
《地球環境にやさしいまち》　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１６
第３節　施策の実施状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１７
１　安全安心快適なまち　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１７

（１）健康で安全安心な生活環境を確保する　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１７
（２）潤いと安らぎのある快適都市の形成を図る　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２１
２　人と自然が共生するまち　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２４
（１）人と多様な生物が共存する豊かな自然環境を保全する　・・・・・・・・・・１２４
（２）緑あふれる豊かな環境を次世代に引き継ぐ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２５
３　資源を大切にするまち　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２５
（１）限りある資源を有効に無駄なく環境にやさしいまちづくりを進める１２５
４　みんなで環境に取組むまち　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２８
（１）環境を学び、大切にする心を育む　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２８
（２）よりよい環境づくりを進める活動の輪を広げる　・・・・・・・・・・・・・・・１２９
５　地球環境にやさしいまち　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３０
（１）環境に配慮し、地球温暖化対策を目指したまちづくりを進める　・・１３０
第４節　協働による計画の推進　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３４

資料編

【参考１】環境基準

１　大気汚染に係る環境基準　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４０
２　水質汚濁に係る環境基準　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４２
３　土壌の汚染に係る環境基準　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４８
４　地下水の水質汚濁に係る環境基準　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４９
５　ダイオキシン類に係る環境基準　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４９
６　騒音に係る環境基準　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５０
７　航空機騒音に係る環境基準　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５１

【参考２】指針値・要請限度

１　大気汚染に係る指針値　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５２
２　水質汚濁に係る要監視項目及び指針値　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５３
３　自動車騒音に係る要請限度　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５４

４　道路交通振動に係る要請限度 ・・・１５４

【参考３】悪臭物質と規制基準

１　臭気強度に対応する特定悪臭物質濃度 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５５
２　北海道の官能試験法による悪臭対策指導要綱による規制 ・・・・・・・・・・・・・・１５６

【参考４】法・条例による届出状況

１　大気関係 ・・１５７
２　水質関係 ・・・１５８
３　騒音・振動関係 ・・・１５９
４　悪臭関係 ・・１６１
５　ダイオキシン類関係 ・・１６１

【参考５】公害防止協定

１　締結状況 ・・１６２
２　協定値 ・・・１６４

【参考６】環境行政年表

・・１７１

【参考７】苫小牧市環境基本条例

・・１７７

第１章　苫小牧市の概要

第１節　地勢・気象

１　位置及び面積

本市は、道央圏南部に位置し太平洋を望み、道内外の人流・物流を結ぶアクセス拠点であります。また、北日本最大の国際拠点港湾である苫小牧港と、北海道の空の玄関口である新千歳空港のダブルポートを擁し、陸路では、道央自動車道、日高自動車道、国道 36 号などの幹線道路や鉄路（JR 室蘭本線・千歳線など）の交通結節点として各地に繋がっています。

北海道陸路交通の拠点都市

鉄　　道	ＪＲ室蘭本線、千歳線、 日高線への分岐点
国　　道	36 号（札幌ー室蘭） 234 号（岩見沢、旭川へ） 235 号（日高方面へ） 276 号（ニセコ方面へ）
自動車道	道央自動車道へ東・中央・西の ３か所のインターチェンジで直結。 高規格道路（日高自動車道）の起点

位　　置	東　経	141° 36′ 34″
	北　緯	42° 37′ 53″
広　ぼ　う	東　西	39.9　km
	南　北	23.6　km
	周　囲	124.5　km
標　　高　（海　抜）		6,651　m
面　　積		561.58　km^2

資料：苫小牧市統計書

2　気　象

本市は、７～8 月の平均気温が 20℃前後と涼しい気候で、年間を通じて日照時間も安定しています。また、降雪量は札幌市の４分の１程度で、道内でも降雪の少ない地域です。

■月別概況（令和４（2022）年）

	平均気温 (℃)	最高平均気温 (℃)	最低平均気温 (℃)	平均湿度 (%)	平均海面気圧 (hPa)	降水総量 (mm)	平均風速 (m/s)	日照時間 (h)	降雪量 (cm)
１月	-4.0	0.1	-9.1	74	1012.0	76.5	3.0	137.7	105
２月	-3.0	1.4	-8.2	72	1013.2	14.5	3.0	152.2	40
３月	1.3	5.2	-2.8	69	1013.5	74.5	3.1	154.7	50
４月	6.8	11.7	1.9	69	1015.7	8.5	3.1	246.2	－
５月	11.2	15.3	7.9	81	1011.5	131.5	3.2	211.8	－
６月	14.6	18.1	12.3	85	1010.2	190.0	3.3	133.8	－
７月	20.8	24.2	18.5	87	1009.4	135.5	2.7	100.3	－
８月	21.2	24.2	18.3	87	1007.7	454.5	3.3	114.5	－
９月	18.8	22.7	14.5	80	1015.1	154.0	3.4	178.0	－
10 月	12.0	16.7	6.8	75	1019.2	93.5	3.5	171.3	－
11 月	6.8	16.7	1.6	71	1017.2	52.0	3.4	137.9	－
12 月	-1.5	2.4	-5.9	68	1012.1	53.0	3.1	152.0	37

※ 降雪量における「－」は「降雪なし」または「1cm 未満の降雪」を示す。　　資料：室蘭地方気象台

※ 日照時間における「) 」は、統計を行う対象資料が許容範囲で欠けているが、一部の例外を除いて正常値（資料が欠けていない）と同等に扱う（準正常値）。

■気象極値

区　分	極　値	
最高気温	35.5℃	（平成 19（2007）年８月 15 日）
最低気温	－21.3℃	（昭和 20（1945）年１月 18 日）
月最大降水量	697.0mm	（昭和 56（1981）年８月）
月最小降水量	1.0mm	（令和２（2020）年 12 月）
日最大降水量	447.9mm	（昭和 25（1950）年８月 01 日）
日最大降雪量	47cm	（昭和 43（1968）年２月 20 日）
最深積雪	77cm	（昭和 53（1978）年３月 11 日）
最大風速	31.8m/s　風向・南	（昭和 29（1954）年９月 26 日）
最大瞬間風速	38.6m/s　風向・南東	（昭和 56（1981）年８月 23 日）
最低海面気圧	965.0hPa	（昭和 45（1970）年１月 31 日）

資料：室蘭地方気象台

※ 極値は、気象官署観測開始からの値を使用する。

※ 最深積雪は、平成 16（2004）年 10 月１日に特別地域気象観測所となったため統計切断となり参考値。

第２節　歴史・沿革

北海道には古くからアイヌ民族が暮らしており、苫小牧地方においても 15 世紀の半ば頃、道南に館を構えた小領主によって、アイヌ民族と和人の交易が行われていました。

寛政 12（1800）年になると、現在の東京都八王子市から八王子千人同心が勇武津（勇払）に移住し苫小牧の礎となり、明治 6（1873）年に開拓使が、勇払郡出張所を苫細（苫小牧）に移転し本格的な開拓が始まります。明治 43（1910）年に製紙工場の操業開始を契機に工業都市として歩みはじめ、昭和 26（1951）年に国家レベルの事業として日本初の内陸掘込港建設に着手、現在の苫小牧港（西港）が築かれました。

高度経済成長期に入ると東部大規模工業基地の開発に伴って、昭和 51（1976）年に東港区の建設に着手、昭和 55（1980）年に第一船を迎え入れ、平成 13（2001）年以降、内貿取扱貨物量全国 1 位、令和 3（2021）年には港湾取扱貨物量全国 4 位まで成長し、現在では製紙業をはじめ石油精製・自動車部品製造業などの多種多様な企業が立地し、北日本最大の国際貿易港を有した産業集積都市として、発展し続けています。

第３節　人　口

苫小牧市政が始まった昭和 23（1948）年の 3 万 3 千人から、経済成長期に 16 万人まで増加し、平成 25（2013）年の 17 万 4 千人をピークに人口減少傾向にあります。令和 4（2022）年 12 月末現在の人口は 168,299 人（世帯数 90,867 世帯）となり、前年末から 1,229 人の減（342 世帯の増）、対前年増減率は▲0.57%（0.38%）で、9 年連続で減少しています。

■人口及び世帯数の推移

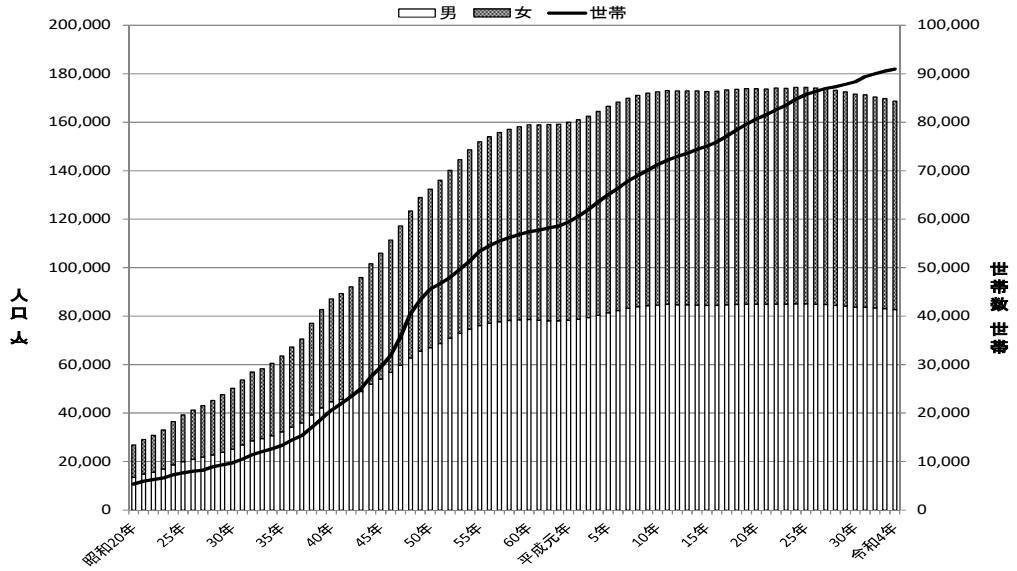

資料：苫小牧市統計書

(注）平成 24（2013）年 7 月以降の人口は、断りのない限り住民基本台帳法の改正により、外国人住民を含む。

第４節　産　業

本市は道内最大の工業都市であり、製造品出荷額などでは、人口で 10 倍以上を有する札幌市を上回り、北海道全体の 20.6%を占めています。その中でも、石油製品･石炭製品製造業、輸送用機械器具製造業、自動車部品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業が特に盛んです。

また、本市における製造品出荷額等とその事業所数の推移を見ると、事業所の大型化傾向も見られます。

■製造品出荷額等道内都市別割合（令和４（2022）年）

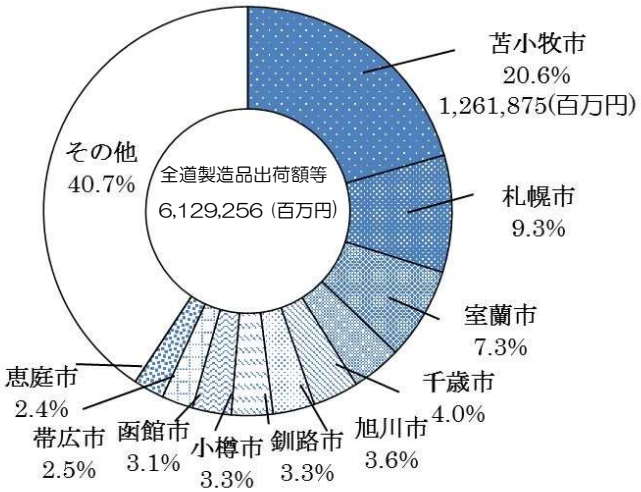

■苫小牧市における製造品出荷額等及び事業所数の推移

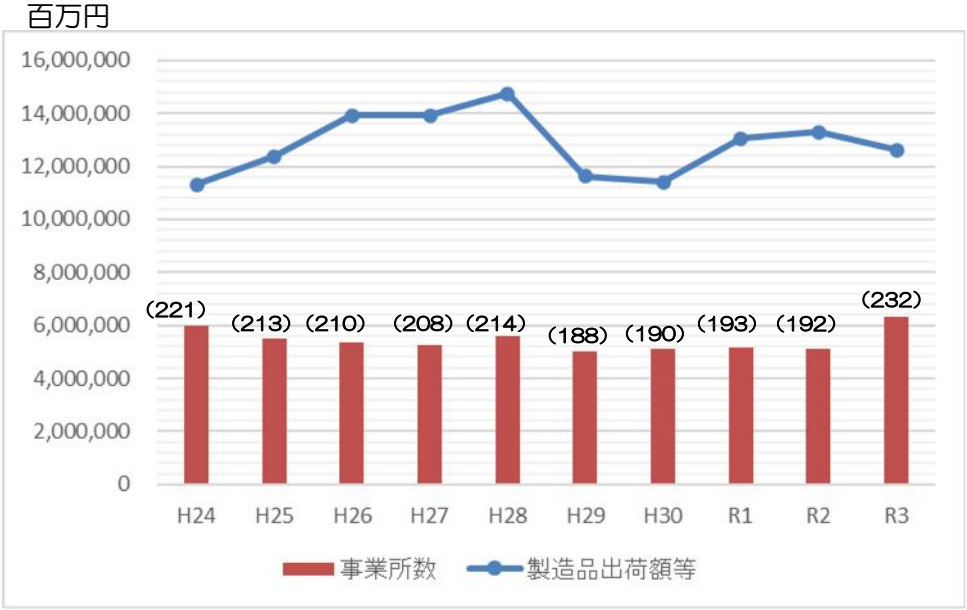

資料：北海道工業統計確報、経産省製造事業所調査

※「製造品出荷額等」とは、製造品出荷額、加工賃収入額、その他収入額及び製造工程から出たくず及び廃物の出荷額の合計である。

第２章　環境行政の概要

第１節　行政組織及び予算

１　行政組織及び事務分掌

（令和５（2023）年３月31日現在）

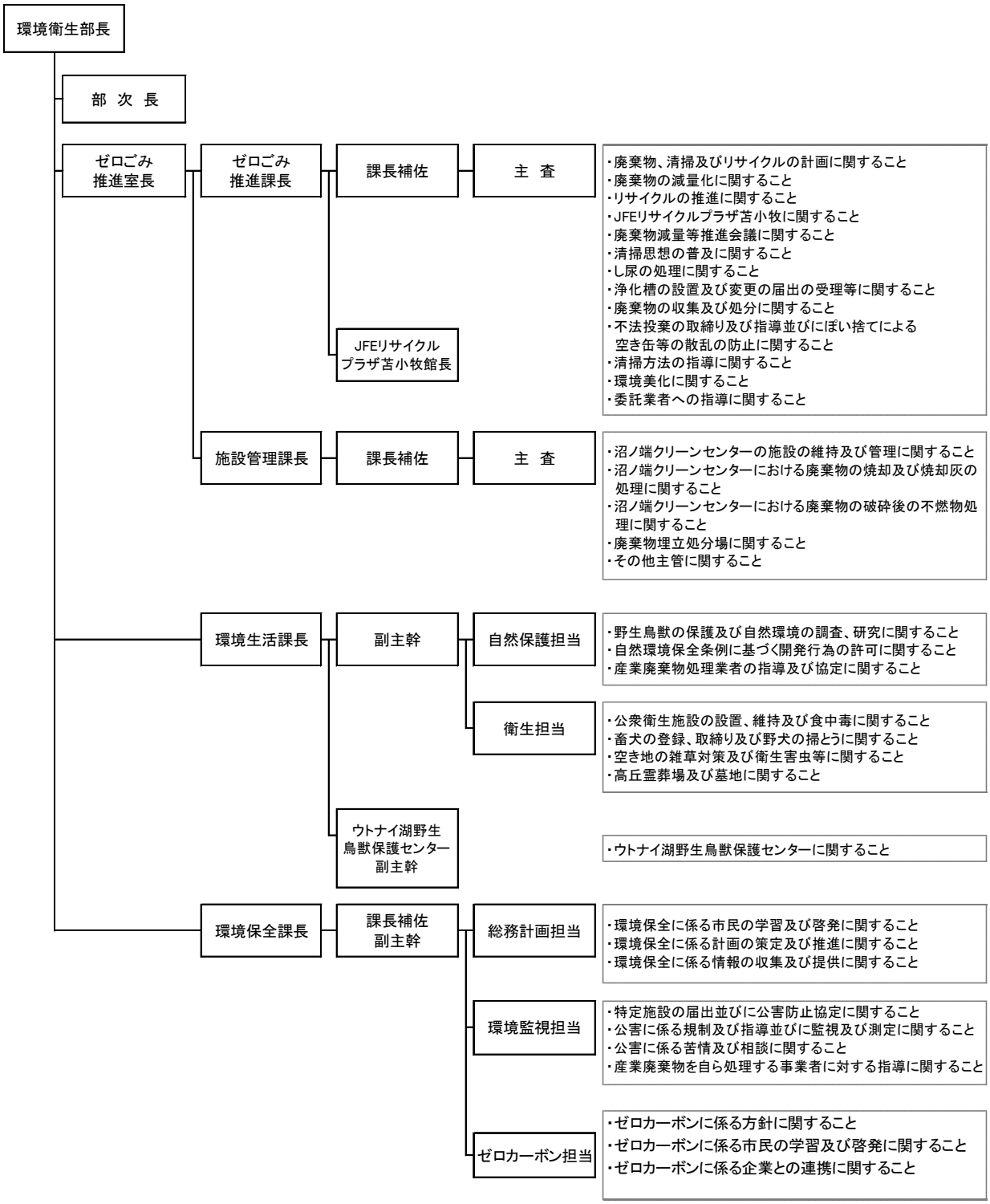

２　予　算

■公害対策費の事業別予算内訳　（単位：千円）

事　業　区　分	令和４(2022)年度予算額	令和５(2023)年度予算額	比 較 増 減
環境審議会委員経費	128	132	4
環境保全業務等経費	2,610	3,023	413
公害対策経費	26,653	26,537	▲116
環境基本計画推進事業費	413	0	▲413
公害測定機器整備事業費	0	10,212	10,212
ゼロカーボンハウス促進補助金	7,000	111,870	104,870
ゼロカーボン推進啓発事業	0	7,330	7,330
環境保全啓発事業費	800	0	▲800
公共施設再生可能エネルギー導入事業費	0	20,000	20,000
環境基本計画（ｾﾞﾛｶｰﾎﾞﾝ推進計画）策定事業費	15,770	0	▲15,770
臭気削減効果調査委託事業費	0	2,000	2,000
ゼロカーボン×ゼロごみ大作戦！	0	4,242	4,242
計	53,374	185,346	131,972

※予算額は当初予算額　（担当課：環境保全課）

■自然環境保護費及び衛生諸費の事業別予算内訳　（単位：千円）

事　業　区　分	令和４(2022)年度予算額	令和５(2023)年度予算額	比 較 増 減
(自然環境保護費)			
自然環境保全審議会委員経費	336	454	118
自然環境保護経費	5,091	5,950	859
野生鳥獣保護センター管理運営経費	13,640	13,481	▲159
アライグマ・エゾシカ等生活環境被害対策事業費	10,840	13,507	2,667
生物多様性推進事業費	0	12,199	12,199
小計	29,907	45,591	15,684
(衛生諸費)			
環境衛生経費	212	199	▲13
動物火葬場維持管理経費	1,507	1,515	8
畜犬登録事務等経費	3,473	3,363	▲110
公衆浴場下水道料金軽減経費	21,500	20,000	▲1,500
霊葬場指定管理費	57,282	61,421	4,139
苫小牧地方食品衛生協会補助金	120	120	0
公衆浴場振興補助金	378	378	0
霊園維持管理運営経費	27,452	29,179	1,727
公衆浴場設備整備助成金	1,112	1,500	388
公衆浴場確保対策事業費	750	750	0
霊葬場整備事業費	18,098	13,672	▲4,426

霊園管理基金積立金	1,000	1,400	400
霊園改修等事業費	-	23,925	23,925
霊葬場大型炉整備事業費	-	13,310	13,310
畜犬管理システム導入事業費	4,377	-	▲4,377
墓所返還支援事業費	150	-	▲150
小計	137,411	170,732	33,321
計	167,318	216,323	49,005

※予算額は当初予算額　　(環境生活課)

■清掃関連の事業別予算内訳　　（単位：千円）

事　業　区　分	令和４(2022)年度予算額	令和５(2023)年度予算額	比 較 増 減
(清掃総務費)			
廃棄物減量等推進審議会委員経費	324	501	177
清掃庁舎管理運営経費	8,225	8,819	594
リサイクルプラザ事業推進経費	7,547	7,403	▲144
災害廃棄物処理計画策定事業費	3,314	0	▲3,314
ゼロカーボン×ゼロごみ大作戦！事業費	0	2,830	2,830
小計	19,410	19,553	143
(塵芥処理費)			
塵芥処理事業経費	740,185	777,751	37,566
清掃車両運行経費	11,814	13,128	1,314
資源物中間処理事業費	216,049	215,729	▲320
資源リサイクル運動推進事業費	197,370	256,369	58,999
清掃統計処理システム事業費	5,531	863	▲4,668
小計	1,170,949	1,263,840	92,891
(清掃施設費)			
沼ノ端クリーンセンター管理運営経費	480,162	502,871	22,709
埋立処分場管理運営経費	32,188	29,363	▲2,825
清掃施設ダイオキシン類測定分析業務費	2,897	3,052	155
廃棄物処理施設整備基金積立金	100,073	100,088	15
沼ノ端クリーンセンター整備事業費	198,220	213,665	35,499
小計	813,540	849,039	12,572
(し尿処理費)			
し尿処理経費	138,046	138,708	662
西町し尿処理施設改修事業費	4,093	3,759	▲334
合併処理浄化槽設置整備事業費	1,500	1,500	0
小計	143,639	143,967	328
計	2,147,538	2,276,399	▲128,861

※予算額は当初予算額　　(担当課：ゼロごみ推進課、施設管理課)

第２節　環境に関する主な取組

１　苫小牧市役所エコオフィスプラン

本市では、平成 14（2002）年に「苫小牧市役所地球温暖化防止実行計画」を策定し、市の事務・事業から排出される温室効果ガスの削減に取り組んできました。

また、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」（以下、「省エネ法」という。）の改正により特定事業者の指定を受け、平成 22（2010）年 11 月に「省エネ法」に基づく取組方針を策定し、エネルギー使用量の削減にも取り組んできました。

温室効果ガス削減の取組は、エネルギー使用量削減の取組と一致する部分が多いため、平成 23（2011）年４月に策定した「苫小牧市役所エコオフィスプラン」において、環境マネジメントシステムのＰＤＣＡサイクルの手法を取り入れ、市の事務・事業における温室効果ガス排出量及びエネルギー使用量の削減を目指して取組を進めています。

(第１期エコオフィスプラン計画期間：平成 22（2010）年度～平成 26（2014）年度
(第２期エコオフィスプラン計画期間：平成 27（2015）年度～令和 元（2019）年度
(第３期エコオフィスプラン計画期間：令和 2（2020）年度～令和 7（2025）年度

（１）温室効果ガス排出量削減の取組

令和４（2022）年度の市役所における温室効果ガス排出量は、56,280ｔ-CO_2となり、基準（平成 25（2013））年度と比べると 8.3%減少しました。内訳として、エネルギー起源 CO_2は市役所全体の合計で 0.5%の増加、廃棄物燃焼による非エネルギー起源 CO_2では、30.2%の減少となりました。

※非エネルギー起源 CO_2について算定方法を見直したため、基準年度まで遡り数値を修正しています

■苫小牧市役所の CO_2排出状況　（単位：t-CO_2）

排　出　区　分	平成 25(2013)年度（基準年度）	令和 4(2022)年度	増　減
エネルギー起源 CO_2	42,337	40,390	0.5%
非エネルギー起源 CO_2（廃棄物燃焼）	17,016	15,890	-30.2%
合　計	59,353	56,280	-8.3%

（２）省エネルギーの取組

令和４（2022）年度の市役所におけるエネルギー消費量は、17,002ｋL（原油換算）となり、基準（平成 25（2013））年度と比べると 1.2%増加しました。主な増加理由は、対象施設数の増加及びコロナ対策の緩和による公共施設の稼働時間が対策以前の水準に戻ったこと、冬季間の換気が引き続き行われていることが挙げられます。

内訳は、燃料燃焼・熱供給が 3.6%増加し、電気使用が 0.1%、自動車使用が 9.4%、それぞれ減少しています

２　グリーン購入の取組

物品等を購入する場合に、品質や価格だけではなく環境への影響を考え、環境負荷ができるだけ小さい物品等を優先的に購入することをグリーン購入といいます。

平成 13（2001）年４月に施行された、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づき、本市においても平成 15（2003）年１月にグリーン購入推進方針を策定し、取組を開始しました。

なお、取組品目数は過去数年間で購入実績がない物品や極端に少ない物品の除外、また、類似品目の統合などにより変動します。

■グリーン購入取組実績

区分＼年度		H30（2018）	R１（2019）	R２（2020）	R３（2021）	R４（2022）
取組品目数		24	24	24	24	24
取組分野	紙　類	88.1%	91.1%	91.1%	75.9%	85.0%
	文　具　類	99.8%	99.8%	99.7%	99.7%	99.1%
	電　池	99.8%	99.8%	100%	100%	100%
グリーン購入率(%)		88.5%	91.5%	91.3%	88.6%	89.1%

※R３（2021）年度から集計基準を変更

３　公共工事環境配慮

グリーン購入の中で特に環境に与える影響が大きい公共工事の分野に関しては、グリーン購入推進方針とは別に、平成 15（2003）年３月に公共工事環境配慮指針を策定し、取組を行っています。

■公共工事環境配慮取組実績

区分＼年度	H30（2018）	R１（2019）	R２（2020）	R３（2021）	R４（2022）
取組項目数	29	29	29	29	29
取組実績数	17	18	19	18	17
対象工事数	209	.178	165	148	147
環境配慮率(%)	90.4%	93.7%	91.8%	87.0%	90.2%

４　補助事業

(１)ゼロカーボンハウス促進補助金

平成 21（2009）年度から、地球温暖化対策の一環として太陽光発電システムを自ら居住する住宅に設置する方に設置費の一部を補助する事業を展開しています。

平成 28（2016）年度からは、3 機種の省エネ給湯暖房器システムを加え、令和元年度にはHEMS（ホームエネルギーマネジメントシステム）及び定置用リチウムイオン蓄電池設置補助を加え、令和 2（2020）年度からはコレモ（家庭用ガスエンジンコージェネレーションシステム）及びＶ２Ｈ（ビークルツーホーム）を追加しました。

令和 4 年度からは、エコジョーズ、エコフィール、コレモが補助対象外となり、新たに車の電気を自宅に給電する給電装置を補助対象に加えました。

■補助率及び上限金額（令和４（2022）年度）

〇太陽光発電システム（購入・設置費の 1/10：上限 15 万円）〇エコキュート（購入・設置費の 1/10：上限 4.5 万円）〇ＨＥＭＳ（購入・設置費の 1/10：上限 2 万円）〇定置用リチウムイオン蓄電池（購入・設置費の 1/10：上限 12 万円）〇Ｖ２Ｈ（購入・設置費の 1/10：上限 5 万円）〇給電装置(購入・設置費の 1/10：上限 3 万円)

■補助実績　(単位：件)

年度	太陽光発電	エコキュート	エコジョーズ	エコフィール	HEMS	蓄電池	コレモ	V2H	給電装置	計
H21（2009）	5	-	-	-	-	-	-	-	-	5
H22（2010）	10	-	-	-	-	-	-	-	-	10
H23（2011）	20	-	-	-	-	-	-	-	-	20
H24（2012）	101	-	-	-	-	-	-	-	-	101
H25（2013）	148	-	-	-	-	-	-	-	-	148
H26（2014）	110	-	-	-	-	-	-	-	-	110
H27（2015）	51	-	-	-	-	-	-	-	-	51
H28（2016）	31	64	179	51	-	-	-	-	-	325
H29（2017）	34	69	163	83	-	-	-	-	-	349
H30（2018）	35	74	182	70	-	-	-	-	-	361
R1（2019）	19	29	50	50	6	5	-	-	-	159
R2（2020）	14	37	43	64	7	8	2	0	-	175
R3（2021）	16	31	22	32	5	21	6	0	-	133
R4（2022）	40	98	-	-	7	26	-	0	9	180
計	634	402	639	350	25	60	8	0	9	2,127

(２)苫小牧市省エネ家電製品普及促進補助金事業

内閣府の「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」を活用し、家庭におけるエネルギー費用負担を軽減するため、省エネ性能の高い家電製品への買い替え促進により生活者の支援を目的とした臨時事業です。

補助の対象となる家電製品は、家庭におけるエネルギー費用負担の軽減及び二酸化炭素の削減に寄与し、日常的に稼働率の高い冷蔵庫及び LED 照明としました。

対象家電製品	購入価格(税抜き)	補助額	交付件数
冷蔵庫+LED 照明	150,000 円以上	60,000 円	368 件
	100,000 円以上	40,000 円	49 件
	50,000 円以上	20,000 円	12 件
	30,000 円以上	12,000 円	3 件
LED 照明 (冷蔵庫同時購入の場合)	10,000 円以上	10,000 円	127 件
LED 照明のみ	20,000 円以上	10,000 円	78 件
合計			637 件

5　環境学習・啓発事業

現在の環境問題は多種多様であり、地球温暖化など私たちの生活と密接に結びついた問題の解決には、市民一人ひとりの取組が大切です。

本市では各種の環境学習・啓発事業を実施し、市民の環境意識の向上に努めています。

（1）出前講座・副読本

市民や学校などの要請に応じて市職員が市民団体や学校、事業所に出向き、地球温暖化やゼロカーボン等、環境保全に関する講座を行っています。

令和 4（2022）年度は、15 件 479 人の市民が受講しました。

また、地球温暖化や廃棄物など様々な環境問題への意識啓発として、小学 4 年生及び中学 1 年生を対象とした環境教育副読本「ゼロカーボンとゼロごみのまち とまこまい」を市内全小中学校へ配布しており、授業や様々な活動の場面で有効活用されています。

（2）環境月間啓発事業

昭和 47（1972）年 6 月 5 日から 16 日まで開催された国連人間環境会議において、人類とその子孫のための人間環境の保全と改善を世界共通の努力目標として、実現の意思を表明するため「人間環境宣言」が採択されました。これを記念して、開催日である 6 月 5 日を「世界環境デー」と定め、世界各国で様々な行事が行われています。我が国では 6 月を「環境月間」と

定め、将来により良い環境を継承するため、国、地方公共団体、民間団体などによって各種の事業が実施されています。

本市では「環境月間」に合わせて、パネル展示や庁内放送等を行うとともに、１か月間、5つの項目に取り組む「エコドライブのすすめ」を市職員全員で実践し、令和４（2022）年度は、通常運転と比較して、全体で 12,684L の燃料削減と 29,173kg の CO_2 削減となりました。

また、環境省によるライトアップキャンペーン「#環境の日はグリーン」に参画し、6 月 5 日に苫小牧信用金庫本店、高齢者複合施設Ⅲ（ふれんどビル）、緑ケ丘公園展望台が緑色にライトアップされました。

（３）環境基本計画推進事業

市民に環境保全と創造などの大切さを学び関心を持ってもらうことを目的として、環境基本計画推進会議（市民・事業者・市の三者による協働組織）により毎年度実施しています。

令和４（2022）年度は環境基本計画推進会議の、ゼロカーボンに向けた取組を行っている事業所を見学する「身近なゼロカーボン見学会」、市内小学生を対象に環境保全への意識を高めてもらうことを目的とした「ゼロカーボンポスターコンテスト」、薪割りや間伐材集め等を通して森林環境保護を学ぶ「秘密基地を作ろう！」、省エネ調理法を学び実践する「親子でエコ・クッキング教室」を実施したほか、新型コロナウイルス感染拡大の状況下でも事業所のエコな取組を学べる動画「突撃！とまエコ企業」を YouTube で公開しました。

なお、水生生物の採取や水質状況の調査から環境保護を学ぶ「せせらぎスクール」が河川増水のため、地引網体験や簡易水質測定を通じ自然環境を学ぶ「ウトナイ湖漁業体験」が新型コロナウイルス感染症感染拡大のため、関係各所と協議の結果中止となりました。

（４）環境保全啓発事業

令和２（2020）年度より民間企業への委託事業として、「エコドライブコンテスト」、「省エネコンテスト」、「Instagram での環境保全活動の配信」等を行っています。

令和４年度(2022)年度は、上記に加え、古本の表紙を再利用し下敷きを作る「エコアイテムづくり」、風呂敷マスター協会の村田なちこ先生を講師に招き、わかりやすい実演・解説によりエコな風呂敷活用術を学ぶ「風呂敷講座」を Instagram で動画配信しました。

（５）消費生活展

令和４年 10 月 22 日に第 49 回「みんなの消費生活展」が開催され、エコドライブシミュレーターを活用し、25 名の来場者にエコドライブの必要性を啓発発信することができました。また、そのうち、15 名の方にエコドライブ宣言をしていただきました。

（６）エコドライブ宣言

地球温暖化防止対策に有効な運転方法である「エコドライブ」を宣言し、下記の取組を実践する方を募集しています。令和４（2022）年度は 111 名が新たにエコドライブ宣言し、令和５（2023）年３月 31 日現在 5,844 名の市民及び市内の事業所へ通勤されている方が「エコドライブ宣言」され取組を実践しています。

■取組項目

1　ふんわりアクセル「e スタート」
2　加減速の少ない運転
3　早めのアクセルオフ
4　アイドリングストップ
5　エアコンの使用を控えめに
6　タイヤの空気圧をこまめにチェック
7　不要な荷物は積まずに走行
8　その他、独自に取り組まれている事項

エコドライブステッカー

【ふんわりアクセル「e スタート」とは】
燃費を向上させる「やさしい発進」のことで、平成 17（2005）年末に、エコドライブ関連４省庁にて構成される「エコドライブ普及連絡会」で決定されました。
発信から最初の５秒間で時速 20km に達するくらいの加速が目安とされており、燃費消費は 10%程度少なくなります。

とまチョップエコドライブステッカー

6　ゼロカーボンに関する取組

（１）苫小牧市ゼロカーボンシティ宣言

平成 27（2015）年、国連気候変動枠組条約締約国会議（COP）において、気候変動対策に関する国際的な枠組みである「パリ協定」が採択されました。協定の中では「世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をする」という長期目標を掲げており、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）によると、地球温暖化を 1.5℃以内へ抑制するためには、2050 年前後に温室効果ガス排出量を実質ゼロにする必要があるとされています。

これを受け、各国が野心的な温室効果ガスの削減目標を掲げていくなか、令和元（2019）年 10 月、我が国においても菅内閣総理大臣（当時）が「2050 年までに温室効果ガスの実質排出量ゼロを目指す」ことを宣言しました。そして令和 3（2020）年 8 月、本市でも「2050 年までに二酸化炭素の実質排出量ゼロを目指す」と表明しました。

（２）苫小牧 CCUS・ゼロカーボン推進協議会

平成 22（2010）年 4 月、二酸化炭素の地中貯留技術(CCS)の実証試験の苫小牧地域誘致を目指し「苫小牧 CCS 促進協議会」が発足しました。実証試験地が苫小牧地区に決定した後も、現場視察会や広報への掲載を通じて CCS の必要性や安全性を広く周知する活動等を行ってきました。

令和元（2019）年 11 月、苫小牧 CCS 対規模実証試験における目標である、累計 30 万トンの CO_2圧入が達成され、現在は圧入を停止しモニタリングが行われています。一方、国等においては、カーボンリサイクル事業の実施に向けた検討が行われ、これらの新たな動きを踏まえ、令和 2（2020）年 9 月に「苫小牧 CCUS・カーボンリサイクル促進協議会」へ改組を行いました。

そして令和 3（2021）年 10 月、ゼロカーボンシティへの挑戦と、地域の脱炭素化と産業振興の両立を目指し、地域一体となって取組を進めるため「苫小牧 CCUS・カーボンリサイクル促進協議会」に「苫小牧水素エネルギープロジェクト会議」を併合し、「苫小牧 CCUS・ゼロカーボン推進協議会」へ改組しました。また、各取組を集中的に協議する 3 つの専門部会を設け、具体的な案件について意見交換を行っております。

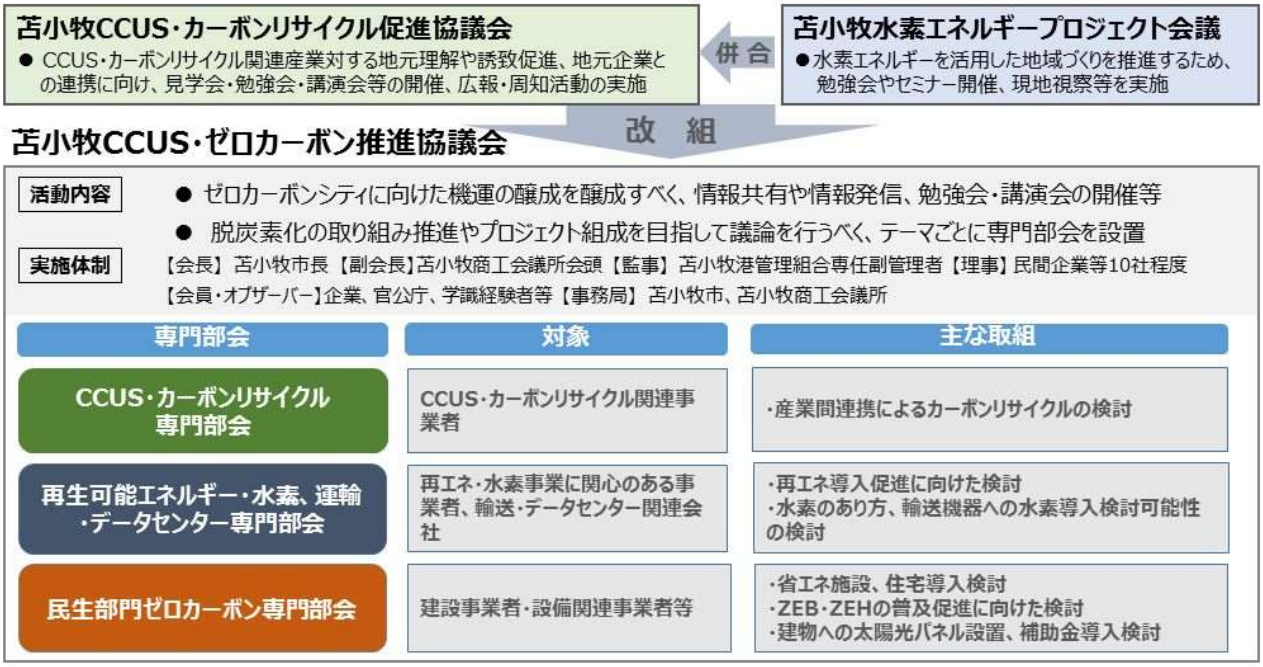

■活動実績（令和４（202２）年度）

開催日	会議名	内容
6/23	再生可能エネルギー・水素、運輸・データセンター専門部会	講話「水素社会の実現に向けた北海道の役割」
6/23	民生部門ゼロカーボン専門部会	取組紹介「積雪寒冷地型（ZEB）の実現」 ZEH 補助事業等の意見交換
10/12	苫小牧 CCUS・ゼロカーボン推進協議会	苫小牧港カーボンニュートラルポートについて
10/27	民生部門ゼロカーボン専門部会 ZEB 小委員会	ゼロカーボンハウス促進補助金に関するアンケート（結果報告）
11/17	民生部門ゼロカーボン専門部会	太陽光発電システム・重点対策加速化事業の意見交換
3/24	苫小牧 CCUS・ゼロカーボン推進協議会	苫小牧ゼロカーボン WEB 勉強会（講演会） 「苫小牧における CCUS 実現に向けた取組について」 「出光北海道製油所のカーボンニュートラルの取組」 「苫東エリアでのカーボンニュートラルの取組について」 「苫小牧を拠点とするカーボンリサイクルに係る産業間連携調査及び苫東 GX-hub 構想について」 「苫小牧港カーボンニュートラルポート形成計画について」

（３）ゼロカーボンシティの実現に向けたタスクフォース

市役所内部では、ゼロカーボンを一丸となって推進していくため、令和４（2022）年１月に「ゼロカーボンシティの実現に向けたタスクフォース」を立ち上げました。各部代表次長によって構成し、市役所内全体の方針の協議や、各部の取組状況の共有などを行っています。

また、勉強会等を通し庁内の意識醸成を図るプロジェクトチーム、個別事案の検討を行うワーキンググループも併せて設置しています。

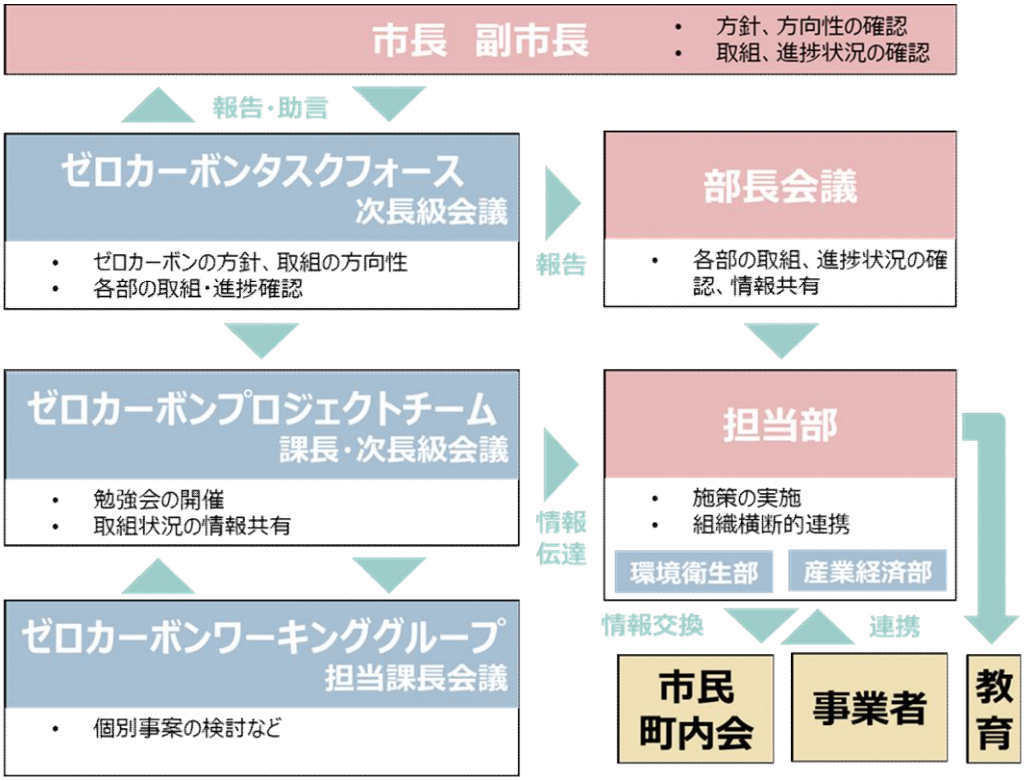

■開催実績（令和４（2022）年度）

開催日	会議名	内容
5/23	タスクフォース（次長級会議）	・各部の取組状況・課題について ・エコオフィスプラン改定に係る基礎調査への検討状況
7/15	タスクフォース（次長級会議）	・太陽光発電設備等設置に係る支援委託業務におけるモデル自治体の採択 ・エコオフィスプラン改定作業の進捗
8/25	ワーキンググループ（担当課長会議）	・小学校等市有施設の ZEB 化検討と補助金の活用
1/13	タスクフォース（次長級会議）	・重点対策加速化事業（市有施設の太陽光発電設備導入） ・LED 照明更新計画

（４）TEAM「ゼロカーボンいぶり@苫小牧」

ゼロカーボンシティ実現に向けた取組として、令和４（2022）年４月に、TEAM「ゼロカーボンいぶり@苫小牧」を立ち上げました。苫小牧市とともに、ゼロカーボンに取組む”チームの一員”となる市内事業所を募集し、令和５年３月末現在で、全 10 社から申請をいただいています。

登録事業者の取組みは、市 HP などで公開するほか、今後、「突撃！とま工コ事業」を活用し、市公式 YouTube チャンネルでご紹介することを予定しています。

登録すると…
①事業所で行っている取組みを市ＨＰなどで紹介！
②登録証とスペシャルステッカーをお渡しします！

（５）企業版ふるさと納税

まち・ひと・しごと創生寄附事業に係る本市の地域再生計画が令和２（2020）年７月３日付で内閣府より認定され、企業版ふるさと納税の受付を開始しました。

令和４（2022）年度から「苫小牧ゼロカーボンシティプロジェクト」を寄附募集事業に加え、令和５年３月末現在で、計４件の寄附をいただいています。

■「苫小牧ゼロカーボンシティプロジェクト」への寄付者（令和４（2022）年度）

寄附受領日	寄付者	寄付額
6/29	フィールドワーク株式会社（北海道札幌市）	100,000 円
8/12	北海道管材株式会社（北海道札幌市）	1,000,000 円
8/22	非公表	300,000 円
2/28	株式会社栗林商会（北海道室蘭市）	1,000,000 円

（６）みんなで取り組むゼロカーボン！

ゼロカーボンに向けた家庭での取り組みを広く周知するため、令和３（2021）年 11 月号の広報とまこまいより、イラストとともに二酸化炭素削減テクニックを紹介する「みんなで取り組むゼロカーボン！」を掲載しています。

広報とまこまい１月号（2022 年）より

広報とまこまい２月号（2022 年）より

第３節　審議会等

１　苫小牧市環境審議会

本市の環境施策について市長の諮問に応じ、調査・審議を行うことを目的として平成 11（1999）年７月に制定された「苫小牧市環境基本条例」に基づき設置されました。

審議会は 20 人以内の委員で構成され、学識経験者、市民（公募）、事業者、民間団体に委嘱しています。

■第 12 期 苫小牧市環境審議会委員名簿(令和５（2023）年３月 31 日現在)（五十音順）

区　分	氏　　名		役　職　等
学識経験者		植田　尚樹	北洋大学　講師
		岸田　　治	北海道大学北方生物圏フィールド科学センター　准教授
	◎	中村　　努	苫小牧工業高等専門学校　教授
		陳　　曦	北洋大学　講師
		八田　茂実	苫小牧工業高等専門学校　教授
市民		大井　正美	公　募
		川上　啓子	公　募
		小越　みず衣	公　募
		畠山　俊彦	公　募
		山川　　貢	公　募
事業者		尾本　英二	苫小牧漁業協同組合　専務理事
		芹澤　朋裕	苫小牧商工会議所　総務係長
	○	野村　真理子	とまこまい広域農業協同組合
		水野　健司	北海道電力ネットワーク株式会社道央南統括支店　業務部長
民間団体		岩田　典一	苫小牧市町内会連合会　理事
		斉藤　優子	苫小牧消費者協会　理事
		田中　雅子	苫小牧市中学校長会　研修・情報部
		永谷　俊文	苫小牧市ＰＴＡ連合会　副会長
		松岡　千鶴	苫小牧市婦人団体連絡協議会　副会長
		和歌月　里佳	公益財団法人日本野鳥の会 ウトナイ湖サンクチュアリレンジャー

◎ 会長　○ 副会長　(任　期　令和３年（2021）年６月１日～令和５（2023）年５月 31 日)

（事務局：環境衛生部環境保全課）

２　苫小牧市環境基本計画推進会議

本市の環境保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画である「苫小牧市環境基本計画」を推進することを目的として、平成 16（2004）年６月に設置されました。

会議は 15 人以内の委員で構成され、市民（公募）、事業者・民間団体に委嘱しています。

また、委員任期満了及び第４次環境基本計画の策定に併せ、令和５（2023）年３月 31 日をもって、環境審議会へその役割を統合しました。

■苫小牧市環境基本計画推進会議委員名簿（令和５（2023）年３月 31 日現在）(五十音順)

区　分		氏　名	役　職　等
市　民		川上　啓子	公　募
		小越　みずゑ	公　募
	○	小林　裕子	公　募
		中島　亮	公　募
事　業　者		大橋　渡	生活協同組合コープさっぽろ宅配事業本部苫小牧センター長
		芹澤　朋裕	苫小牧商工会議所　総務係長
		髙橋　賢考	株式会社イワクラ　環境事業部長
		前山　桃香	苫小牧港開発株式会社　総務部総務・広報課
		南　和秀	イオン北海道株式会社イオン苫小牧店　人事総務課長
		渡辺　公平	北海道電力ネットワーク株式会社道央南統括支店　業務部企画総務グループリーダー
民間団体	◎	岩田　典一	苫小牧市町内会連合会　理事
		下江後　洋介	苫小牧市教育研究会環境教育部会　幹事長
		盛澤　貞雄	特定非営利活動法人　北海道環境対策連合会　会長
		保田　ひとみ	苫小牧消費者協会　理事

◎ 会長　○ 副会長　　(任　期　令和３（2021）年４月１日～令和５（2023）年３月 31 日)

（事務局：環境衛生部環境保全課）

3　苫小牧市自然環境保全審議会

「苫小牧市自然環境保全条例」に基づき、市長の附属機関として自然環境の保全に関する事項を調査・審議するため、昭和 49（1974）年 7 月 15 日に設置されました。

審議会は、自然保護に関する学識経験者や各分野から選ばれた 15 人の委員で構成されています。

■第 24 期 苫小牧市自然環境保全審議会委員名簿 (令和 5（2023）年 3 月 31 日現在) (五十音順)

区　分		氏　名	役　職　等
推　薦	◎	下夕村　光弘	苫小牧工業高等専門学校　教授
	○	荒木　義信	一般社団法人北海道猟友会　苫小牧支部長
		稲田　咲枝	平等社会を推進するネットワーク苫小牧　理事
		大津山　泰斗	苫小牧市まちを緑にする会　理事
		清藤　晃二	胆振東部森林管理署　森林技術指導官
		郷路　正明	苫小牧市町内会連合会　理事
		坂下　勉	北海道胆振総合振興局森林室　普及課長
		田中　雅子	苫小牧市教育委員会　苫小牧市中学校長会
		丹治　有貴	苫小牧市広域森林組合苫小牧支所
		松本　潤慶	公益財団法人日本野鳥の会 ウトナイ湖サンクチュアリ チーフレンジャー
		林崎　竹亜	一般社団法人苫小牧観光協会　常務理事
		脇田　陽一	地方独立行政法人北海道立総合研究機構　森林研究本部林業試験場　森林環境部長
公　募		菊地　綾子	公　募
		黒崎　暁子	
		渡邊　あゆみ	

◎ 会長　○ 副会長　　(任 期　令和 4（2022）年 10 月 1 日～令和 6（2022）年 9 月 30 日)

(事務局：環境衛生部環境生活課)

４　自然保護監視員・鳥獣保護員・国設鳥獣保護区管理員

「苫小牧市自然環境保全条例」、「北海道自然環境等保全条例」及び「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づいて委嘱された方が、自然環境の保全に必要な監視や指導を行っています。

■自然保護監視員・鳥獣保護員・国設鳥獣保護区管理員名簿(令和５（2023）年３月31日現在)

役　職	氏　　名	委嘱機関	任　期
自然保護監視員	早　坂　　一　秀	苫小牧市	令和４（2022）年４月１日～ 令和５（2023）年３月31日
鳥獣保護員	荒　木　　義　信	北　海　道	令和４（2022）年４月１日～ 令和５（2023）年３月31日
国指定ウトナイ湖鳥獣保護区管理員	滝　本　　宏　昭	環　境　省	令和４（2022）年４月１日～ 令和５（2023）年３月31日

５　苫小牧市廃棄物減量等推進審議会

ごみの減量化・再生利用等について、幅広く市民から意見を聴くため、平成５（1993）年３月９日に制定された「苫小牧市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」に基づき設置されました。

審議会は、市民（公募）、学識経験者、事業者・民間団体から選ばれた20人以内の委員で構成されています。

■第 14 次 苫小牧市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

(令和 5（2023）年 3 月 31 日現在) (五十音順)

区　分	氏　　名		所　属　等
市　　民		緒 方　　共	公募
		川 上　啓 子	公募
学識経験者	◎	栗 山　昌 樹	苫小牧工業高等専門学校
	○	平 野　博 人	苫小牧工業高等専門学校
事　業　者 ・ 団 体 推 薦		阿　部　　勲	苫小牧市資源リサイクル団体連絡協議会
		榎 本　郁 子	苫小牧市町内会連合会
		遠 藤　和 盛	苫小牧商工会議所
		後 藤　敏 彦	苫小牧市小学校長会
		今 野　雄 一	生活協同組合コープさっぽろ
		佐 藤　咲 子	苫小牧資源リサイクル協同組合
		佐 藤　一 美	ＮＰＯ法人エクスプローラー北海道
		鈴　木　　吾	一般社団法人苫小牧青年会議所
		細 部　善 友	苫小牧市中学校長会
		堀 江　正 浩	JX 金属苫小牧ケミカル株式会社
		松 崎　　愛	ＮＰＯ法人放課後等デイサービスワーカーズコープぽっけ
		嶺 野　真 弓	苫小牧消費者協会
		重　本　　清	苫小牧市老人クラブ連合会

◎ 会長　○ 副会長　　(任 期　令和 3（2021）年 7 月 1 日～令和 5（2023）年 6 月 30 日)

(事務局：環境衛生部ゼロごみ推進室ゼロごみ推進課)

第３章　環境の現況と対策

第１節　大　気

１　概　況

大気汚染の主な原因は、固定発生源（工場や事業場、家庭の暖房等）や移動発生源（自動車等）からのばい煙、粉じん等の排出や他国からの越境汚染による影響等が挙げられます。

本市では、これらを未然に防止するため、市内 6 測定局で二酸化硫黄や窒素酸化物などの汚染物質を自動測定機により常時監視し、一部測定局ではダイオキシン類やベンゼンなど長期曝露により健康被害を及ぼすおそれのある物質（以下「有害大気汚染物質」）を定期的に測定することで、大気汚染の状況把握に努めています。

大気汚染の原因となる物質のうち、人の健康を保護し生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準（以下「環境基準」）が定められた物質の達成状況は、下表のとおりです。

光化学オキシダントのみ環境基準に適合しませんでしたが、当該物質は全国的に基準が満たされていないため、大陸からの越境汚染や気象変動等が要因であると考えられています。

この超過に対して、人の健康又は生活環境に被害が生じるおそれのある場合の注意報や警報の発令及び人的被害、苦情、問合せ等はありませんでした。

■環境基準達成状況（令和４（2022）年度）

物質名		解説	評価
二酸化硫黄		高濃度で呼吸器に影響を及ぼすほか、森林や湖沼などに影響を与える酸性雨の原因物質になると言われています。	○
二酸化窒素		高濃度で呼吸器に影響を及ぼすほか、酸性雨及び光化学オキシダントの原因物質になると言われています。	○
一酸化炭素		血液中のヘモグロビンと結合して酸素を運搬する機能を阻害し、人体に有害な影響を及ぼすと言われています。	○
浮遊粒子状物質		大気中に浮遊する粒径 10μm 以下の粒子のことをいい、高濃度で肺や気管などに沈着して呼吸器に影響を及ぼすと言われています。	○
光化学オキシダント		光化学スモッグの原因となり、高濃度では粘膜を刺激し、呼吸器への影響を及ぼすほか、農作物など植物への影響も観測されています。	×
微小粒子状物質（PM2.5）		大気中に浮遊する粒径 2.5μm 以下の微細な粒子のことで、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器や循環器への影響が懸念されています。	○
有害大気汚染物質	ベンゼン	発がん性などを有し、低濃度であっても、長期的な摂取により健康影響が生じる恐れのある物質です。	○
	トリクロロエチレン		
	テトラクロロエチレン		
	ダイオキシン類		
	ジクロロメタン		

(注)　評価欄の「○」は環境基準達成、「×」は環境基準未達成を表す。

※　基準値及び評価方法については、資料編(P.140～)をご覧ください。

2　測定地点及び測定項目

本市では、市内６地点（一般環境測定局４局、自動車排出ガス測定局２局）で、大気汚染物質を常時監視しています。

■大気汚染物質測定地点図及び測定項目

測定項目 / 測定局名	二酸化硫黄	窒素酸化物：一酸化窒素	窒素酸化物：二酸化窒素	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	炭化水素：メタン	炭化水素：非メタン炭化水素	微小粒子状物質	有害大気汚染物質	風向・風速	気温・湿度・日射量
双　　葉(一般環境)	○	○	○	－	○	○	－	－	－	－	○	－
明野公園(一般環境)	○	○	○	－	○	○	－	－	－	○	○	－
沼ノ端公園(一般環境)	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	○	○
勇　　払(一般環境)	○	○	○	－	○	○	－	－	－	－	○	－
糸　井(自動車排ガス)	－	○	○	○	○	－	－	－	○	○	－	－
市役所(自動車排ガス)	－	○	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－

※「一般環境測定局」は、一般的な生活空間の大気汚染状況を測定しています。

※「自動車排ガス測定局」は、主要道路沿における自動車排ガスの影響を測定しています。

■有害大気汚染物質（優先取組物質）の測定地点及び項目

(環境基準・指針値設定項目)

測定項目 / 測定局名	環境基準設定項目					指針値設定項目※1										
	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ダイオキシン類	ジクロロメタン	アクリロニトリル	塩化ビニルモノマー	クロロホルム	1,2-ジクロロエタン	1,3-ブタジエン	塩化メチル	アセトアルデヒド	ニッケル化合物	水銀及びその化合物	ひ素及びその化合物	マンガン及びその化合物
明野公園(一般環境)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
沼ノ端公園(一般環境)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	－	－
糸　井(自動車排ガス)	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	－	－	－

※1　アクリロニトリル等９物質については、健康リスクの低減を図る目標として指針値が定められています。

(その他の項目)

測定項目 / 測定局名	トルエン	酸化エチレン	クロム及びその化合物	ベリリウム及びその化合物	ベンゾ[a]ピレン	ホルムアルデヒド
明野公園(一般環境)	○	○	○	○	○	○
沼ノ端公園(一般環境)	○	－	－	－	－	－
糸　井(自動車排ガス)	－	－	－	－	－	○

■大気汚染常時監視システムと測定結果の公表について

【　市内大気汚染測定局 6 局で 24 時間常時測定　】

測定結果を環境保全課親局に自動送信

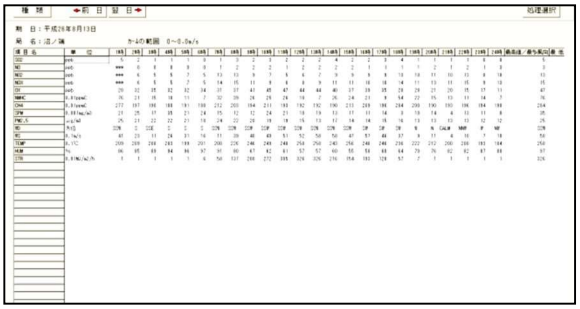

環境保全課での状況監視

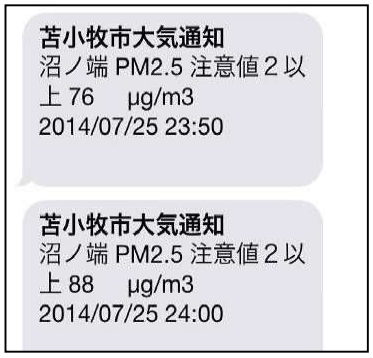

緊急時、職員へメール通報

【測定データ（速報値）の公表】

苫小牧市「苫小牧市の大気環境」

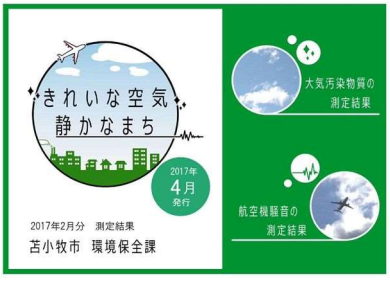

小冊子「きれいな空気　静かなまち」

■速報値については、パソコンやスマートフォン等でご覧いただけます。

・苫小牧市「苫小牧市の大気環境」http://kankyohozen.bizmw.com/tomakomai_taiki/index.php

・環境省「そらまめ君」https://soramame.env.go.jp

・北海道の大気環境　http://hokkaidotaiki25.jp

でご覧いただけます。

■毎月ホームページに掲載している小冊子「きれいな空気　静かなまち」では、大気汚染常時監視測定結果及び有害大気汚染物質測定結果を公表しています。

・市環境保全課　http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/shizen/kankyohozen/kankyokanshi/taikiosen.html

※市役所 2 階市民情報コーナーや各コミュニティセンターにて配布も行っています。

3　測定結果

（1）二酸化硫黄(SO_2)

高濃度になると呼吸器系に影響を及ぼすほか、森林や湖沼などに悪影響を与える酸性雨の原因物質であると報告されています。

【令和４（2022）年度の評価】
各測定局ともに環境基準に適合しています。

■二酸化硫黄(SO_2)の環境基準による評価結果（令和４（2022）年度）

測定局名	短期評価				長期評価			(参考)最高値	
	1時間値が0.1 ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04 ppmを超えた日数とその割合		1日平均値の2%除外値	1時間値が0.04 ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準達成状況（達成○ 未達成×）	1時間値	日平均値
	時間	%	日	%	ppm	有・無		ppm	ppm
双葉	0	0.0	0	0.0	0.003	無	○	0.029	0.005
明野公園	0	0.0	0	0.0	0.004	無	○	0.041	0.013
沼ノ端公園	0	0.0	0	0.0	0.002	無	○	0.033	0.005
勇払	0	0.0	0	0.0	0.008	無	○	0.036	0.012

(環境基準評価の方法)

短期評価　1時間値の日平均値が0.04 ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1 ppm以下であること。

長期評価　年間の日平均値の測定値について、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が0.04 ppm以下であり、かつ、日平均値が0.04 ppmを超える日が2日以上連続していないこと。

■経年変化(長期評価値)

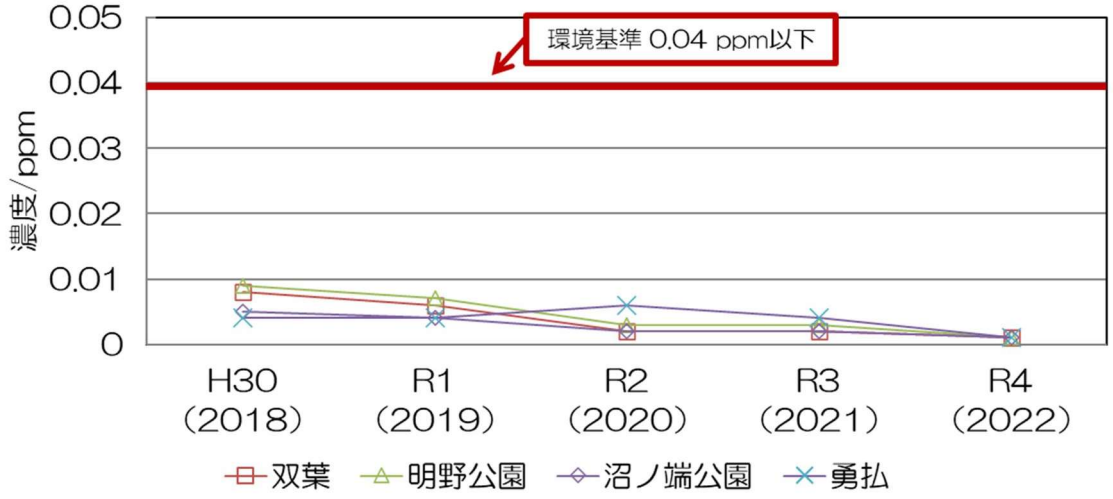

（２）二酸化窒素(NO_2)

高濃度になると呼吸器系に影響を及ぼすほか、酸性雨及び光化学オキシダントの原因物質であると報告されています。

【令和４（2022）年度の評価】
各測定局ともに環境基準に適合しています。

■二酸化窒素(NO_2)の環境基準による評価結果（令和４（2022）年度）

測定局名	短期評価		長期評価			(参考)最高値	
	日平均値が0.06 ppmを超えた日数とその割合		1日平均値の98%値	1日平均値の98%値が0.06 ppmを超えた日の有無	環境基準達成状況（達成○ 未達成×）	1時間値	日平均値
	日	%	ppm	有・無		ppm	ppm
糸井	0	0.0	0.018	無	○	0.059	0.022
双葉	0	0.0	0.021	無	○	0.050	0.027
明野公園	0	0.0	0.026	無	○	0.065	0.033
沼ノ端公園	0	0.0	0.029	無	○	0.084	0.033
勇払	0	0.0	0.012	無	○	0.040	0.019
市役所	0	0.0	0.023	無	○	0.049	0.029

(環境基準評価の方法)

短期評価　1時間値の日平均値が0.04 ppmから0.06 ppmの範囲内、または、それ以下であること。

長期評価　年間の日平均値の測定値について、測定値の低い方から、98%に相当する値が0.04 ppmから0.06 ppmの範囲内、または、それ以下であること。

■経年変化(長期評価値)

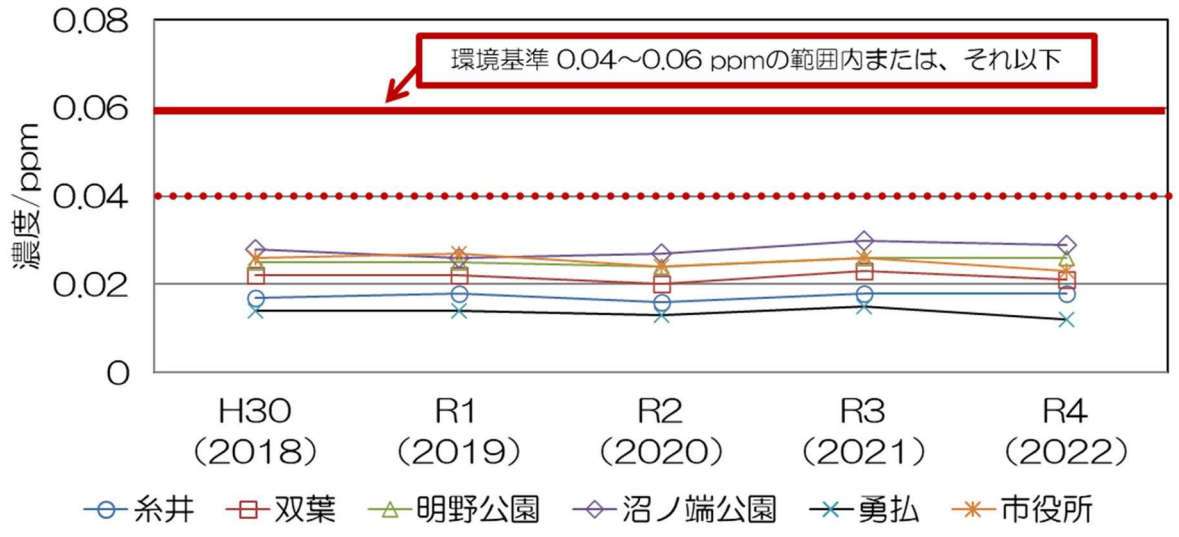

（３）一酸化炭素(CO)

血液中のヘモグロビンと結合して酸素を運搬する機能を阻害し、人体に有害な影響を及ぼすと報告されています。

【令和４（2022）年度の評価】
環境基準に適合しています。

■一酸化炭素(CO)の環境基準による評価結果（令和４（2022）年度）

測定局名	短期評価				長期評価			(参考)最高値	
	1時間値の8時間平均値が20ppmを超えた回数とその割合		1日平均値が10ppmを超えた日数とその割合		1日平均値の2%除外値	1日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準達成状況（達成○ 未達成×）	1時間値	日平均値
	回	%	日	%	ppm	有・無		ppm	ppm
糸井	0	0.0	0	0.0	0.4	無	○	1.4	0.4

(環境基準評価の方法)

短期評価　1時間値の日平均値が10 ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20 ppm 以下であること。

長期評価　年間の日平均値の測定値について、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が10 ppm以下であり、かつ、1日平均値が10 ppmを超える日が2日以上連続していないこと。

■経年変化(長期評価値)

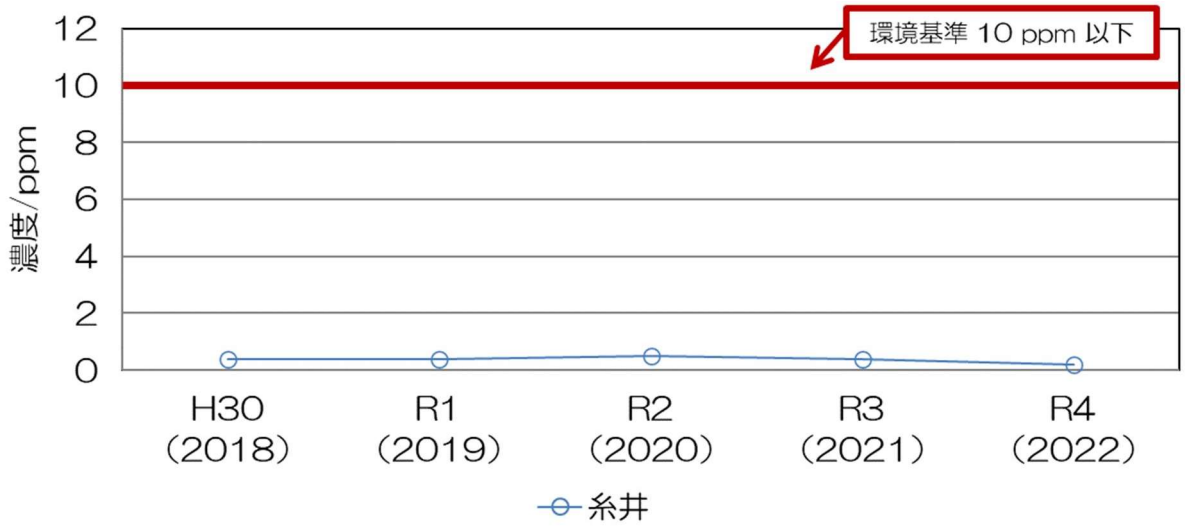

（４）浮遊粒子状物質(SPM)

大気中に浮遊する粒径 10 μm 以下の粒子を指し、高濃度になると肺や気管などに沈着して呼吸器に悪影響を及ぼすと報告されています。

【令和４（2022）年度の評価】
各測定局ともに環境基準に適合しています。

■浮遊粒子状物質(SPM)の環境基準による評価結果（令和４（2022）年度）

測定局名	短期評価				長期評価			(参考)最高値	
	1時間値が0.20 mg/m³を超えた時間数とその割合		1日平均値が0.10 mg/m³を超えた日数とその割合		1日平均値の2%除外値	1日平均値が0.10 mg/m³を超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準達成状況（達成○ 未達成×）	1時間値	日平均値
	時間	%	日	%	mg/m³	有・無		mg/m³	mg/m³
糸井	0	0.0	0	0.0	0.021	無	○	0.059	0.035
双葉	0	0.0	0	0.0	0.027	無	○	0.112	0.046
明野公園	0	0.0	0	0.0	0.025	無	○	0.109	0.036
沼ノ端公園	0	0.0	0	0.0	0.023	無	○	0.084	0.033
勇払	0	0.0	0	0.0	0.024	無	○	0.068	0.032
市役所	0	0.0	0	0.0	0.019	無	○	0.060	0.025

(環境基準評価の方法)

短期評価　1時間値の日平均値が0.10 mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20 mg/m³以下であること。

長期評価　年間の日平均値の測定値について、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が0.10 mg/m³以下であり、かつ、日平均値が0.10 mg/m³を超える日が2日以上連続していないこと。

■経年変化(長期評価値)

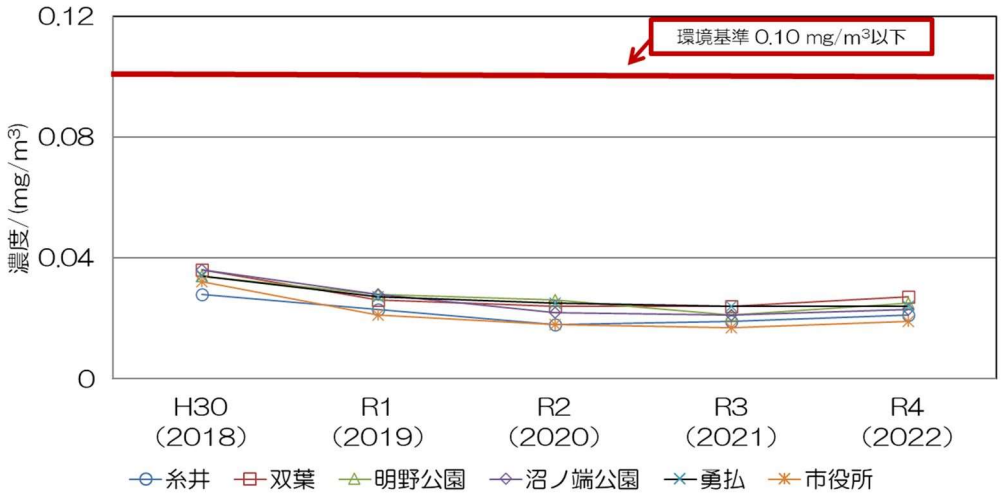

（５）光化学オキシダント(Ox)

光化学スモッグの原因であり、高濃度になると粘膜を刺激し、呼吸器系へ悪影響を及ぼすほか、農作物など植物への影響も報告されています。

【令和４（2022）年度の評価】
全測定局で環境基準未達成となっています。主な要因は、自然現象(季節風による成層圏オゾン層の沈降)や大陸からの越境汚染によるものと考えられています。なお、注意報等の発令に至る濃度は確認されておらず、市民等からの問合せも寄せられていません。

■光化学オキシダント(Ox)の環境基準による評価結果（令和４（2022）年度）

測定局名	環境基準評価			(参考)		注意報発令		(参考)	(参考)
	昼間の１時間値が0.06 ppmを超えた時間数とその割合		環境基準達成状況（達成○ 未達成×）	昼間の１時間値が0.06 ppmを超えた日数とその割合		昼間の１時間値が0.12 ppmを超えた時間数とその割合		昼間の１時間値の最高値	昼間の日最高１時間値の年平均値
	時間	%		日	%	時間	%	ppm	ppm
双葉	19	0.35	×	9	2.47	0	0	0.069	0.038
明野公園	11	0.20	×	5	1.37	0	0	0.065	0.040
沼ノ端公園	18	0.33	×	5	1.37	0	0	0.068	0.039
勇払	27	0.52	×	7	1.92	0	0	0.068	0.041

(環境基準評価の方法)
昼間(午前５時から午後８時まで)の１時間値が0.060 ppm以下であること。

(光化学オキシダントの緊急時発令基準)
環境基準とは別に、人の健康又は生活環境に被害が生じる恐れのある場合、注意報や警報の発令基準が定められています。
注意予告　0.10 ppm　・　注意報　0.12 ppm　・　警報　0.24 ppm　・　重大警報　0.40 ppm

■経年変化(昼間の１時間値の最高値)

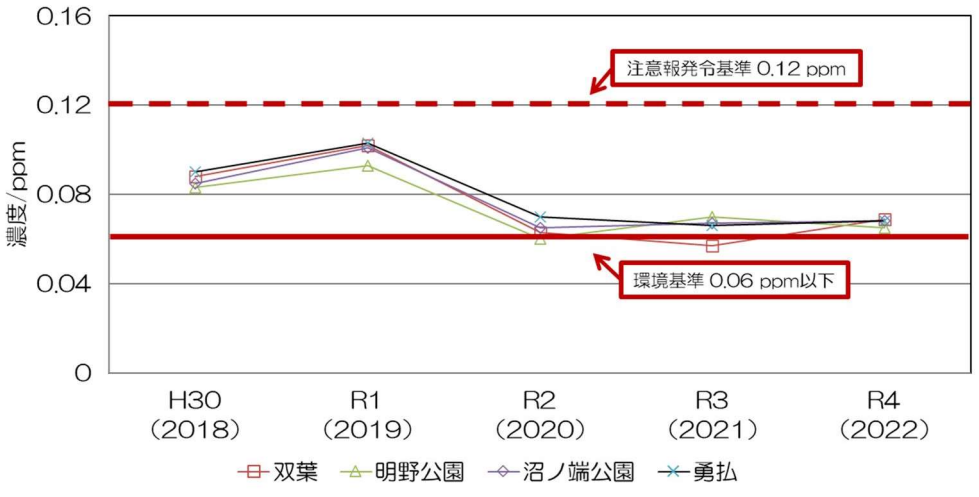

（６）炭化水素(HC)

炭化水素のうち非メタン炭化水素は、日中の光化学スモッグ発生の目安になるため、指針値が設定されています。

【令和４（2022）年度の評価】
指針値の超過が計３日確認されましたが、当該日において、人的被害、苦情及び問合せはありませんでした。

■炭化水素(HC)濃度の測定結果（令和４（2022）年度）

測定局名	項　目	年平均値	午前６時から午前９時までの３時間平均値						
			年平均値	最高値	最低値	0.20 ppmC を超えた日数とその割合		指針値超過（0.31 ppmC 超過）日数とその割合	
		ppmC	ppmC	ppmC	ppmC	日	%	日	%
沼ノ端公園	メタン	2.02	2.04	2.35	1.89	－	－	－	－
	非メタン炭化水素	0.07	0.08	0.38	0	20	5.5	3	0.8

（指針値）
非メタン炭化水素について、午前６時から午前９時までの３時間平均値が、0.20～0.31 ppmC の範囲または、それ以下であること。

（７）微小粒子状物質(ＰM2.5)　※ＰM2.5 については次ページをご覧ください。

【令和４（2022）年度の評価】
各測定局ともに環境基準に適合しています。

■微小粒子状物質(ＰM2.5)の環境基準による評価結果（令和４（2022）年度）

測定局名	短期評価	長期評価	環境基準達成状況（達成○ 未達成×）	(参考)最高値		注意喚起発令回数
	1日平均値の98パーセンタイル値	1年平均値		1時間値	日平均値	
	μg/m³	μg/m³		μg/m³	μg/m³	回
糸井	14.0	6.2	○	60	19.2	0
沼ノ端公園	17.3	7.6	○	49	24.2	0

(環境基準評価の方法)
以下の短期基準及び長期基準による評価を行い、両方を満たした場合に適合とする。
短期基準　年間の日平均値の測定値について、測定値の低い方から98パーセンタイルに相当する値が35 μg/m³以下であること。
長期基準　１年平均値が15 μg/m³以下であること。

■経年変化 (上段:短期評価値　下段:長期評価値)

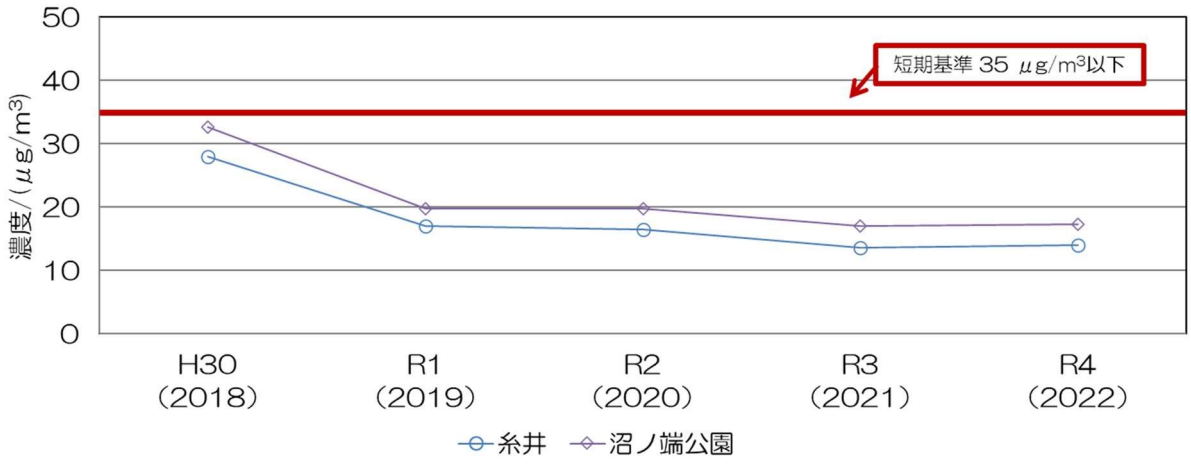

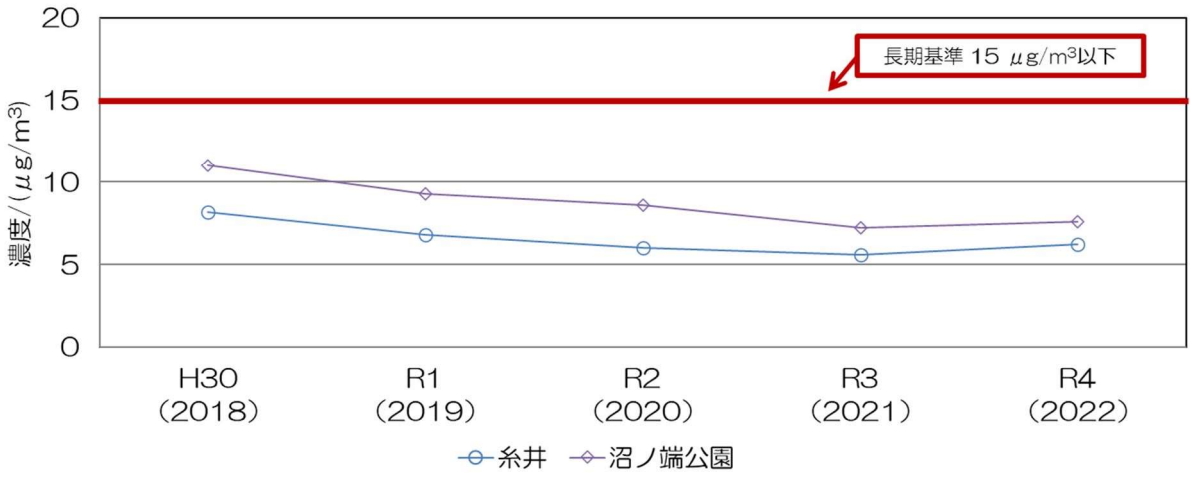

微小粒子状物質(ＰM2.5)について

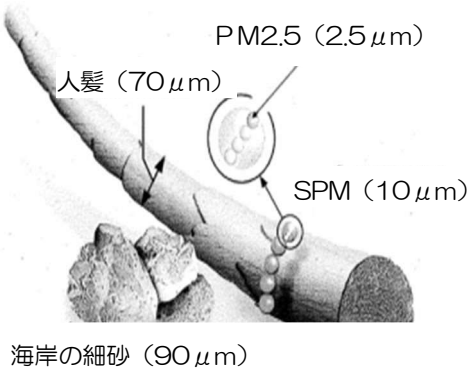

■ＰM2.5 とは?

大気中に漂う粒径 2.5 μm(マイクロメートル)以下の小さな粒子の総称です(1 μm=0.001 mm)。

ＰM2.5 は、粒径が非常に小さいため(髪の毛の太さの 1/30 程度)、肺の奥深くまで入りやすく、肺がん、呼吸器系及び循環器系への影響が懸念されています。

■どのような時に注意の呼びかけがあるの?(注意喚起の発令)

測定の結果、健康影響が生じる可能性が高くなると予測される水準(1 日平均値 70 μg/m^3)を超えると判断した場合、本市から住民の皆様へ注意の呼びかけ(注意喚起)を行います。

注意喚起の判断基準は以下のとおりです。

午前５時～午前７時の１時間値の平均値が 85 μg/m^3 を超えた場合、または、
午前５時～午後０時の１時間値の平均値が 80 μg/m^3 を超えた場合

■もし、注意喚起が発令された場合、どうしたらいいの?

- 長時間に及ぶ激しい運動は控えましょう。
- 特に呼吸器や循環器などに疾患のある方、子どもや高齢者の皆様は、普段以上に気をつけて、体調に応じた行動をしましょう。
- 不要不急な外出を控えること、室内の窓の開閉を最小限にしましょう。
- すぐに健康影響が生じるものではありません。落ち着いて行動をしましょう。

■現在の状況については、パソコンやスマートフォン等からご覧いただけます。

★ 注意喚起がされているか

市環境保全課ホームページ　※　苫小牧市　ＰM2.5　検 索　で検索

★ 測定結果(速報値)

「苫小牧市の大気環境」
(http://kankyohozen.bizmw.com/tomakomai_taiki/index.php) または から
大気汚染物質広域監視システム「そらまめ君」(https://soramame.env.go.jp/)
「北海道の大気環境」(http://hokkaidotaiki25.jp/)でご覧いただくことができます。

★ 電話による問合せ(℡0144-57-8806 市環境保全課)

（８）有害大気汚染物質（令和４（2022）年度）

発がん性などを有し、低濃度であっても、長期曝露により健康影響が生じる恐れのある物質です。

■ベンゼン（環境基準:1 年平均値が 3 μg/m³ 以下であること）

測定局名	R4（2022）年度の評価結果	年平均値（μg/m³）	濃度範囲（μg/m³）
明 野 公 園	○ 各測定局ともに環境基準を達成しています。	0.56	0.22～1.1
沼ノ端公園		0.64	0.18～1.3

■経年変化(年平均値)

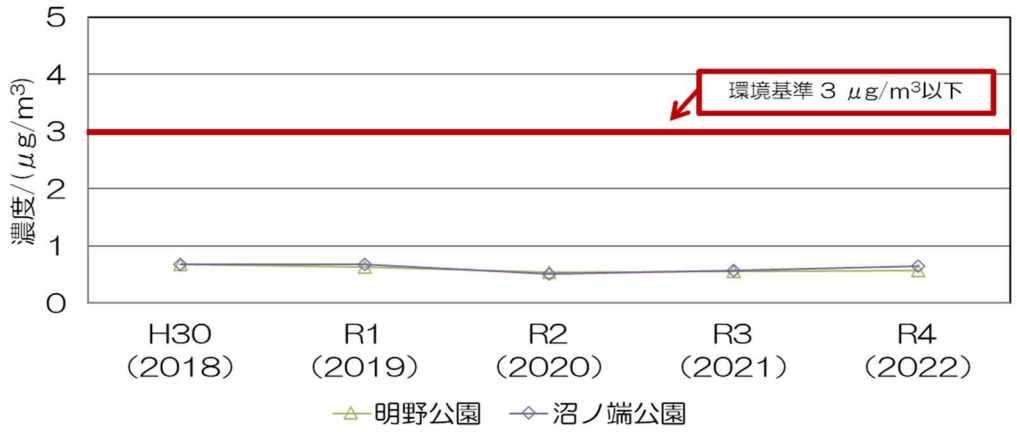

■トリクロロエチレン（環境基準:1 年平均値が 130 μg/m³ 以下であること）

測定局名	R4（2022）年度の評価結果	年平均値（μg/m³）	濃度範囲（μg/m³）
明 野 公 園	○ 各測定局ともに環境基準を達成しています。	0.003	＜0.002～0.009
沼ノ端公園		0.010	＜0.002～0.047

■経年変化(年平均値)

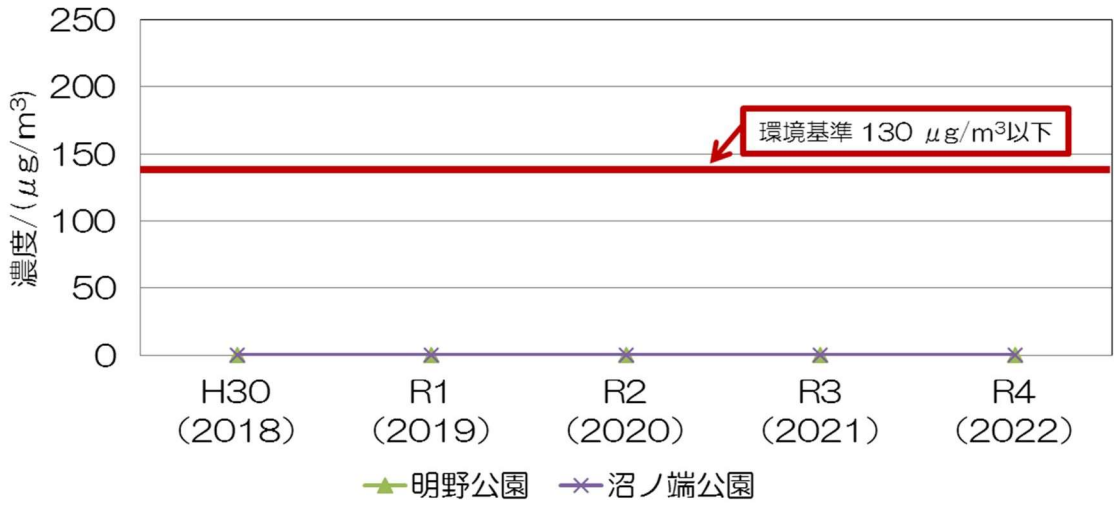

■テトラクロロエチレン (環境基準:1 年平均値が 200 μg/m³ 以下であること)

測定局名	R4（2022）年度の評価結果	年平均値(μg/m³)	濃度範囲(μg/m³)
明 野 公 園	○ 各測定局ともに環境基準を達成しています。	0.011	<0.002～0.024
沼ノ端公園		0.013	<0.003～0.029

■経年変化(年平均値)

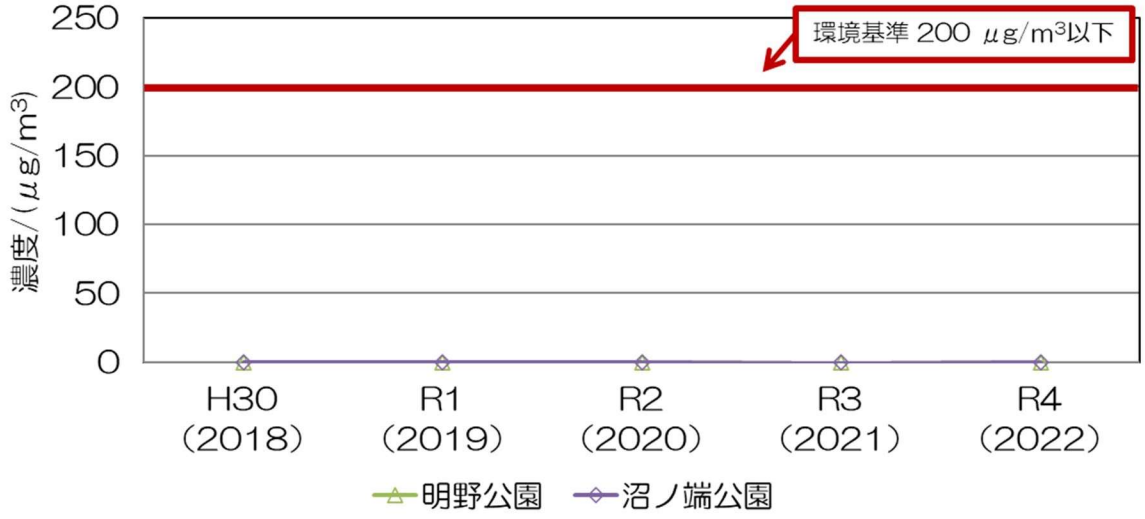

■ダイオキシン類 (環境基準:1 年平均値が 0.6 pg-TEQ/m³ 以下であること)

測定局名	R4（2022）年度の評価結果	年平均値(pg-TEQ/m³)	濃度範囲(pg-TEQ/m³)
明 野 公 園	○ 各測定局ともに環境基準を達成しています。	0.0081	0.0024～0.012
沼ノ端公園		0.0087	0.0043～0.013

■経年変化(年平均値)

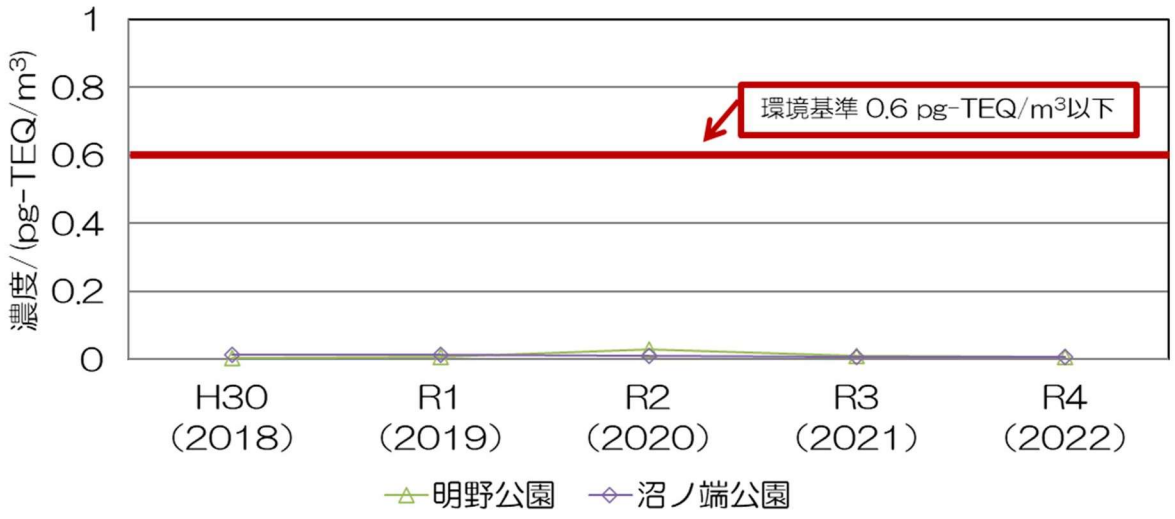

■ジクロロメタン (環境基準:1 年平均値が 150 μg/m^3 以下であること)

測定局名	R4（2022）年度の評価結果	年平均値(μg/m^3)	濃度範囲(μg/m^3)
明 野 公 園	○ 各測定局ともに環境基準を達成しています。	0.49	0.29～0.75
沼ノ端公園		0.44	0.27～0.74

■経年変化(年平均値)

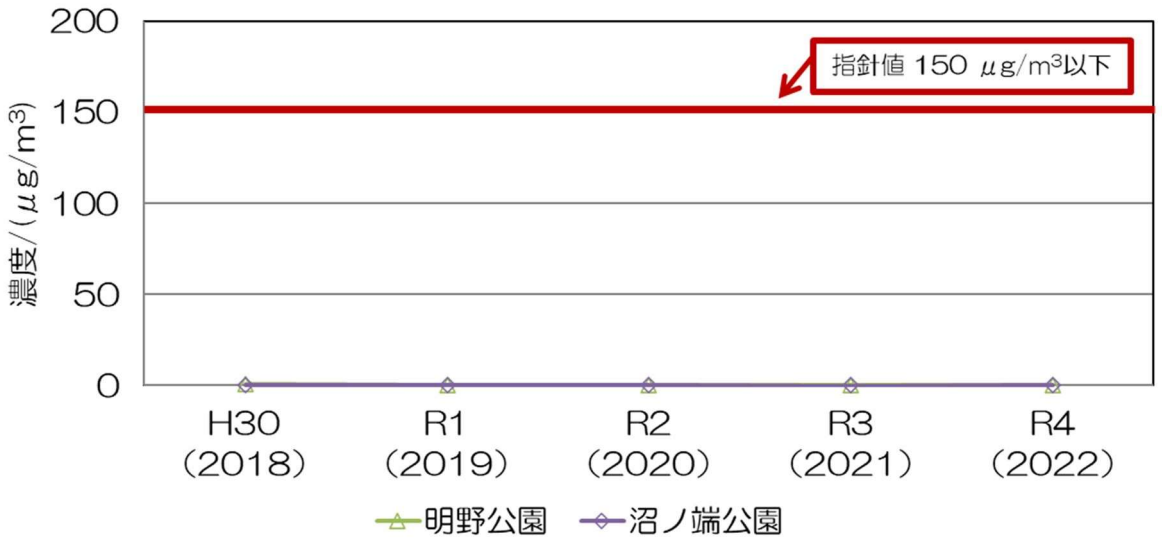

■アクリロニトリル (指針値:1 年平均値が 2 μg/m^3 以下であること)

測定局名	R4（2022）年度の評価結果	年平均値(μg/m^3)	濃度範囲(μg/m^3)
明 野 公 園	○ 各測定局ともに指針値を大きく下回っています。	0.010	0.003～0.029
沼ノ端公園		0.007	0.003～0.016

■経年変化(年平均値)

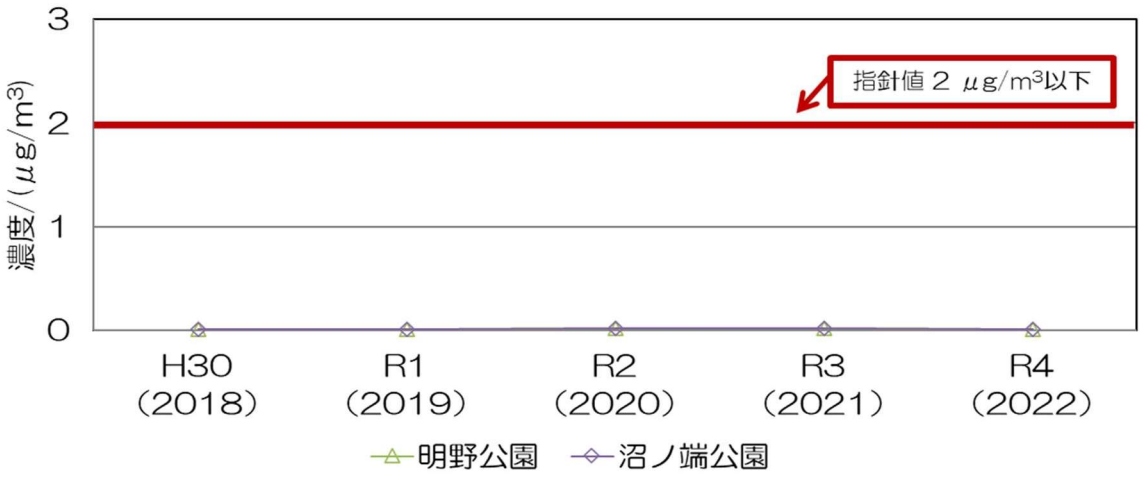

■塩化ビニルモノマー (指針値:1 年平均値が 10 μg/m³ 以下であること)

測定局名	R4（2022）年度の評価結果	年平均値(μg/m³)	濃度範囲(μg/m³)
明 野 公 園	○ 各測定局ともに指針値を大きく下回っています。	0.003	0.003
沼ノ端公園		0.003	0.003

■経年変化(年平均値)

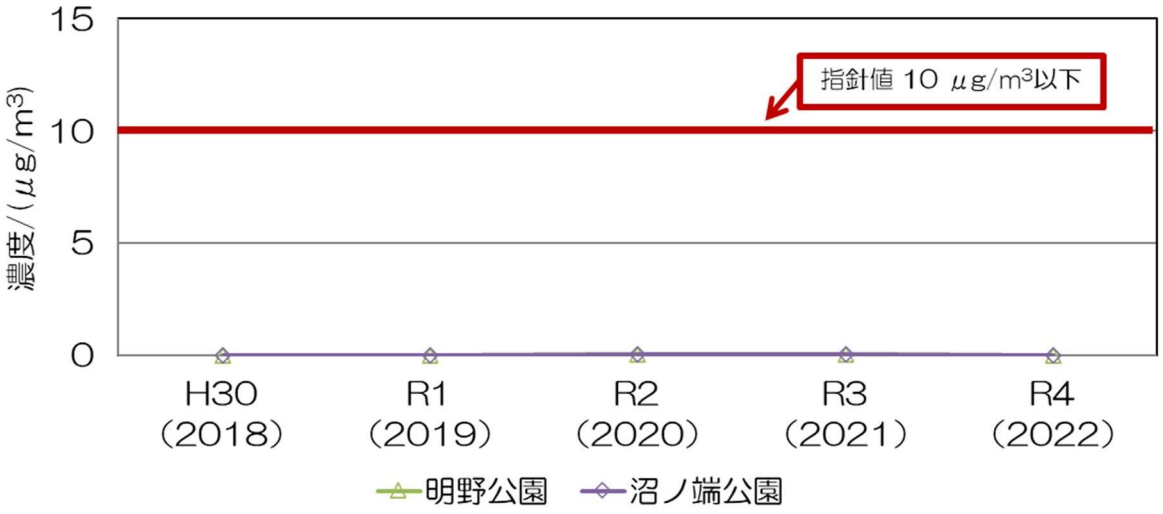

■クロロホルム (指針値:1 年平均値が 18 μg/m³ 以下であること)

測定局名	R4（2022）年度の評価結果	年平均値(μg/m³)	濃度範囲(μg/m³)
明 野 公 園	○ 各測定局ともに指針値を大きく下回っています。	0.11	0.088～0.15
沼ノ端公園		0.11	0.090～0.13

■経年変化(年平均値)

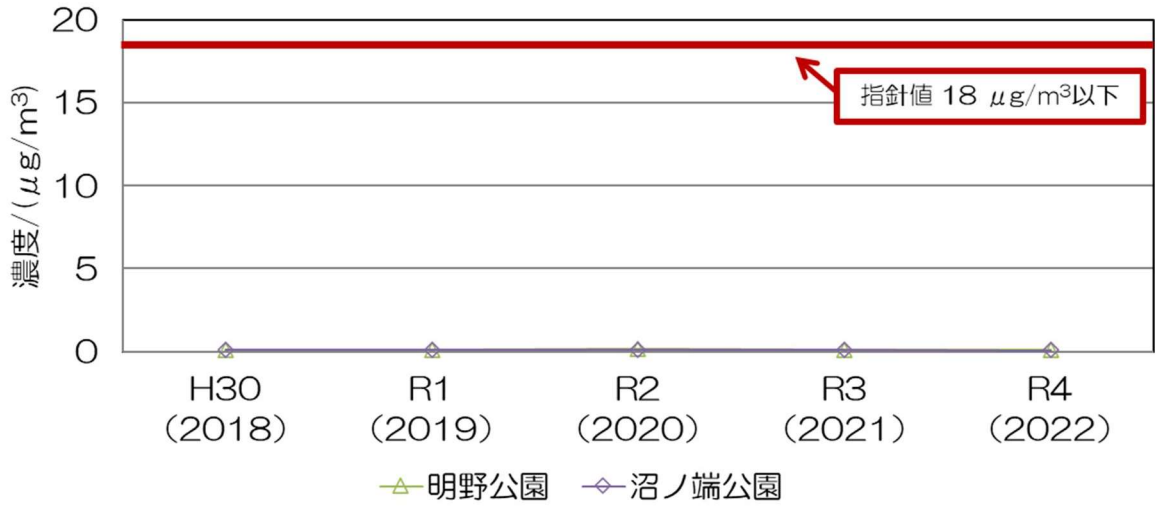

■1,2-ジクロロエタン (指針値:1 年平均値が 1.6 μg/m³ 以下であること)

測定局名	R4（2022）年度の評価結果	年平均値(μg/m³)	濃度範囲(μg/m³)
明 野 公 園	○ 各測定局ともに指針値を大きく下回っています。	0.065	0.030～0.13
沼ノ端公園		0.061	0.025～0.13

■経年変化(年平均値)

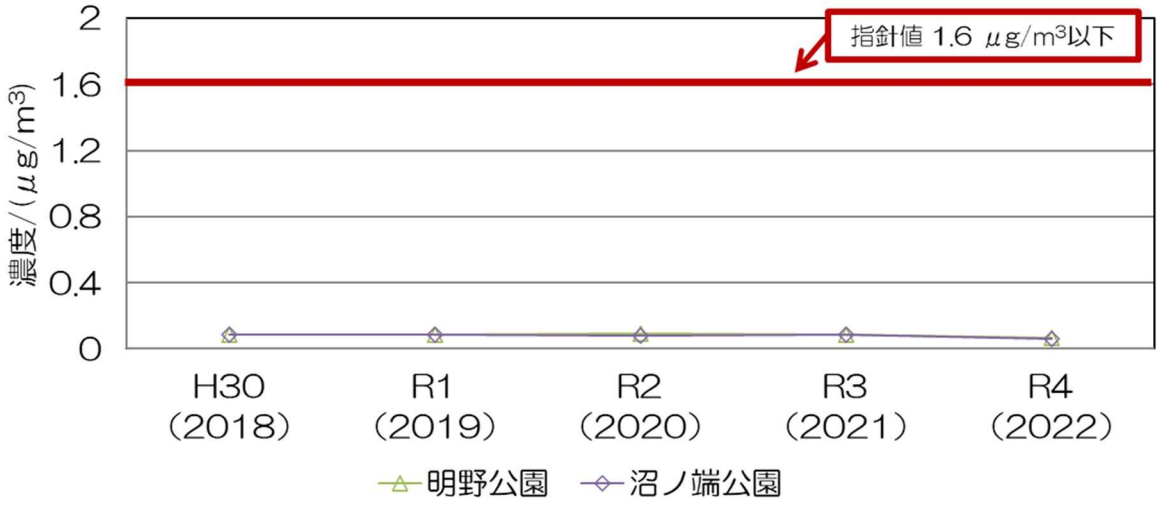

■1,3-ブタジエン (指針値:1 年平均値が 2.5 μg/m³ 以下であること)

測定局名	R4（2022）年度の評価結果	年平均値(μg/m³)	濃度範囲(μg/m³)
明 野 公 園	○ 各測定局ともに指針値を大きく下回っています。	0.057	<0.016～0.13
沼ノ端公園		0.079	<0.025～0.20

■経年変化(年平均値)

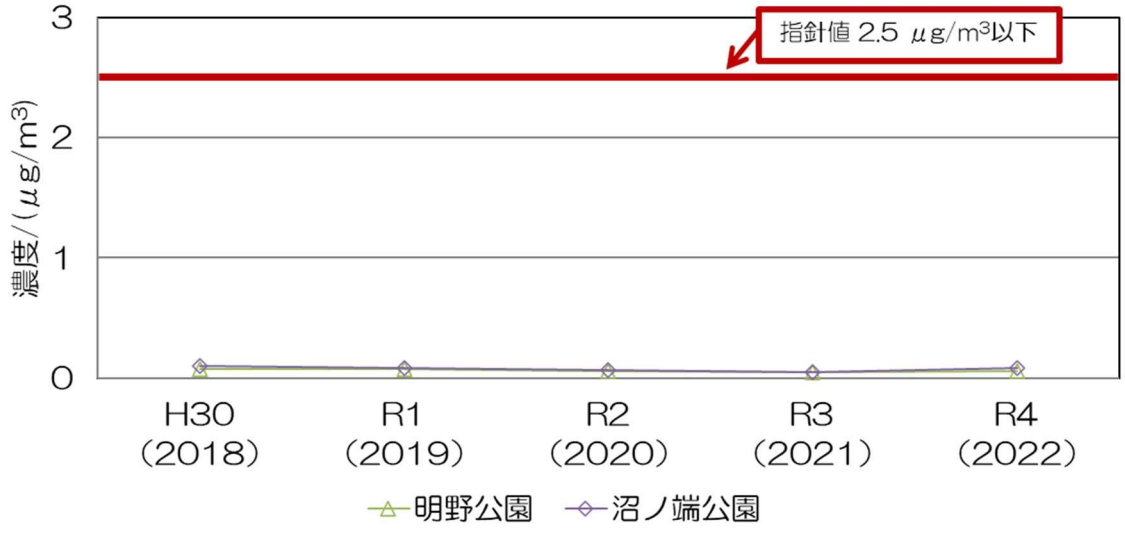

■ニッケル化合物 (指針値:1 年平均値が 25 ng/m^3 以下であること)

測定局名	R4（2022）年度の評価結果	年平均値(ng/m^3)	濃度範囲(ng/m^3)
明 野 公 園	○ 測定結果が指針値を大きく下回っています。	2.6	0.50～4.4

■経年変化(年平均値)

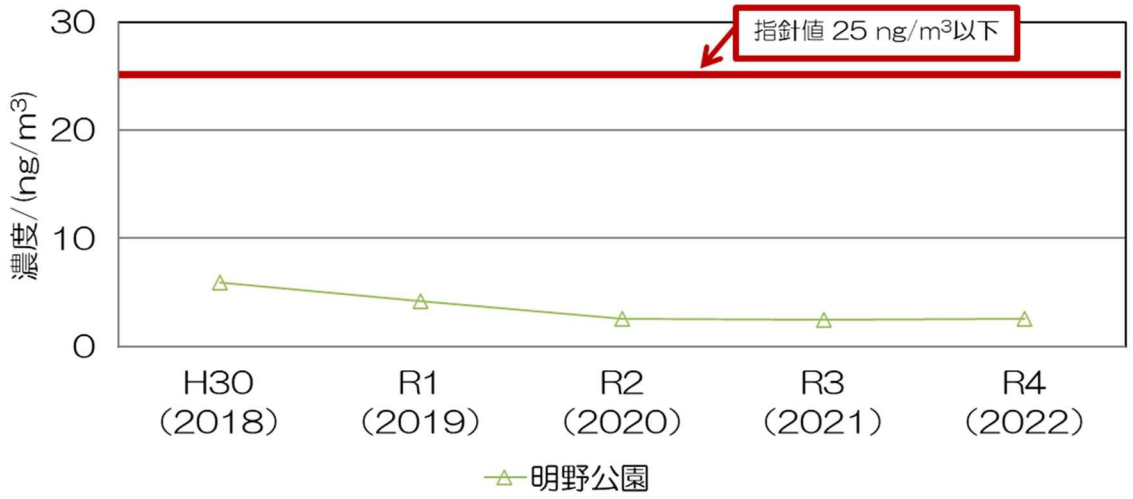

■水銀及びその化合物 (指針値: 1 年平均値が 40 ng/m^3 以下であること)

測定局名	R4（2022）年度の評価結果	年平均値(ng/m^3)	濃度範囲(ng/m^3)
明 野 公 園	○ 測定結果が指針値を大きく下回っています。	1.7	1.2～2.3

■経年変化(年平均値)

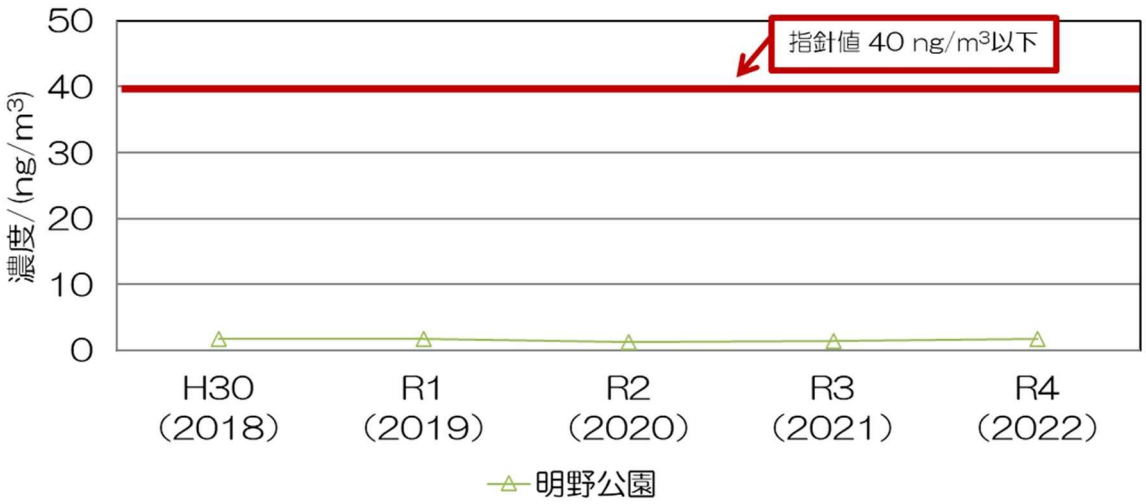

■ひ素及びその化合物 (指針値:1 年平均値が 6 ng/m^3 以下であること)

測定局名	R4（2022）年度の評価結果	年平均値(ng/m3)	濃度範囲(ng/m3)
明 野 公 園	○ 測定結果が指針値を 大きく下回っています。	0.57	0.13～1.8

■経年変化(経年変化)

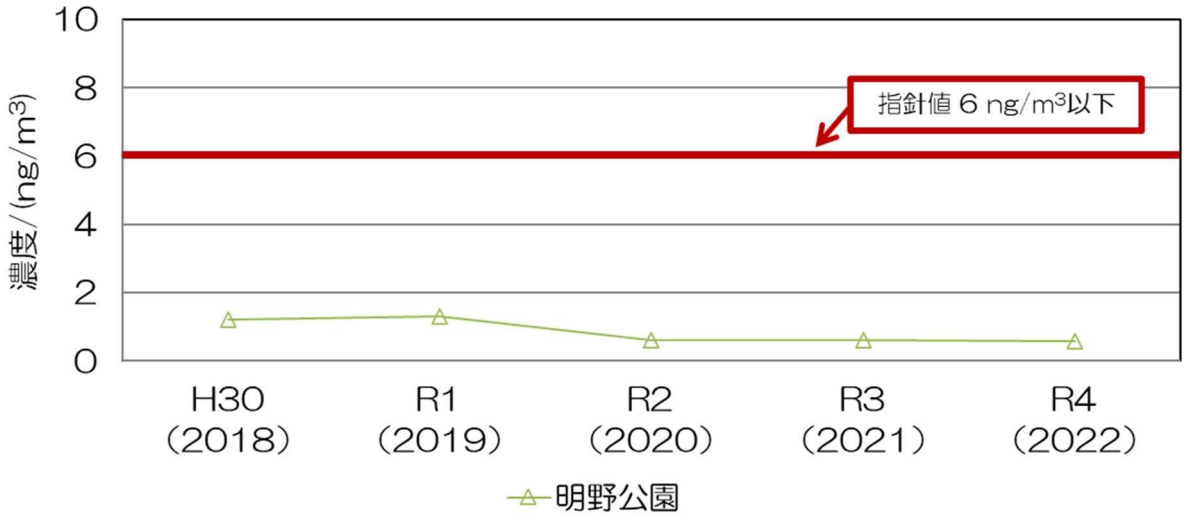

■マンガン及びその化合物 (指針値:1 年平均値が 140 ng/m^3 以下であること)

測定局名	R4（2022）年度の評価結果	年平均値(ng/m3)	濃度範囲(ng/m3)
明 野 公 園	○ 測定結果が指針値を 大きく下回っています。	20	4.1～45

■経年変化(年平均値)

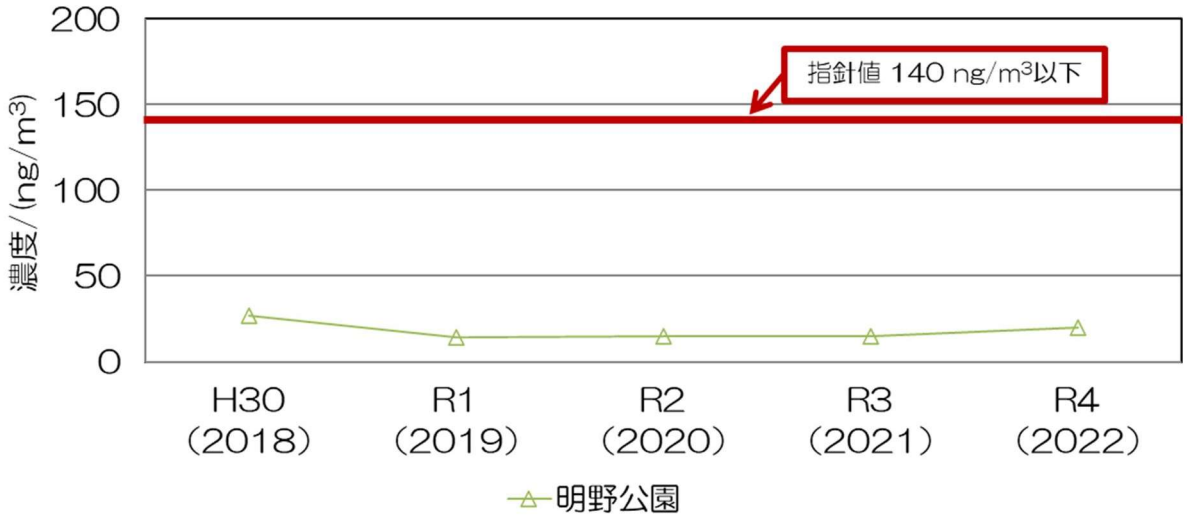

■塩化メチル(指針値:1 年平均値が 94 μg/m³ 以下であること)

測定局名	R4（2022）年度の評価結果	年平均値(μg/m³)	濃度範囲(μg/m³)
明 野 公 園	○ 測定結果が指針値を大きく下回っています。	1.3	1.1～1.5
沼ノ端公園		1.4	1.2～1.6

■アセトアルデヒド(指針値:1 年平均値が 120 μg/m³ 以下であること)

測定局名	R4（2022）年度の評価結果	年平均値(μg/m³)	濃度範囲(μg/m³)
糸　　井	○ 測定結果が指針値を大きく下回っています。	1.4	0.22～2.7
明 野 公 園		1.6	0.20～4.5

■トルエン

測定局名	年平均値(μg/m3)	濃度範囲(μg/m3)	備　　考
明 野 公 園	1.7	0.76～2.6	環境基準及び指針値の設定はありません。
沼ノ端公園	1.3	0.64～2.7	

■酸化エチレン

測定局名	年平均値(μg/m3)	濃度範囲(μg/m3)	備　　考
明 野 公 園	0.035	0.014～0.048	環境基準及び指針値の設定はありません。

■クロム及びその化合物

測定局名	年平均値(ng/m3)	濃度範囲(ng/m3)	備　　考
明 野 公 園	3.1	0.51～6.4	環境基準及び指針値の設定はありません。

■ベリリウム及びその化合物

測定局名	年平均値(ng/m3)	濃度範囲(ng/m3)	備　　考
明 野 公 園	0.004	0.003～0.006	環境基準及び指針値の設定はありません。

■ベンゾ[a]ピレン

測定局名	年平均値(ng/m3)	濃度範囲(ng/m3)	備　　考
明 野 公 園	0.055	0.0036～0.16	環境基準及び指針値の設定はありません。

■ホルムアルデヒド

測定局名	年平均値(μg/m3)	濃度範囲(μg/m3)	備　　考
糸　　井	0.81	0.25～1.9	環境基準及び指針値の設定はありません。
明 野 公 園	1.0	0.46～3.7	

４　大気汚染防止対策

大気汚染の主な原因は、固定発生源（工場・事業場など事業所の事業活動や家庭の暖房等）や移動発生源（車両･船舶等）から排出されるばい煙や粉じん等が挙げられます。

これに加えて、近年、長期曝露により人の健康を損なうおそれがあるベンゼンやダイオキシン類等の有害大気汚染物質や越境汚染がもたらす微小粒子状物質（ＰＭ2.5）についても懸念されています。

（１）法令によるばい煙及び一般粉じんの規制・指導

大気汚染防止法、北海道公害防止条例及び苫小牧市公害防止条例では、事業場に設置されるボイラーや廃棄物焼却炉等のばい煙発生施設、土石堆積場等の粉じん発生施設のうち、一定規模以上のものに対して、新設や構造の変更等に際し事前の届出を義務付けているとともに、汚染物質の排出基準や施設の構造、使用及び管理に関する基準により規制が行われています。

本市では、法令に基づく立入調査や測定調査を行い、基準に適合しない事業場に対しては、施設や維持管理の改善など必要な指導を行っています。

■大気汚染防止法に基づく立入調査結果（令和４（2022）年度）

調査事業場数（施設数）	調　査　結　果		
	排出基準違反	届出変更未届	自主測定未実施
19 事業場（施設）	０事業場	12 事業場	０事業場

（２）公害防止協定の締結及び指導

本市では法令に基づく規制に加えて、一定規模以上のばい煙や排水を排出する事業所と公害防止協定を締結し、法令に基づく基準値より厳しい排出基準（協定値）を定めることで、公害を未然に防止するよう取り組んでいます。

令和４（2022）年度は、全事業所で協定値及び協定条項が遵守されていました。

■公害防止協定の遵守状況（令和４（2022）年度）

締結事業所数	協定値の遵守状況	協定条項の遵守状況
27 事業所	全事業所で遵守	全事業所で遵守

（３）自動車排出ガス規制

自動車排出ガス規制は、大気汚染防止法により、自動車１台ごとの排出ガス量の許容限度が定められ、道路運送車両法に基づく保安基準により確保されるという仕組みで行われています。

国の中央環境審議会「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方」の中で継続的な審議が行われ、順次規制が強化されています。平成 17（2005）年の「新長期規制」及び平成 20（2008）年の「ポスト新長期規制」と呼ばれる世界一厳しい規制が実施され、自動車排出ガスの低減が図られています。

また、近年では排出ガス対策の国際調和の重要性から「自動車排ガス試験方法の国際調和等を行い低減を図る」ことや「ディーゼル車における世界統一基準に添って逐次基準適用」が答申されています。このほかに技術革新の進化により、ハイブリット自動車などの低公害車の普及が進んでいます。

低排出ガス車ステッカー

（４）有害大気汚染物質対策

有害大気汚染物質とは、長期曝露により人の健康を損なうおそれがある物質のことです。

令和５（2023）年３月 31 日現在、該当する可能性がある物質として 248 物質がリストアップされています。その中で優先的に対策を取組む物質（優先取組物質）として 23 物質が示されており、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ダイオキシン類、ジクロロメタンの５物質については環境基準が定められています。

また、排出及び飛散を早急に抑制しなければならない物質として、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンが指定され、大気汚染防止法により排出抑制基準が定められています。

なお、ダイオキシン類については、平成 11（1999）年に制定された「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき、大気汚染防止法とは別に規制されています。

（５）石綿(アスベスト)対策

平成元（1989）年に大気汚染防止法で特定粉じんとして指定された石綿（アスベスト）は、同法に基づき、特定粉じん発生施設に対する規制と建築物の解体等に伴う石綿の飛散防止を目的とした規制が行われています。

建築物等の解体、改修及び補修等工事を行う場合は、当該建築物等に使用されている建材について石綿の有無を事前に調査する必要があります。また、この調査で石綿の含有が明らかとなった場合は、解体等を行う前に当該建材を除去する必要があり、その除去対象となる建材の種類によっては、その作業が特定粉じん排出等作業に該当することとなります。特定粉じん排出等作業を実施する際は、作業実施の届出や作業中における作業基準の遵守等が義務付けられています。

令和４（2022）年度の本市における特定粉じん排出等作業の届出件数及び立入現場数は以下のとおりとなっています。

■特定粉じん排出等作業に係る届出及び立入検査（令和４（2022）年度）

届出件数	立入現場数	指導件数	備　考
23 件	18 件	０件	※令和４年度からは工場の届出も含みます。

第２節　水　質

１　概　況

水質汚濁の主な原因は、家庭から出る生活排水や工場排水です。

本市では公共下水道の整備普及が進んでおり、生活排水のほとんどを下水処理センターで処理してから、河川や海域等の公共用水域に放流しています。また、工場排水についても、ほとんどが工場内の処理施設で処理されてから、公共用水域に排出されています。

このように、水質汚濁を防止する取り組みが行われている一方で、水質環境が良好に推移しているか確認するためには調査が必要です。そこで、法律では、水質汚濁に係る環境基準が定められており、都道府県等がその達成状況を調査するよう定められています。水質汚濁に係る環境基準は、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準である「人の健康保護に関する基準（健康項目）」と、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準である「生活環境の保全に関する基準（生活環境項目）」の２つが定められています。

さらに、生活環境項目では、人が利水活動を行うための水質目標として設定されている「一般項目」と、魚などの水生生物が生息していくための水質目標として設定されている「水生生物保全項目」に分けられ、利用目的などに応じた区分（類型）ごとに基準値が定められています。

北海道では、市内を流れる 10 河川及び苫小牧海域について水質調査を行い、環境基準の適合状況を評価しています。

また、本市でも美々川周辺の水質調査を定期的に行い、公共用水域の水質状況の把握・監視を行っています。

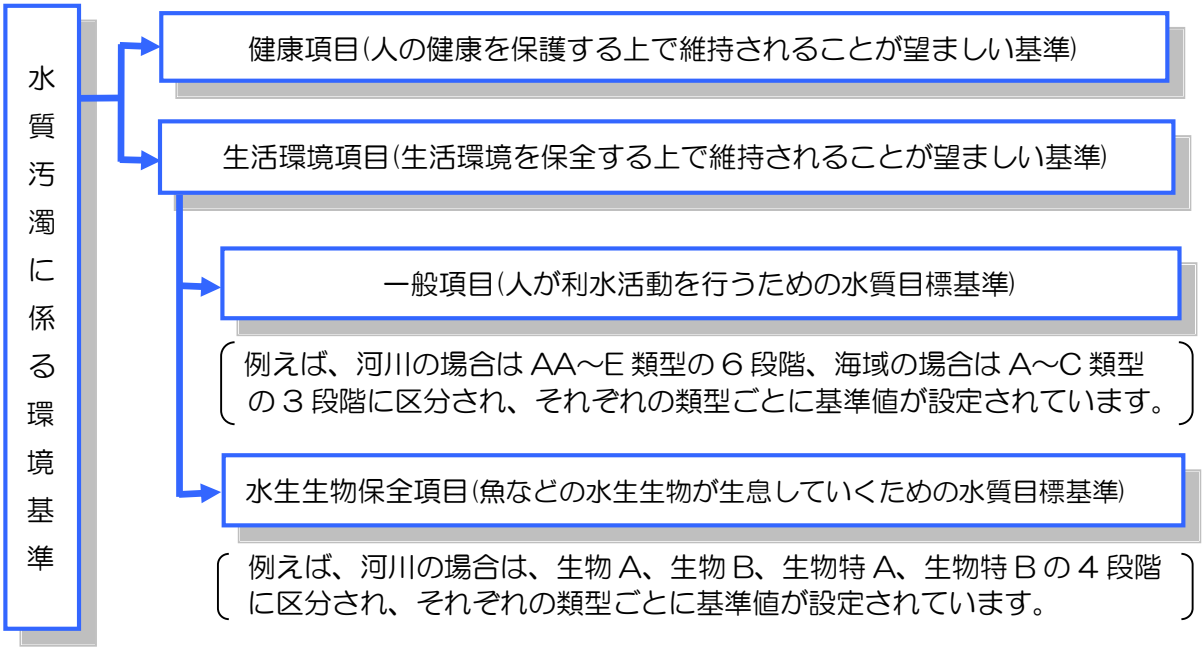

※　基準値については、資料編(P142～)をご覧ください。

■生活環境項目 (生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準)

	物質名	解　　説	適用水域		
			河川	湖沼	海域
一般項目	ｐＨ（水素イオン濃度指数）	水素イオン濃度指数のことで、pH が７未満の場合は酸性、７で中性、７を超えるとアルカリ性となります。酸性またはアルカリ性が強くなると、水利用の支障があるほか、水中に生息する生物に影響を及ぼす恐れがあります。	○	○	○
	BOD（生物化学的酸素要求量）	河川の有機物による水質汚濁の指標として用いられています。BOD が高い状態が続くと、魚類などが生息できなくなる可能性があります。	○		
	COD（化学的酸素要求量）	湖沼及び海域の有機性物質による水質汚濁の指標として用いられています。COD が高い状態が続くと、魚類などが生息できなくなる可能性があります。		○	○
	DO（溶存酸素量）	水中に溶けている酸素量を表します。酸欠状態が続くと、好気性微生物に代わって嫌気性微生物（空気を嫌う微生物）が増殖するようになり、有機物の腐敗が起こり、メタンやアンモニア、硫化水素が発生し悪臭の原因となります。	○	○	○
	SS（浮遊物質量）	水中に浮遊している物質の量のことで、一定量の水をろ過し、乾燥してその重量を測ることで表されます。数値が大きいほど水が濁っていることを示します。	○	○	
	油分（ノルマルヘキサン抽出物質量）	主として、無機性及び有機性の油分による汚染の指標となります。			○
	大腸菌群数	大腸菌及びこれと似た挙動を示す細菌の総称で、人や動物の排泄物による汚濁の程度を示します。	○	○	○
	大腸菌数	人の糞便中の大腸菌群の約 90%を占めており、大腸菌群よりも信頼性の高い糞便汚染の指標です。	○	○	○
	全窒素	窒素やリンは、植物の生育に不可欠なものですが、大量の窒素やリンが内湾や湖に流入すると富栄養化が進み、植物プランクトンの異常増殖を引起こすとされています。湖沼におけるアオコや淡水赤潮の発生や、内湾における赤潮、青潮発生の可能性が高くなります。		○	○
	全リン			○	○
水生生物保全項目	全亜鉛	水生生物に対し、強い有害性が指摘されている物質で、水生生物の保全を目的に基準が設定されています。 （注）平成 26（2014 年）３月 25 日に別々川、樽前川、覚生川、錦多峰川、小糸魚川、苫小牧川上流・下流（有珠川含む）、幌内川上流・下流、安平川、勇払川上流・下流、美々川の環境基準の類型指定がされました。	○	○	○
	ノニルフェノール		○	○	○
	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩		○	○	○

※令和４年４月１日に環境基準が見直され、大腸菌群数による評価から大腸菌数による評価に改正されました。

■健康項目（人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準）

物質名	解　　説	環境基準
カドミウム	充電式電池、塗料、メッキ工業など用途が広く、蓄積性があり、慢性中毒を引き起こします。イタイイタイ病の原因物質とされています。	0.003mg/L 以下
全シアン	メッキ工業、化学工業などで使用されます。生体への蓄積性はないが、急性中毒を引き起こします。	検出されないこと
鉛	鉛蓄電池、鉛管、ガソリン添加剤など用途が広く、生体への蓄積性があり、慢性中毒を引き起こします。	0.01mg/L 以下
六価クロム	化学工業製品、メッキ剤などに使用されます。蓄積性があり、慢性中毒を引き起こします。	0.02mg/L 以下
ひ素	重金属。半導体工業などに使用されます。蓄積性があり、慢性中毒を引き起こします。	0.01mg/L 以下
総水銀	化学工業、蛍光灯、計器などに使用されます。環境中で有機水銀に転換する可能性があります。	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	蓄積性があり、水俣病の原因物質とされています。	検出されないこと
PCB	電気絶縁油、ノーカーボン複写機などに使用されます。蓄積性があり、慢性中毒を引き起こします。	検出されないこと
ジクロロメタン	蓄積性はないが、発がん性の可能性があります。強浸透性のため、地下水への影響が問題となることがあります。	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	頭痛、精神錯乱、麻酔作用、嘔吐、下痢、肝・腎障害などの毒性が強く、発がん性も疑われています。	0.002mg/L 以下
1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ	塩化ビニルモノマーの製造原料で、他に樹脂原料、溶剤、洗浄剤などに使用されます。症状は四塩化炭素と類似し、発がん性も疑われています。	0.004mg/L 以下
1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	塩化ビニリデン樹脂の原料で、急性症状として麻酔作用や反復暴露では肝・腎障害のほか、発がん性の可能性が疑われています。	0.1mg/L 以下
ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	有機溶剤、染料抽出剤、有機合成原料で、中枢神経の抑制作用が主で肝・腎障害は少ないとされています。	0.04mg/L 以下
1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	金属洗浄剤やドライクリーニング用洗剤などに使用されます。毒性は低いとされています。	1mg/L 以下
1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	粘着剤、ラッカー、テフロンチューブ製造などに使用されます。中枢神経抑制と肝障害のほか、発がん性も疑われています。	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	金属洗浄剤等に使用されます。目・鼻・のどの刺激や頭痛、麻酔作用があるとされ、慢性的には肝・腎臓障害のほか、発がん性も疑われています。	0.01mg/L 以下
ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	ドライクリーニングの洗剤、金属洗浄、メッキ、殺虫剤などに使用されます。性状・毒性などはトリクロロエチレンとほぼ同じとされています。	0.01mg/L 以下
1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ	土壌燻蒸剤として使用されます。強い刺激作用があり、肝・腎障害のほか、発がん性が疑われています。	0.002mg/L 以下
チウラム	農薬として使用されます。中毒症状として咽頭痛、咳、痰、皮膚の発疹・痛痒感、結膜炎、腎障害などがあります。	0.006mg/L 以下
シマジン	農薬として使用されます。急性毒性はごく低く、変異原性や発がん性が疑われています。	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	農薬として使用されます。長期的影響により水生生物に強い毒性を示すことがあります。	0.02mg/L 以下
ベンゼン	工業用原料などに使用されます。発がん性があります。	0.01mg/L 以下
セレン	光電池、整流器、半導体、塗料など用途が広く、慢性中毒症状として顔面蒼白、貧血、皮膚・胃腸障害などがあります。	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	電気メッキにおける洗浄剤や防錆剤、その他製品の触媒や化学肥料に使用されます。急性中毒を引き起こします。	10mg/L 以下
ふっ素	高濃度のふっ素を含む水の摂取によって、斑状歯が発生するほか、ふっ素沈着症が生じます。	0.8mg/L 以下
ほう素	高濃度のほう素を含む水の摂取によって嘔吐、腹痛、下痢及び吐き気などを生じます。	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	溶剤や化学製品や染料の原料として使用されます。発がん性があります。	0.05mg/L 以下

■環境基準と類型指定とは

環境基準のうち、健康項目（人の健康保護に関する基準）については、すべての水域に対し一律の基準が定められ適用されています。

一方、生活環境項目（生活環境の保全に関する基準）については、内閣総理大臣または都道府県知事が利用目的等を考慮し、基準を適用する水域を設定（類型指定）することとなっています（類型指定がされなければ、その水域には生活環境項目の環境基準は適用されません）。

利用目的ごとの類型区分と環境基準の一例は、以下のとおりです。

★類型ごとに国で環境基準を設定

■海域の環境基準例(国で設定)

類型	利用目的の適応性	基準値例 COD
A	・水産１級(マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産２級の水産生物用) ・水浴 ・自然環境保全（自然探勝等の環境保全）	2mg/L 以下
B	・水産２級(ボラ、ノリ等の水産生物用) ・工業用水	3mg/L 以下
C	・環境保全（沿岸の遊歩等含む日常生活において、不快感を生じない限度）	8mg/L 以下

★都道府県知事が利用目的等を考慮し、その水域の類型を指定

都道府県知事(類型の指定)

→　（例）この海域は、自然環境保全と水浴の目的から「A 類型」に指定

【参考】河川の類型の概要

類型	利用目的の適応性
AA	水道１級（ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの）、自然環境保全（自然探勝等の環境保全）
A	水道２級（沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの） 水産１級（ヤマメ、イワナ等の水産生物用、水産２級及び３級の水産生物用）、水浴
B	水道３級（前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの） 水産２級（サケ科魚類及びアユ等の水産生物用、水産３級の水産生物用）
C	水産３級（コイ、フナ等の水産生物用） 工業用水１級（沈殿等による通常の浄水操作を行うもの）
D	工業用水２級（薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの）、農業用水
E	工業用水３級（特殊の浄水操作を行うもの） 環境保全（日常生活で沿岸において不快感を生じない限度）

2　環境基準達成状況

水質汚濁に係る環境基準のうち、評価方法が定められている生物化学的酸素要求量 BOD 及び化学的酸素要求量 COD 並びに健康項目についての環境基準達成状況の評価は、以下のとおりです。

なお、北海道が実施した測定結果については、令和４（2022）年度分が未確定のため、令和３（2021）年度分の結果を掲載しています。

■市内河川の環境基準達成状況（令和３（2021）年度）　(北海道調べ)

水 域 名	生物化学的酸素要求量 BOD	健康項目
別　々　川	○ 測定を行った全ての地点で 環境基準を達成しています。	○ 測定を行った全ての項目で 環境基準を達成しています。
樽　前　川		
覚　生　川		
錦 多 峰 川		
小 糸 魚 川		
苫小牧川上流		
苫小牧川下流		
幌 内 川 上 流		
幌 内 川 下 流		
安　平　川		
勇 払 川 上 流		
勇 払 川 下 流		
美　々　川		

■苫小牧海域の環境基準達成状況（令和３（2021）年度）　(北海道調べ)

水 域 名	化学的酸素要求量 COD	健康項目
苫 小 牧 海 域	○ 測定を行った全ての項目で 環境基準を達成しています。	○ 測定を行った全ての項目で 環境基準を達成しています。

(注)　生物化学的酸素要求量 BOD 及び化学的酸素要求量 COD は、有機物による水質汚濁の指標であり、年間の日間平均値の全データのうち、75%値のデータが環境基準を達成している場合は「環境基準達成」、それ以外は「環境基準未達成」とします。

3　河川の水質測定地点及び測定結果

本市では、美々川水系４地点（美々川３地点、美沢川１地点）、北海道においては、環境基準の類型指定がされている別々川、樽前川、覚生川、錦多峰川、小糸魚川、苫小牧川、幌内川、安平川、勇払川、美々川の 10 河川計 20 地点の水質測定を行っています。

■河川環境基準の類型及び調査地点位置図

河川調査地点名称			
❶第一美々橋	❷松美々橋	❸合流点下流	❹植苗橋
①別々橋	②樽前橋	③覚生橋	④錦岡橋
⑤小糸魚橋	⑥王子専用取水口	⑦寿橋	⑧市浄水場幌内取水口
⑨港橋	⑩静川橋	⑪勇払橋	⑫夕振大橋
⑬ウトナイ湖 ST-1	⑭ウトナイ湖 ST-2	⑮ウトナイ湖 ST-3	⑯室蘭本線橋梁
⑰沼の端橋	⑱松美々橋	⑲美々橋	⑳植苗橋

■環境基準値(生活環境項目)　※苫小牧市該当分のみ抜粋

区　分	類型	pH	BOD (mg/L)	DO (mg/L)	SS (mg/L)	大腸菌数 (CFU/100mL)	大腸菌群数 (MPN/100mL)
一般項目	AA	6.5 以上	1 以下	7.5 以上	25 以下	0.20 以下	50 以下
	A	8.5 以下	2 以下			300 以下	1,000 以下

（１）美々川水系の水質測定結果（令和４（2022）年度）

（苫小牧市調べ）

水域名	地点№及び測定地点名	類型	pH 最大値 最小値	BOD (mg/L) 最大値 最小値	BOD 75%値	BOD 評価	DO (mg/L) 最大値 最小値	SS (mg/L) 最大値 最小値	大腸菌数 (CFU/100mL) 最大値 最小値
美沢川	❶ 第一美々橋	-	7.5 6.9	1.0 <0.5	0.9	-	10 2.5	3 1	480 4
美々川	❷ 松 美 々 橋	A	7.1 6.9	1.7 <0.5	0.6	○	10 5.3	4 <1	68 6
	❸ 合流点下流	A	7.6 7.0	1.1 <0.5	0.6	○	10 3.7	4 <1	360 12
	❹ 植　苗　橋	A	7.6 7.1	1.6 <0.5	0.7	○	12 6.9	2 1	130 6

(注)　美沢川は美々川の支流であり、類型指定がされていないため環境基準値は設定されていません。
評価欄の「○」は環境基準達成、「×」は環境基準未達成を表す。

■美々川水系の BOD(75%値)経年変化及び測定地点概略図

（苫小牧市調べ）

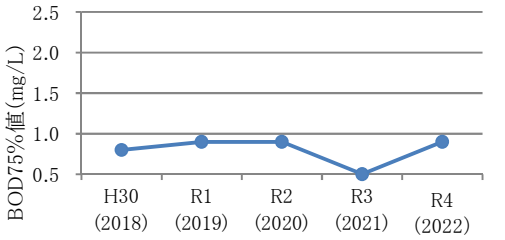

❶第一美々橋

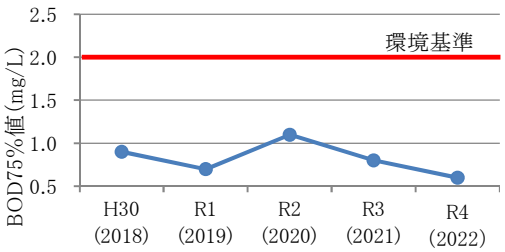

❷松美々橋

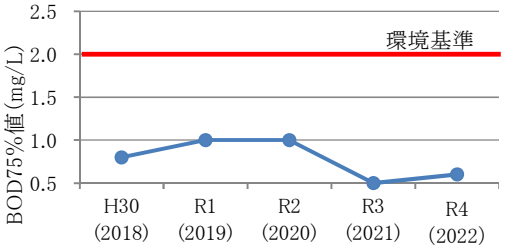

❸合流点下流

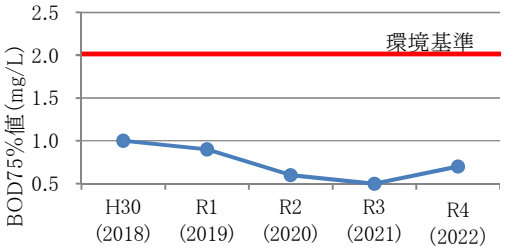

❹植苗橋

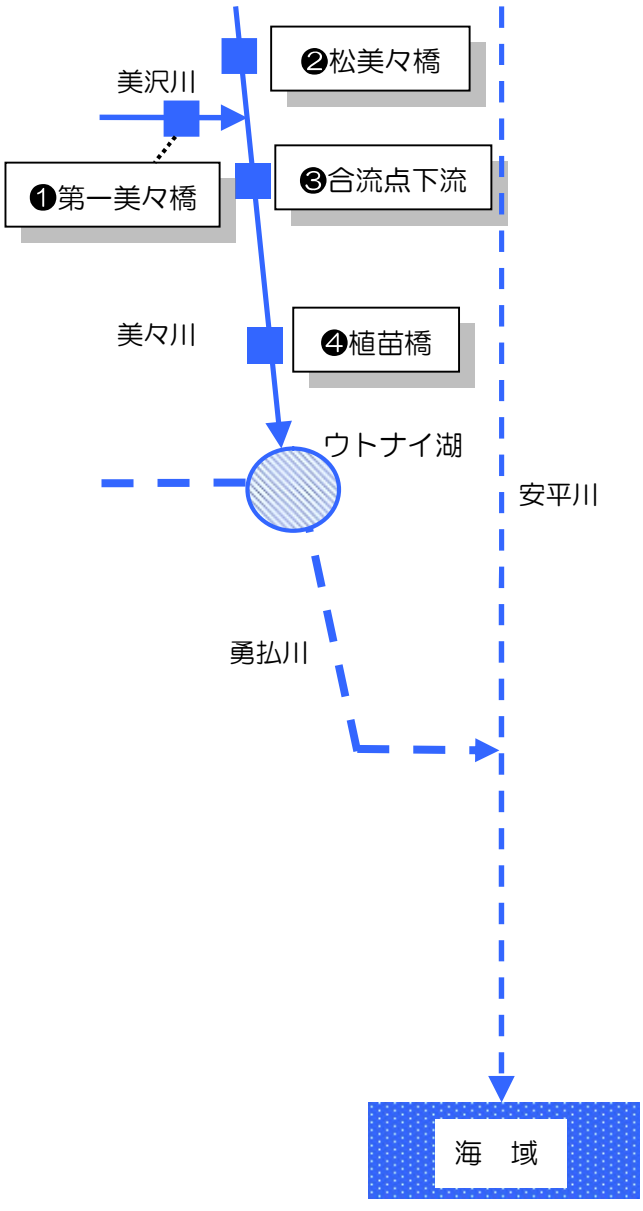

（２）河川の水質測定結果

■生活環境項目の水質測定結果（令和３（2021）年度）　(北海道調べ)

水域名	地点№及び測定地点名	類型	pH	BOD (mg/L)			DO (mg/L)	SS (mg/L)	大腸菌群数 (MPN/mL)
			最大値 最小値	最大値 最小値	75%値	評価	最大値 最小値	最大値 最小値	最大値 最小値
別々川	① 別々橋	AA	7.3 7.1	0.5 <0.5	0.5	○	12 9.5	7 2	49 17
樽前川	② 樽前橋	AA	7.4 7.2	0.5 <0.5	<0.5	○	12 9.5	5 1	1300 7
覚生川	③ 覚生橋	AA	7.3 7.1	0.7 0.5	0.6	○	11 8.8	8 2	790 23
錦多峰川	④ 錦岡橋	AA	7.3 7.1	0.5 <0.5	0.5	○	11 8.6	11 2	170 7
小糸魚川	⑤ 小糸魚橋	AA	7.6 7.2	0.6 <0.5	<0.5	○	11 9.7	5 1	220 49
苫小牧川	⑥ 王子専用取水口	AA	7.7 7.5	<0.5 <0.5	<0.5	○	12 10	3 1	49 12
	⑦ 寿橋	A	7.2 6.8	1.5 <0.5	0.7	○	10 8.4	7 4	130 23
幌内川	⑧ 市浄水場幌内取水口	AA	7.8 6.8	0.5 <0.5	0.5	○	11 10	3 <1	49 13
	⑨ 港橋	A	7.6 6.9	0.6 <0.5	<0.5	○	8.8 7.3	5 <1	130 33
安平川	⑩ 静川橋	A	7.6 7.4	2.3 0.5	1.3	○	12 8.3	14 5	3,500 79
	⑪ 勇払橋	A	7.6 7.5	0.9 <0.5	0.9	○	11 8.0	15 3	350 130
勇払川	⑫ 夕振大橋	AA	7.6 7.2	1.0 <0.5	<0.5	○	12 10	3 <1	350 23
	⑬ ウトナイ湖ＳＴ－１	A	7.4 7.2	0.9 0.5	0.8	○	11 8.5	6 <1	79 23
	⑭ ウトナイ湖ＳＴ－２	A	8.3 7.3	1.3 0.5	1.2	○	12 9.1	4 1	5400 13
	⑮ ウトナイ湖ＳＴ－３	A	7.7 7.1	1.4 0.8	0.8	○	11 8.9	6 3	3,500 350
	⑯ 室蘭本線橋梁	A	8.6 7.2	1.2 0.7	0.8	○	12 10	8 2	3,500 49
	⑰ 沼の端橋	A	8.1 7.5	0.8 <0.5	0.8	○	13 9.7	14 3	2,400 49
美々川	⑱ 松美々橋	A	7.4 7.0	1.5 <0.5	0.8	○	10 6.3	3 1	170 33
	⑲ 美々橋	A	7.4 7.0	0.9 0.5	0.9	○	11 6.7	3 1	170 33
	⑳ 植苗橋	A	7.5 6.8	2.0 1.0	1.6	○	11 9.5	7 1	3,500 170

(注)　1　類型欄の下線(A など)は、環境基準地点(環境基準の維持達成状況を把握するための測定点)であることを示す。
なお、参考として、環境基準地点以外の評価も行っている。

2　評価欄の「○」は環境基準達成、「×」は環境基準未達成を表す。

■別々川の BOD(75%値)経年変化及び測定地点概略図　(北海道調べ)

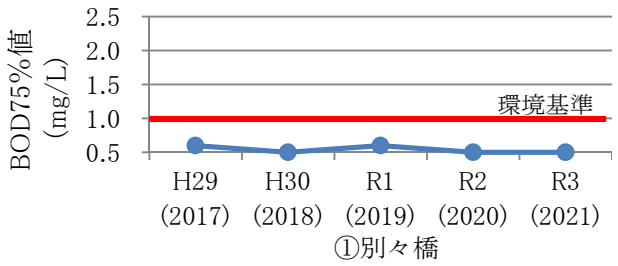

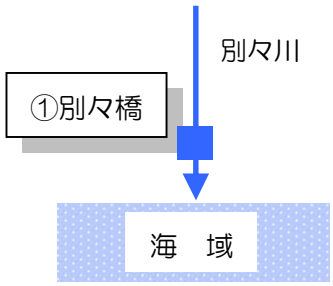

■樽前川の BOD(75%値)経年変化及び測定地点概略図

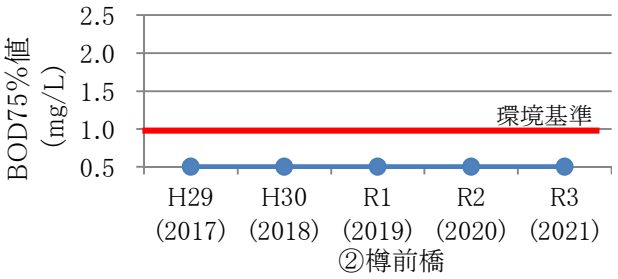

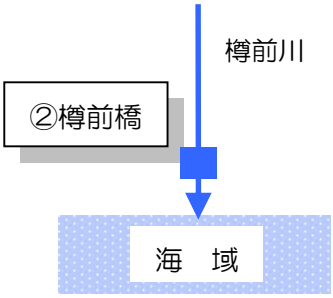

■覚生川の BOD(75%値)経年変化及び測定地点概略図

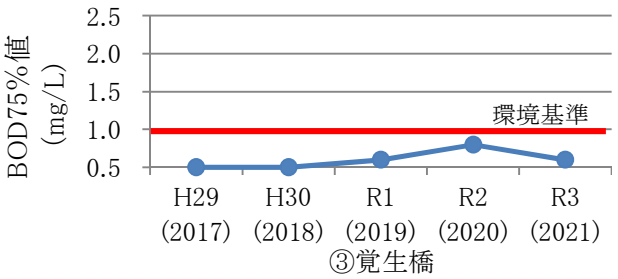

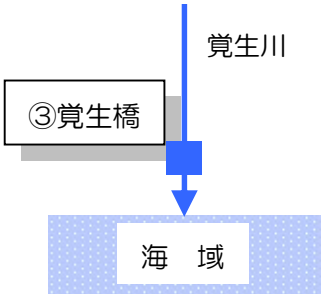

■錦多峰川の BOD(75%値)経年変化及び測定地点概略図

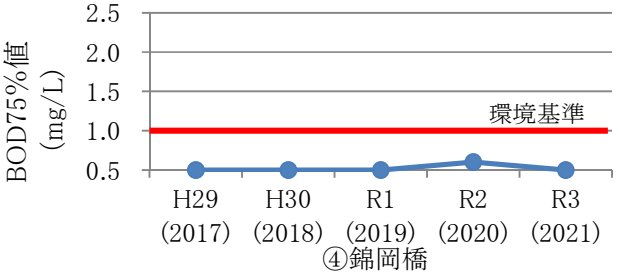

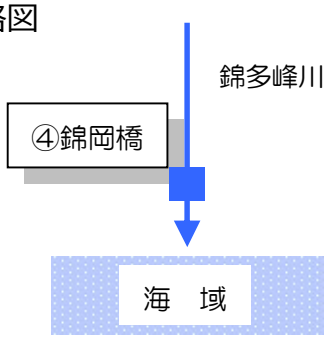

■小糸魚川の BOD(75%値)経年変化及び測定地点概略図

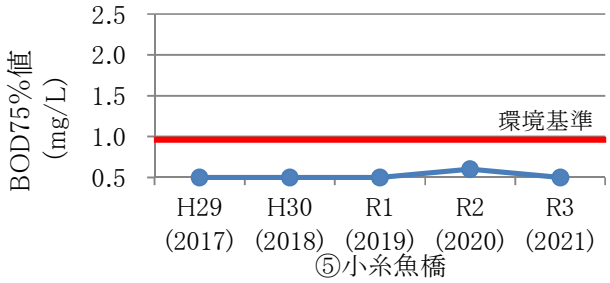

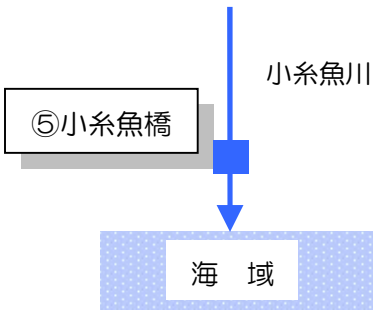

■苫小牧川の BOD(75%値)経年変化及び測定地点概略図　(北海道調べ)

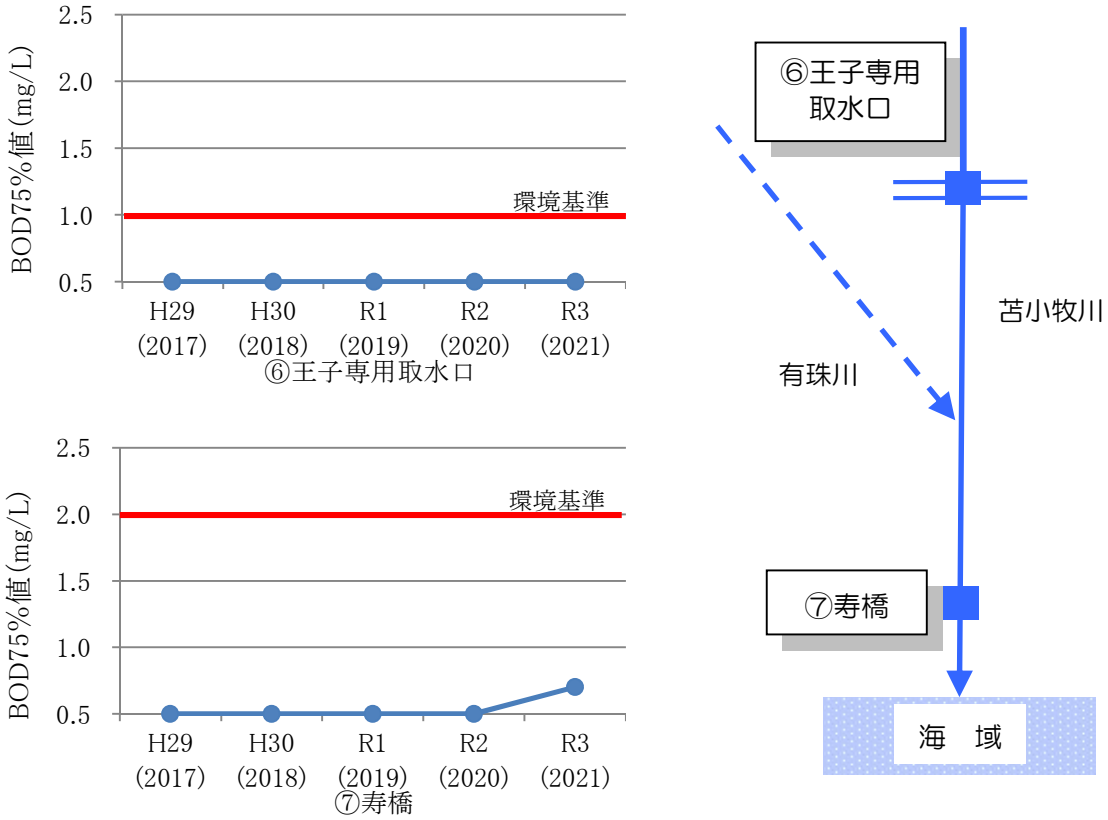

■幌内川の BOD(75%値)経年変化及び測定地点概略図

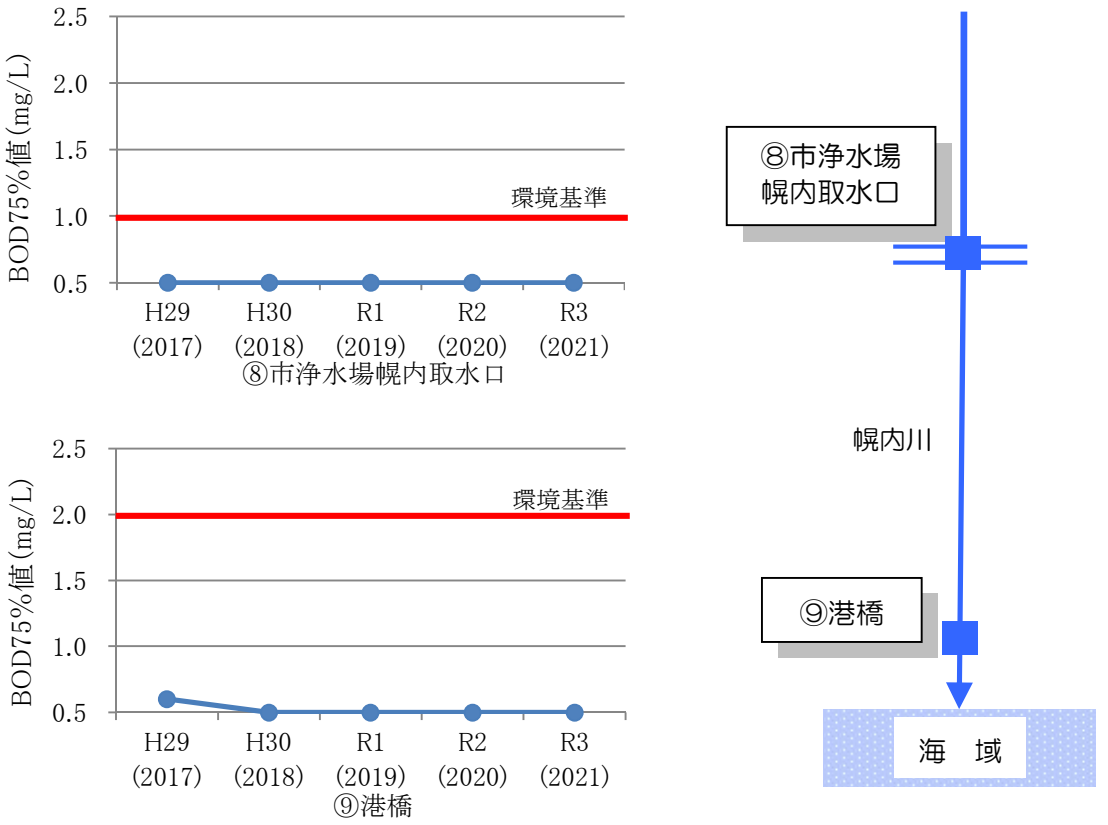

■安平川及び美々川の BOD(75%値)経年変化及び測定地点概略図　　(北海道調べ)

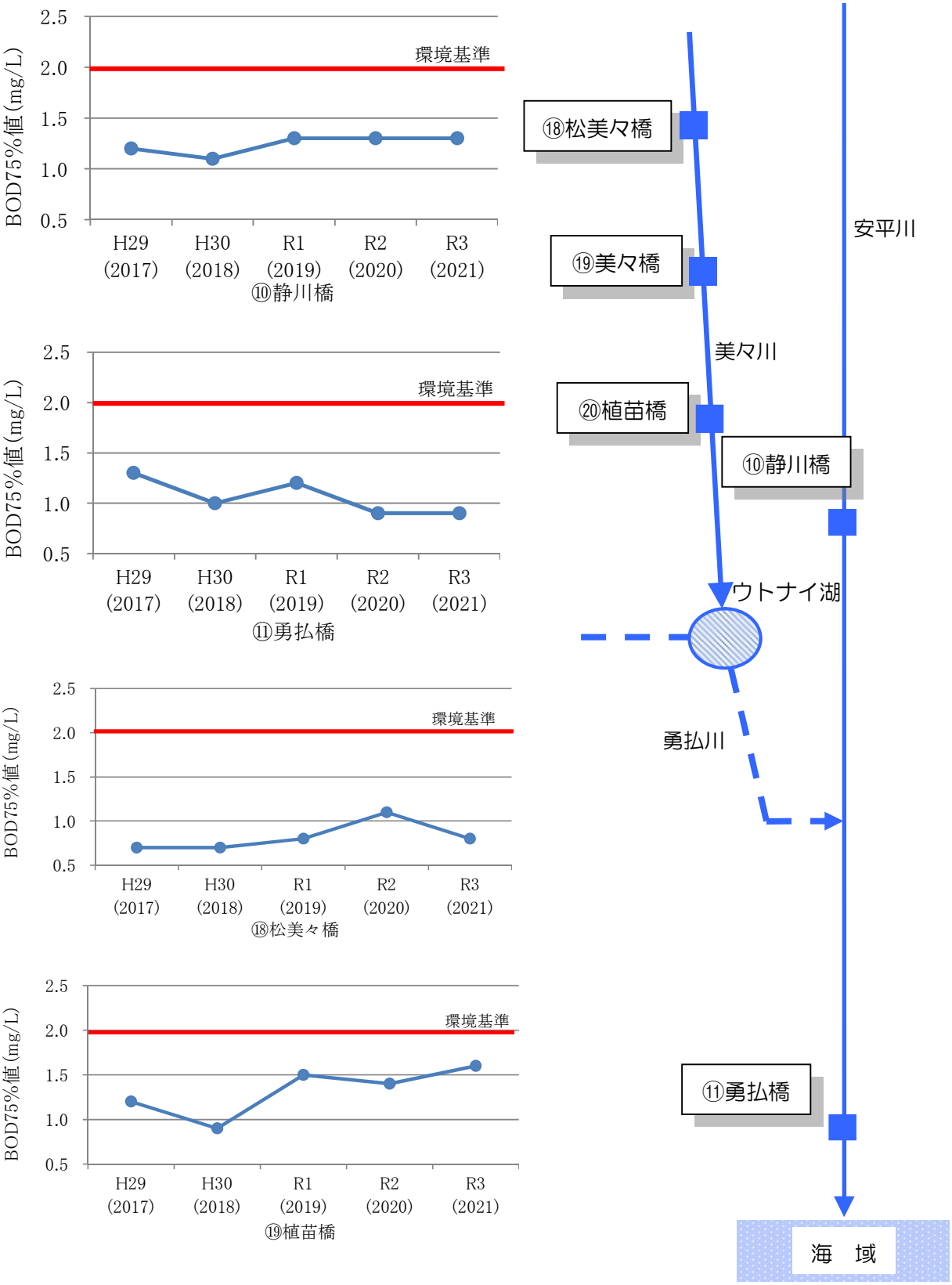

■勇払川の BOD(75%値)経年変化及び測定地点概略図

(北海道調べ)

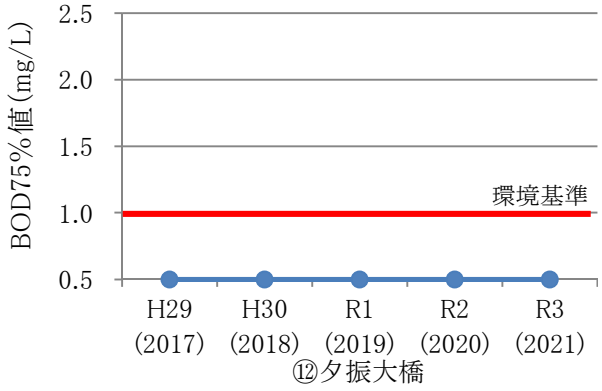

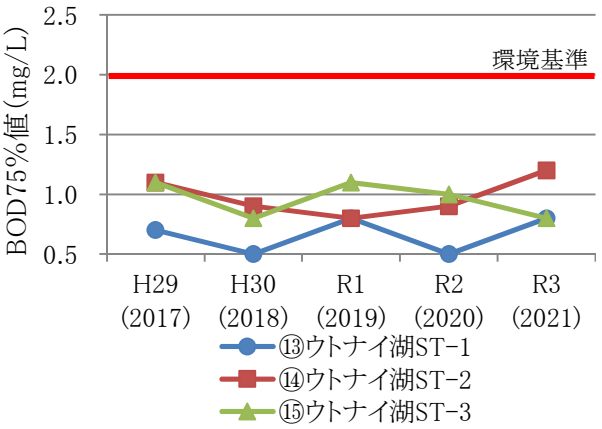

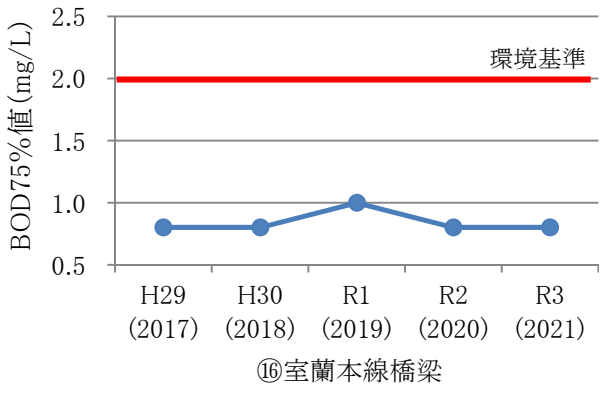

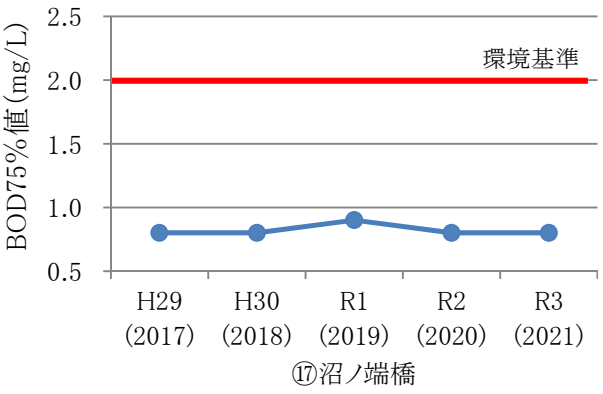

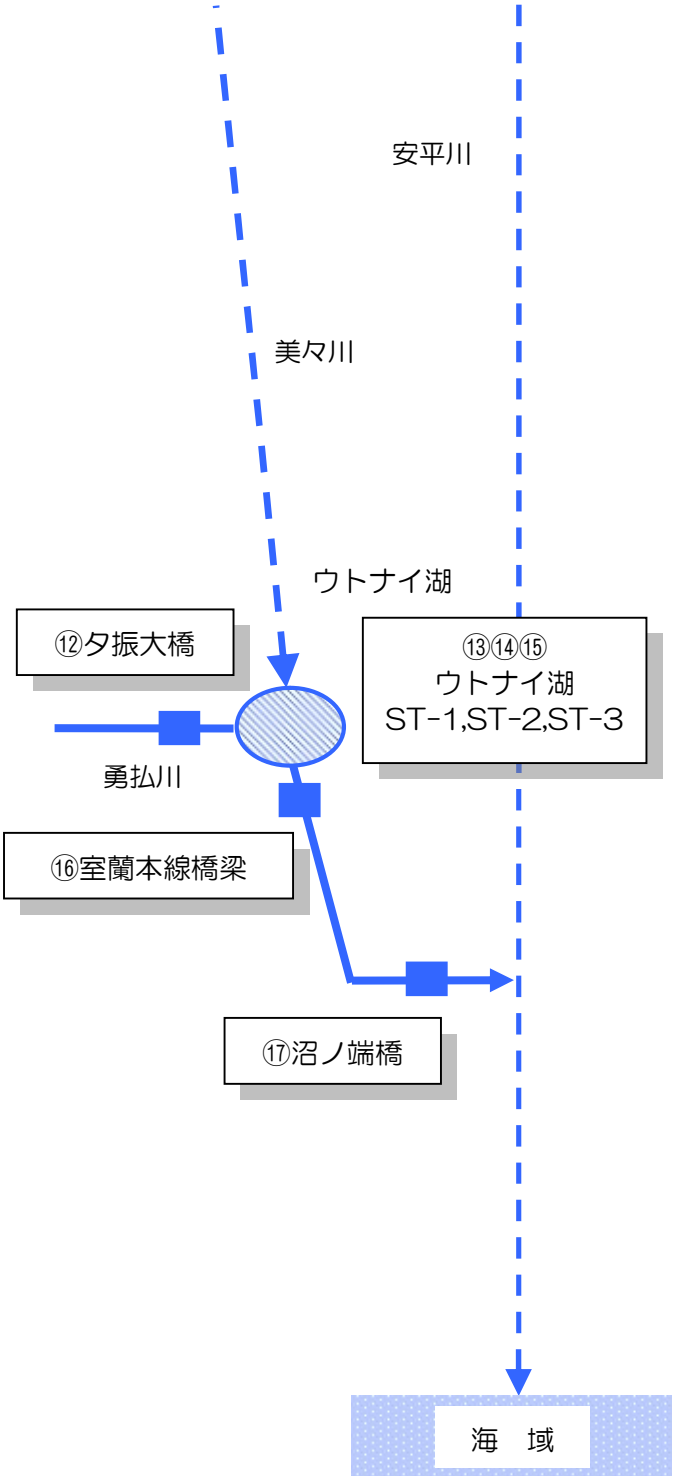

■健康項目の測定結果（令和３（2021）年度）　　（北海道調べ）単位：mg/L

項　目	別々川	幌内川	安平川	勇払川		美々川		
(環境基準)	別々橋	港　橋	勇払橋	ウトナイ湖 ST-2	室蘭本線 橋梁	松美々橋	美々橋	植苗橋
カドミウム (0.003mg/L 以下)	－	<0.0003	<0.0003	－	<0.0003	－	－	<0.0003
全シアン (検出されないこと)	－	－	<0.1	－	－	－	－	－
鉛 (0.01mg/L 以下)	－	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	－	－	<0.005
六価クロム (0.02mg/L 以下)	－	－	<0.02	－	－	－	－	－
ひ素 (0.01mg/L 以下)	－	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	－	－	<0.005
総水銀 (0.0005mg/L 以下)	－	<0.0005	<0.0005	－	<0.0005	－	－	<0.0005
ジクロロメタン (0.02mg/L 以下)	－	－	<0.002	－	－	－	－	－
四塩化炭素 (0.002mg/L 以下)	－	－	<0.0002	－	－	－	－	－
1,2-ジクロロエタン (0.004mg/L 以下)	－	－	<0.0004	－	－	－	－	－
1,1-ジクロロエチレン (0.1mg/L 以下)	－	－	<0.01	－	－	－	－	－
シス-1,2-ジクロロエチレン (0.04mg/L 以下)	－	－	<0.004	－	－	－	－	－
1,1,1-トリクロロエタン (1mg/L 以下)	－	－	<0.001	－	－	－	－	－
1,1,2-トリクロロエタン (0.006mg/L 以下)	－	－	<0.0006	－	－	－	－	－
トリクロロエチレン (0.01mg/L 以下)	－	－	<0.001	－	－	－	－	－
テトラクロロエチレン (0.01mg/L 以下)	－	－	<0.0005	－	－	－	－	－
1,3-ジクロロプロペン (0.002mg/L 以下)	－	－	<0.0002	－	－	－	－	－
チウラム (0.006mg/L 以下)	－	－	<0.0006	－	－	－	－	－
シマジン (0.003mg/L 以下)	－	－	<0.0003	－	－	－	－	－
チオベンカルブ (0.02mg/L 以下)	－	－	<0.002	－	－	－	－	－
ベンゼン (0.01mg/L 以下)	－	－	<0.001	－	－	－	－	－
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (10mg/L 以下)	0.38	－	－	－	－	6.5	7.5	3.0
1,4-ジオキサン (0.05mg/L 以下)	－	－	<0.005	－	－	－	－	－

(注)　結果は最大値を表示。

４　海域の水質測定地点及び測定結果

本市の海域は、以下のとおり８水域に分けて環境基準の類型指定がされています。

これらの海域内に、31 か所の環境基準点が設定され北海道が測定を行い、監視を行っています。

■苫小牧海域の環境基準の類型及び調査地点位置図

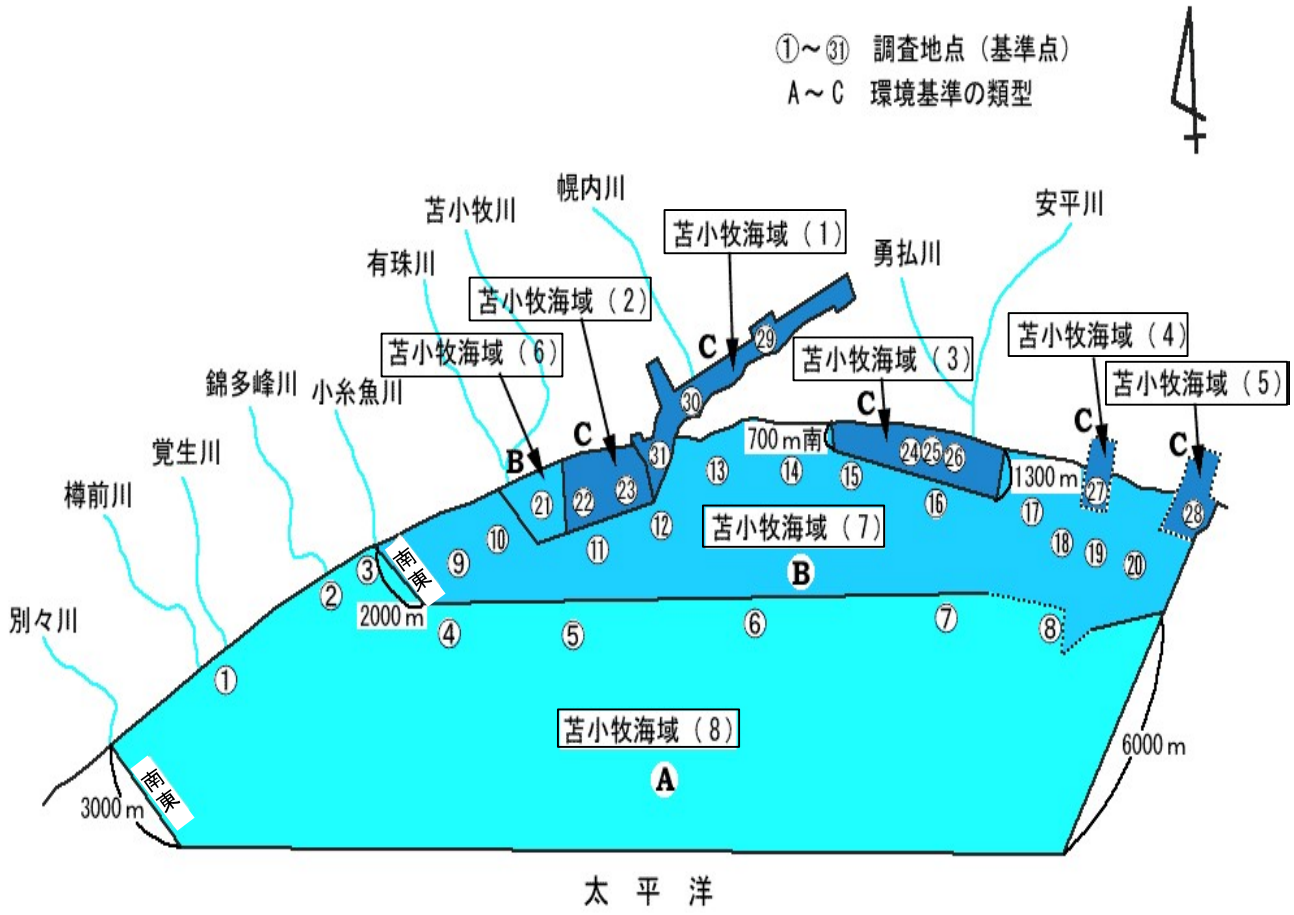

■環境基準(生活環境項目)

区　分	類型	pH	COD (mg/L)	DO (mg/L)	大腸菌数 (CFU/100mL)	n-ヘキサン抽出物質(油分等) (mg/L)
一般項目	A	7.8 以上	２以下	7.5 以上	1,000 以下	検出されないこと
	B	8.3 以下	３以下	５以上	－	検出されないこと
	C	7.0 以上 8.3 以下	８以下	２以上	－	－

（１）海域の水質測定結果

■生活環境項目の水質測定結果（令和３（2021）年度）　　(北海道調べ)

海域名	類型	地点	pH	COD (mg/L)			DO (mg/L)	大腸菌群数 (MPN/100mL)	油分 (mg/L)
			最大値 最小値	最大値 最小値	75%値	評価	最大値 最小値	最大値 最小値	最大値 最小値
苫小牧海域(1)	C	29	8.0 7.7	3.2 1.3	2.1	○	10 7.9	－	－
		30	8.1 7.7	3.0 1.6	2.2	○	10 7.8	－	－
		31	8.1 7.7	3.3 1.4	2.2	○	10 7.6	－	－
苫小牧海域(2)	C	22	7.9 7.6	7.2 2.0	4.7	○	10 7.1	－	－
		23	7.9 7.5	5.4 0.9	4.0	○	10 7.1	－	－
苫小牧海域(3)	C	24	8.1 7.6	3.1 1.6	2.3	○	11 8.3	－	－
		25	8.1 7.6	3.0 1.7	2.6	○	11 8.1	－	－
		26	8.1 7.7	2.9 1.3	2.7	○	11 7.7	－	－
苫小牧海域(4)	C	27	8.1 7.7	3.2 1.3	2.8	○	11 8.1	－	－
苫小牧海域(5)	C	28	8.1 7.6	3.0 1.4	2.8	○	10 7.1	－	－
苫小牧海域(6)	B	21	8.1 7.6	6.2 1.9	2.8	○	10 7.7	－	<0.5
苫小牧海域(7)	B	9	8.1 7.6	2.8 0.8	2.5	○	10 8.1	－	<0.5
		11	8.1 7.6	3.1 1.2	2.6	○	10 7.8	－	<0.5
		13	8.1 7.7	3.2 1.0	2.1	○	10 8.0	－	<0.5
		15	8.1 7.7	2.6 0.9	2.2	○	11 8.0	－	<0.5
		17	8.1 7.8	3.1 1.0	2.6	○	11 8.1	－	<0.5
		19	8.1 7.6	3.1 0.8	2.7	○	11 7.8	－	<0.5
苫小牧海域(8)	A	1	8.1 7.6	1.8 0.8	1.6	○	10 8.1	<0 <0	<0.5
		3	8.1 7.7	3.4 0.9	1.6	○	11 8.1	<0 <0	<0.5
		5	8.1 7.7	1.7 0.7	1.5	○	10 8.0	<0 <0	<0.5
		6	8.1 7.7	2.5 0.8	2.0	○	11 7.8	<0 <0	<0.5
		8	8.1 7.7	2.2 1.0	1.7	○	10 7.9	<0 <0	<0.5

(注) 評価欄　「○」は環境基準達成、「×」は環境基準未達成を表す。

■苫小牧海域の COD(75%値) 経年変化

(北海道調べ)

海域（１）

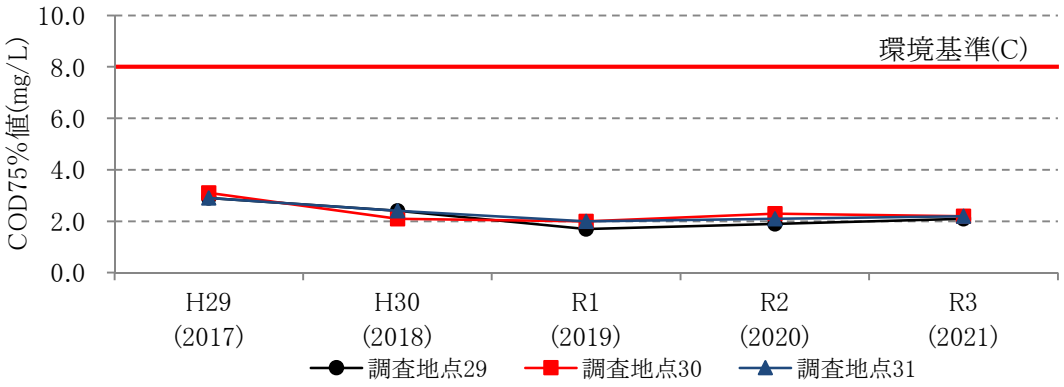

海域（２）

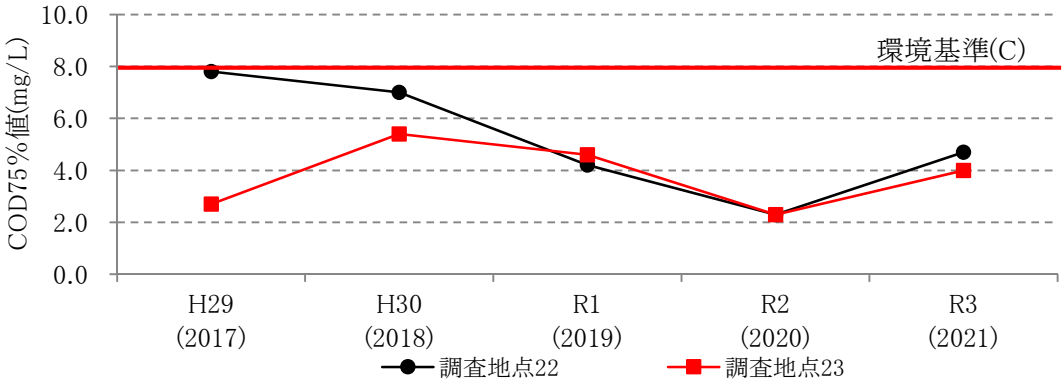

海域（３）

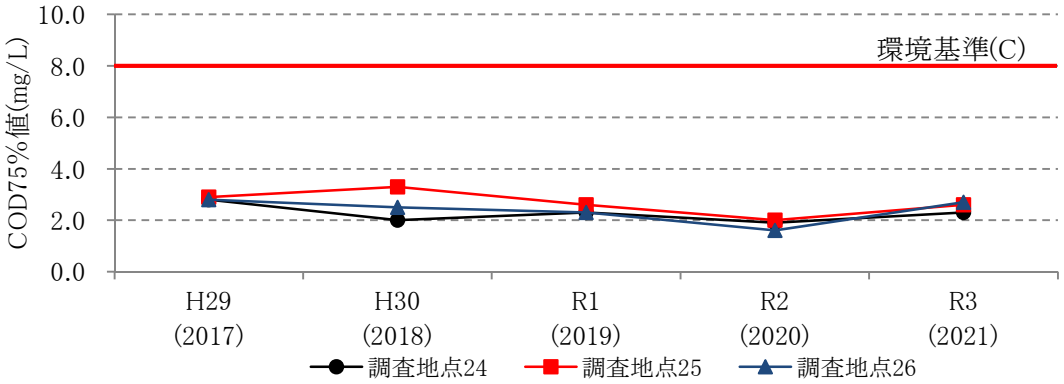

海域（４）

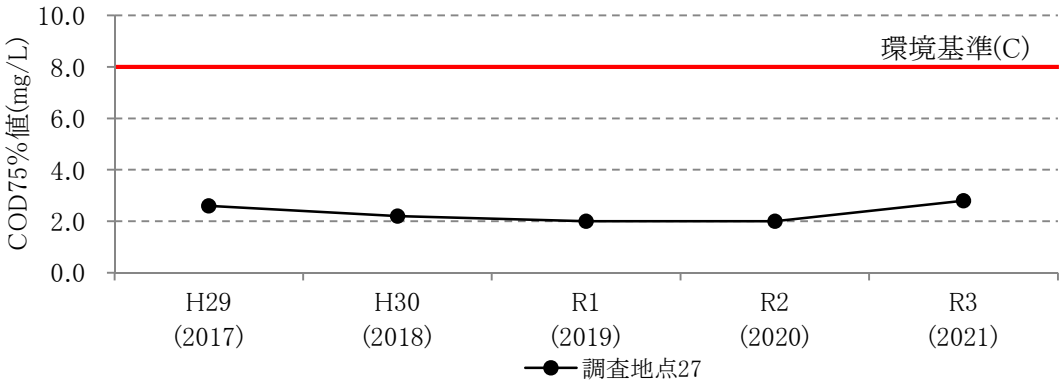

海域（５）

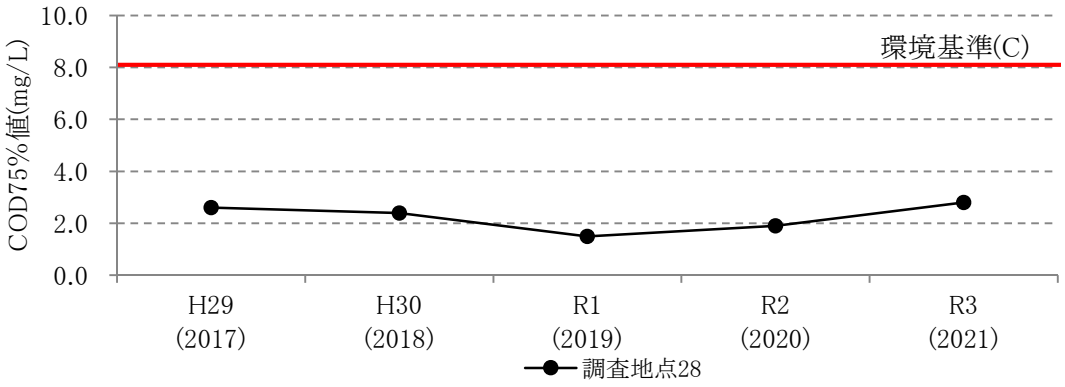

海域（６）

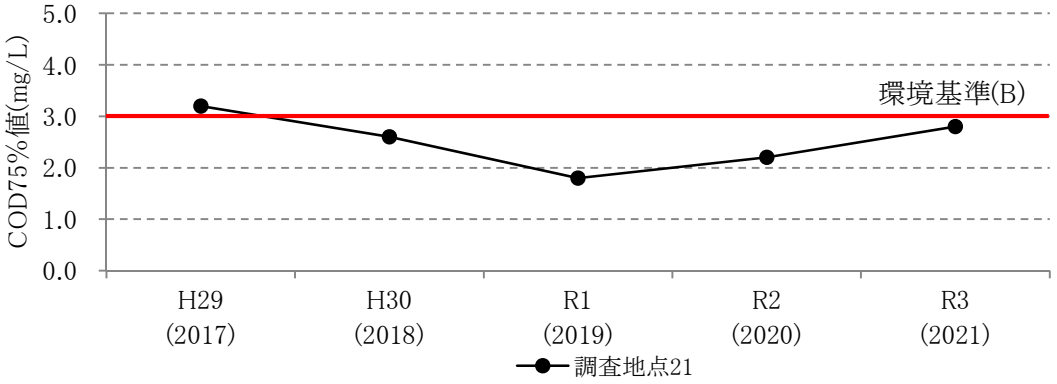

海域（７）

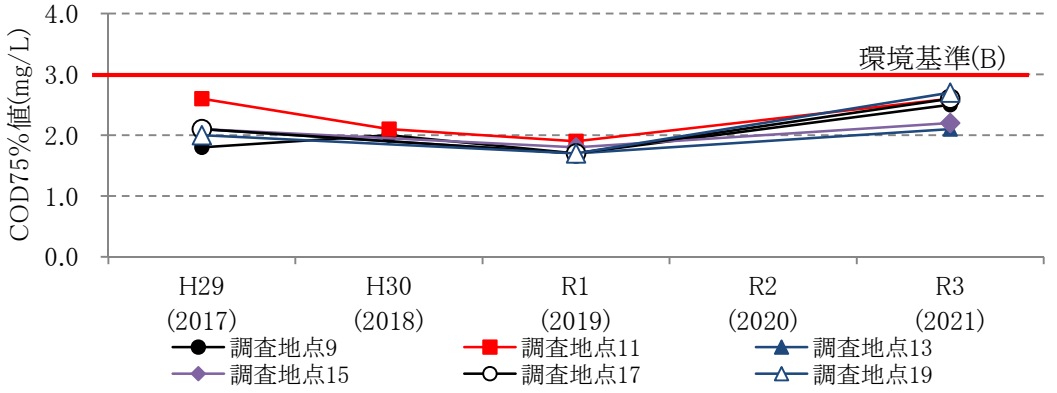

海域（８）

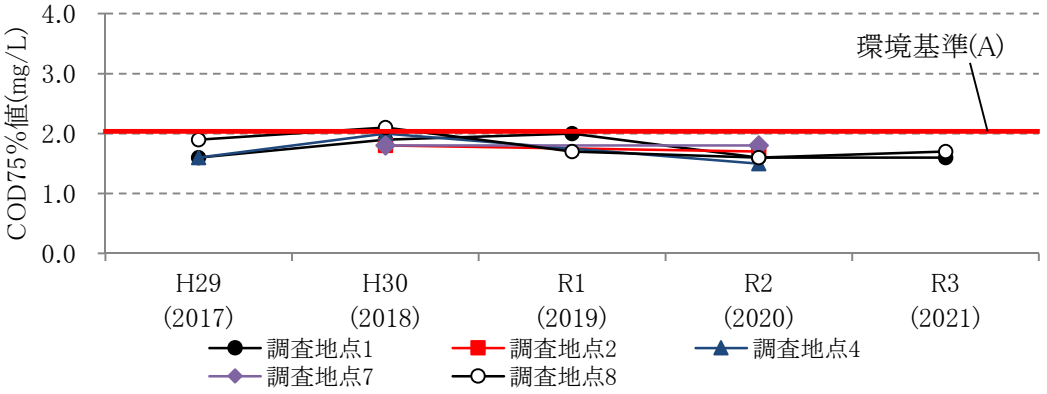

■健康項目の測定結果（令和３（2021）年度）　　（北海道調べ）

項目（環境基準）	海域(1)			海域(2)	海域(3)	
	地点 29	地点 30	地点 31	地点 22	地点 24	地点 26
カドミウム（0.003mg/L 以下）	0.0024	—	<0.0003	<0.0003	<0.0003	—
全シアン（検出されないこと）	<0.1	—	<0.1	<0.1	<0.1	—
鉛（0.01mg/L 以下）	<0.005	—	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
ひ素（0.01mg/L 以下）	<0.005	—	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
総水銀（0.0005mg/L 以下）	<0.0005	—	<0.0005	<0.0005	<0.0005	—
1,3-ジクロロプロペン（0.002mg/L 以下）	—	—	<0.0002	<0.0002	—	<0.0002
チウラム（0.006mg/L 以下）	—	—	<0.0006	<0.0006	—	<0.0006
シマジン（0.003mg/L 以下）	—	—	<0.0003	<0.0003	—	<0.0003
チオベンカルブ（0.02mg/L 以下）	—	—	<0.002	<0.002	—	<0.002
ベンゼン（0.01mg/L 以下）	—	—	—	—	—	<0.001
セレン（0.01mg/L 以下）	—	—	—	—	—	<0.002
1,4-ジオキサン（0.05mg/L 以下）	—	<0.005	—	—	—	—

項目（環境基準）	海域(4)	海域(5)	海域(6)	海域(7)
	地点 27	地点 28	地点 21	地点 13
カドミウム（0.003mg/L 以下）	<0.0003	<0.0003	—	—
全シアン（検出されないこと）	<0.1	<0.1	—	—
鉛（0.01mg/L 以下）	<0.005	<0.005	—	—
ひ素（0.01mg/L 以下）	<0.005	<0.005	—	<0.005
総水銀（0.0005mg/L 以下）	<0.0005	<0.0005	—	—
1,3-ジクロロプロペン（0.002mg/L 以下）	—	—	<0.0002	—
チウラム（0.006mg/L 以下）	—	—	<0.0006	—
シマジン（0.003mg/L 以下）	—	—	<0.0003	—
チオベンカルブ（0.02mg/L 以下）	—	—	<0.002	—
ベンゼン（0.01mg/L 以下）	—	—	<0.001	—
セレン（0.01mg/L 以下）	—	—	—	—
1,4-ジオキサン（0.05mg/L 以下）	—	—	—	—

(注) 全ての項目において、環境基準を達成。

5　水質汚濁の防止対策

（１）水質汚濁防止法による規制・指導

公共用水域の水質を保全するため、水質汚濁防止法に定める特定施設を設置し、公共用水域に排水している事業場に対し、北海道が水質汚濁防止法に基づく規制・指導を行っています。これらの事業場には届出義務及び排水基準の遵守義務があり、排水基準については水質汚濁防止法に定める一律排水基準のほか、西港内と幌内川に排水する場合は、北海道の「水質汚濁防止法第３条第３項の規定に基づく排水基準を定める条例（昭和 47（1972）年４月３日条例第 27 号）」によりさらに厳しい基準が設定されています。

北海道が行う立入調査により、これら排水基準に適合しない場合は、事業場に対し排水処理施設の改善、維持管理の強化など、必要な措置を講じるよう指導しています。

（２）公害防止協定による規制・指導

公共用水域に排水している事業場のうち、汚濁負荷量の大きい事業場と公害防止協定を締結し、排水先の水域及び事業場規模などに応じ個別に排水量や協定値を定め、これを遵守するよう指導しています。

本市では、これら公害防止協定締結事業場に対して関係機関とともに立入調査を実施し、排水処理施設の維持管理状況、公害防止協定に定める協定値の遵守状況の確認を行っています。立入調査の結果については、以下のとおりです。

■公害防止協定の遵守状況（令和４（2022）年度）

締結事業場数	協定値の遵守状況	協定条項の遵守状況
22 事業場	全事業場で遵守	全事業場で遵守

（３）地盤沈下対策

本市は、工業用水法などの法令により地下水の揚水が規制される地域ではありませんが、地盤沈下の未然防止のため工業用水道の利用を促進し、やむを得ず地下水を使用する場合は、合理的使用方法により揚水量を必要最低限とするよう指導しています。

また、苫小牧市公害防止条例で地下水採取に伴う地盤沈下防止に努めるよう定めています。

（４）地下水汚染、土壌汚染対策

地下水汚染については、北海道が汚染の改善・防止のため「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素に係る健全な水循環確保のための基本方針」及びこれに基づく実施要領を平成 16（2004）年に策定し、対策の強化を図っています。

北海道が令和 3（2021）年度に実施した地下水の測定計画に基づく調査では、市内 4 調査地点中 1 地点でほう素が、1 地点で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準値を超過しました。これらの地点は、経年変化を監視する継続調査を行っており、基準超過の場合は北海道より、地下水利用者に対して注意喚起を行っています。

土壌汚染については、平成 14（2002）年度に土壌汚染対策法が施行されて以来、「有害物質使用特定施設※の使用の廃止時」、「土壌汚染の恐れがある一定規模以上の土地の形質変更時」及び「土壌汚染により健康被害が生ずる恐れがあると知事が認めるとき」に、土地の調査や汚染除去等の措置を行うこととしています。

※有害物質使用特定施設とは、水質汚濁防止法第 2 条第 2 項に定めるカドミウムやシアンなどの有害物質を製造、使用、又は処理を行う施設をいいます。

（５）ゴルフ場の農薬等使用に対する指導

ゴルフ場での農薬等使用については、河川や地下水の汚染が懸念されますが、本市では、平成元（1989）年度に施行した「ゴルフ場で使用される農薬等に関する環境保全指導要綱」に基づき、市内のゴルフ場に対し、農薬使用量の削減や農薬流出の未然防止に努めるよう指導しています。

第3節　騒音・振動

1　概　況

騒音は、人の感覚に直接影響を与える、いわゆる感覚公害として日常生活の快適さを損なうことで問題となることが多く、とりわけ各種公害の中でも日常生活に身近な問題として局所的及び多発的に発生する傾向にあります。発生源としては工場、事業場、建設作業、自動車、航空機などの交通機関、飲食店、さらに私たちの家庭生活に至るまで多種多様となっています。

振動は、工場、事業場、建設作業、道路交通などから発生する振動が周辺住民の生活環境に影響を与えるものです。発生源が騒音とほぼ同じであるため、騒音とともに発生することが多くなっています。

本市では、市内の騒音・振動の状況を把握するため、環境騒音、自動車騒音・道路交通振動及び航空機騒音を測定し、監視しています。測定の結果、一部の地点において環境基準の超過が確認されました。

■環境基準及び要請限度との比較（令和４（2022）年度）

区　　分	時 間 帯	環境基準及び要請限度の適否
環 境 騒 音	昼間(6～22 時)	○ 全ての測定地点で環境基準を達成しています。
	夜間(22～翌日６時)	
自 動 車 騒 音	昼間(6～22 時)	△ 一部の測定地点で環境基準を超過していました。
	夜間(22～翌日６時)	
道路交通振動	昼間(8～19 時)	○ 全ての測定地点で要請限度を達成しています。
	夜間(19～翌日８時)	
航 空 機 騒 音	全　日	○ 全ての測定地点で環境基準を達成しています。

「要請限度」とは

自動車騒音または道路交通振動を低減するため、測定結果に基づき、道路管理者に意見を述べ、北海道公安委員会に対して要請することができる判断基準となる値をいいます。

※　基準値については、資料編（P.150～）をご覧ください。

2　環境騒音及び自動車騒音・振動の状況

（１）測定地点

環境騒音については、道路に面する地域以外の一般地域６地点、自動車騒音・道路交通振動については、国道・道道・市道合わせて６路線で測定を実施しました。

■環境騒音及び自動車騒音・振動・交通量測定地点（令和４（2022）年度）

環境騒音測定地点		自動車騒音・振動測定地点	
①	のぞみ町　２丁目	Ⓐ	末広町　３　（国道36号）
②	豊川町　３丁目	Ⓑ	矢代町　１　（国道36号）
③	末広町　１丁目	Ⓒ	字錦岡647　（国道36号）
④	北栄町　３丁目	Ⓓ	字沼ノ端42　（道道781号）
⑤	旭町　３丁目	Ⓔ	しらかば町５　（道道781号）
⑥	字勇払　27番地	Ⓕ	字勇払　２　（道道781号）
		Ⓖ	川沿町　６　（市道）

（２）測定結果

■環境騒音測定結果（令和４（2022）年度）　　単位:デシベル

No.	地点名（用途地域区分）	環境基準		測定結果		環境基準達成状況		地域の類型
		昼間	昼間	夜間	夜間	昼間	夜間	
1	のぞみ町（第１種中高層住居専用地域）	60	55	44	43	○	○	A
2	豊川町（第１種中高層住居専用地域）	60	55	51	46	○	○	A
3	末広町（第１種住居地域）	65	60	45	44	○	○	B
4	北栄町（第２種住居地域）	65	60	49	46	○	○	B
5	旭町（商業地域）	65	60	48	45	○	○	C
6	字勇払（準工業地域）	65	60	46	41	○	○	C

(注) 測定値は時間帯区分ごとの等価騒音レベルから算出。

■自動車騒音測定結果（令和４（2022）年度）　　単位:デシベル

No.	道路名	測定地点	車線数 道路端からの距離(m)	環境基準（要請限度）		測定結果		環境基準達成状況	
				昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
A	国道36号苫小牧白老通（新中野）	末広町 3	6(6.4)	70 (75)	65 (70)	70	66	○	△
B	国道36号苫小牧白老通(元-旭)	矢代町 1	4(1.4)			72	67	△	△
C	国道36号苫小牧白老通(錦岡)	字錦岡 647	4(4.2)			68	63	○	○
D	道道781号勇払沼ノ端通	字沼ノ端 42	2(2.2)			70	64	○	○
E	道道781号双葉三条通（ときわ-木場）	しらかば町５	6(1.3)			67	58	○	○
F	道道781号苫小牧環状線臨海南通	字勇払 2	2(0.7)			62	54	○	○
G	市道糸井西通	川沿町 6	4(0.4)			63	55	○	○

(注)　1　測定値は、２日間連続測定した時間帯区分ごとの等価騒音レベルから算出。

2　環境基準達成状況欄で「○」は達成、「△」は環境基準値超過要請限度以内、「×」は環境基準値及び要請限度値超過を表す。

3　昼間とは６時～22時、夜間とは22時～翌日６時をいう。

■道路交通振動測定結果（令和４（2022）年度）　　単位:デシベル

No.	道 路 名	測定地点	要請限度		測定結果	
			昼間	夜間	昼間	夜間
A	国道 36 号苫小牧白老通（新中野）	末 広 町　3	70	65	51	44
B	国道 36 号苫小牧白老通(元-旭)	矢 代 町　1	65	60	43	36
C	国道 36 号苫小牧白老通(錦岡)	字錦岡 647	65	60	40	32
D	道道 781 号勇払沼ノ端通	字沼ノ端 42	70	65	50	39
E	道道 781 号双葉三条通（ときわ-木場）	しらかば町５	65	60	47	37
F	道道 781 号苫小牧環状線臨海南通	字 勇 払　2	70	65	39	24
G	市　道　糸　井　西　通	川 沿 町　6	65	60	42	31

(注)　1　振動の測定値は 80%レンジの上端値。
　　2　昼間とは 8 時～19 時、夜間とは 19 時～翌日 8 時をいう。

■交通量調査結果（令和４（2022）年度）　　単位:　台

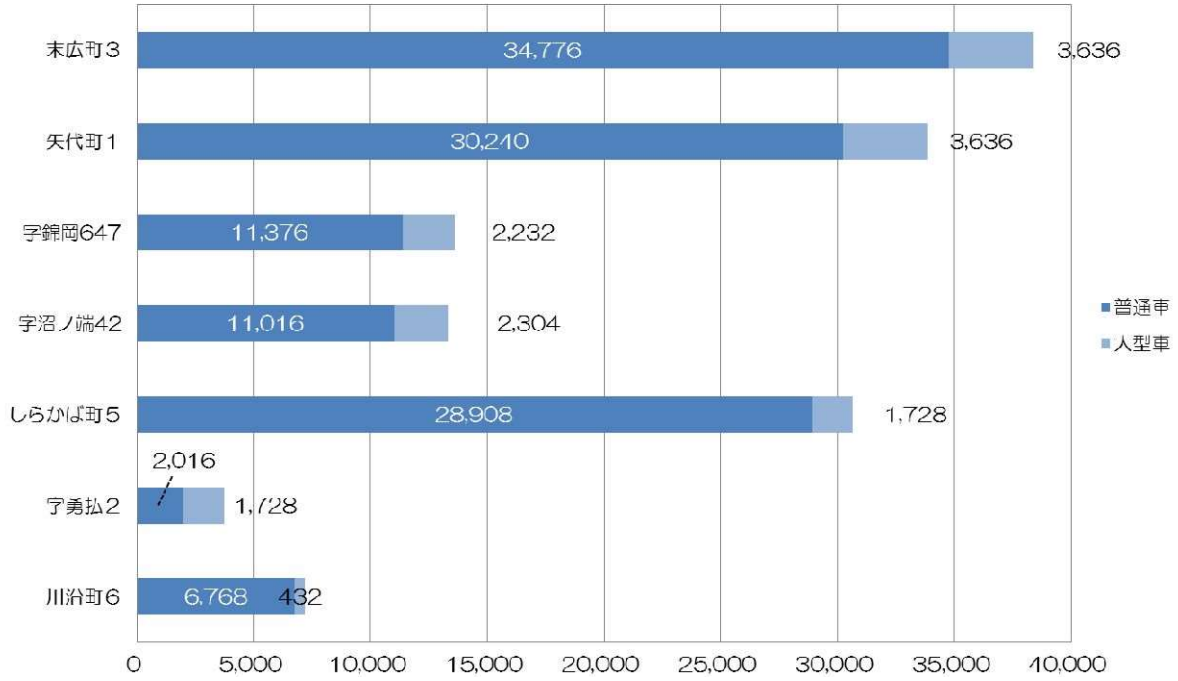

(注)　グラフの値は、平日 12 時間交通量台数

■面的評価による自動車騒音環境基準適合状況（令和４（2022）年度）

		評価区間延長距離(km)	評価区間数(区間)	評価対象戸数(戸)	評価結果			
					昼夜とも基準値以下(戸)	昼のみ基準値以下(戸)	夜のみ基準値以下(戸)	昼夜とも基準値超過(戸)
全体(割合)		116.8	60	16,195 (100%)	15,616 (96.4%)	6 (0.0%)	288 (1.8%)	285 (1.8%)
道路別内訳	高速自動車道	5.8	3	18	4	0	0	14
	一般国道	31.7	14	2,798	2,671	5	20	102
	道道	40.5	14	4,233	3,835	0	250	148
	４車線以上の市道	38.8	29	9,146	9,106	1	18	21

※「面的評価」とは

面的評価とは、幹線道路に面した地域において、騒音の環境基準をどの程度満たしているかを示す自動車騒音の評価方法です。

幹線道路に面する地域での騒音を、道路端から50 mの範囲にある全ての住居等を対象に、実測値や推計によって騒音レベルの状況を把握し、環境基準を達成している戸数の割合を算出して評価します。

■自動車騒音評価のイメージ(点的評価(左図)と面的評価(右図))

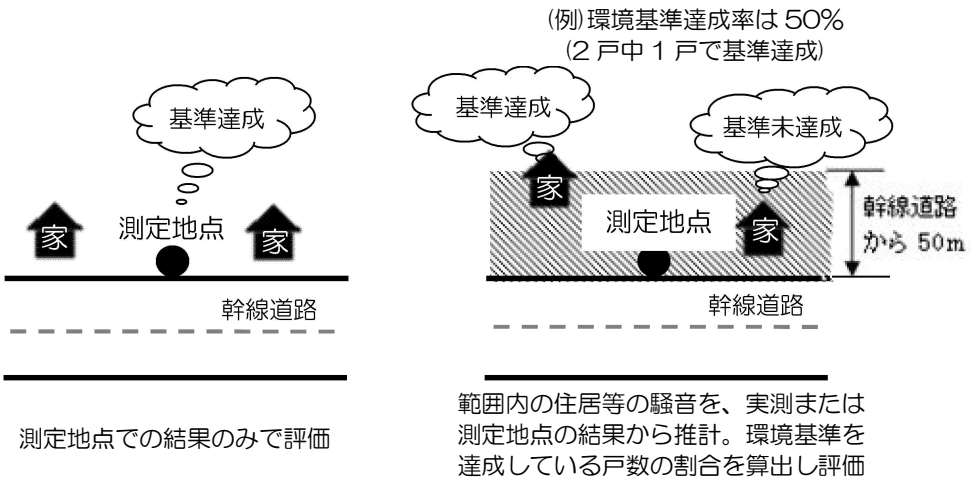

令和４（2022）年度は、区間延長 116.8 km、評価住居戸数 16,195 戸についての評価を実施しました。

評価の結果、昼夜ともに環境基準を下回ったのは 15,616 戸で、96.4%が環境基準を達成しています。

3　航空機騒音の状況

（１）測定地点及び測定結果

本市では、自衛隊が使用する千歳飛行場及び民間航空機が使用する新千歳空港の航路下にある植苗、美沢、沼ノ端、勇払地区を中心に航空機騒音の影響下にあります。

北海道と本市では、新千歳空港の開港（昭和 63（1988）年 7 月）に伴い、オンラインによる航空機騒音常時監視体制の強化を順次行い、令和 2（2020）年度からは糸井局を新設し、市内 15 測定局（北海道 9 局、本市 6 局）で常時監視を行っています。

■航空機騒音常時監視地点及び常時監視測定結果（令和 4（2022）年度）

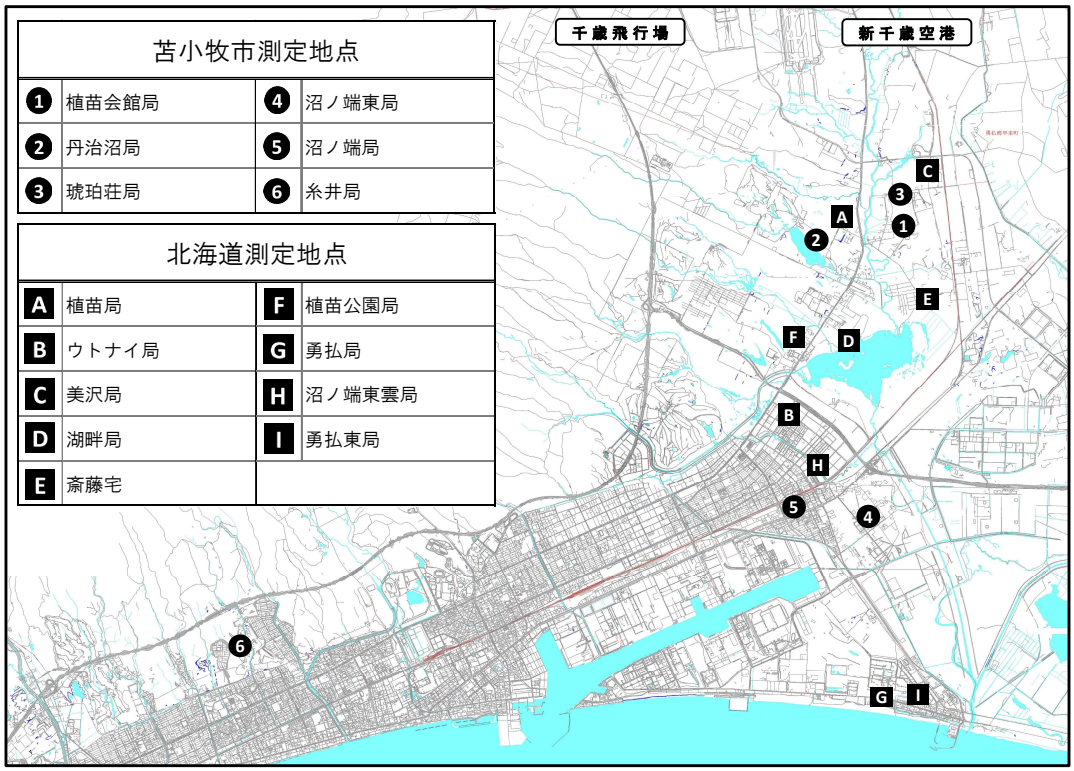

苫小牧市測定				北海道測定							
No.	測定局名	測定結果	評価	No.	測定局名	測定結果	評価	No.	測定局名	測定結果	評価
1	植苗会館局	49	○	A	植苗局	56	○	G	勇払局	49	○
2	丹治沼局	57	○	B	ウトナイ局	50	○	H	沼ノ端東雲局	52	○
3	琥珀荘局	51	○	C	美沢局	46	○	I	勇払東局	49	○
4	沼ノ端東局	53	○	D	湖畔局	57	○	単位：デシベル（Lden）			
5	沼ノ端局	50	○	E	斎藤宅局	44	○	環境基準：沼ノ端局　57 デシベル			
6	糸井局	35	-	F	植苗公園局	52	○	それ以外　62 デシベル			

(注) 1　評価欄の「○」は環境基準達成、「×」は環境基準値超過、「-」は環境基準適用外を表す。

2　Lden(時間帯補正等価騒音レベル)は航空機騒音の評価指標で、各飛行機の聞こえ始めから聞こえ終わりまでの人が受ける騒音エネルギーを測定し、時間帯による補正を行った値をいう。

４　騒音・振動防止対策

（１）事業所の騒音・振動防止対策

騒音・振動を発生する施設（特定施設）を設置する場合、「騒音規制法」、「振動規制法」及び「苫小牧市公害防止条例」に基づく規制を順守する義務がありますが、規制基準に適合せず、周辺の生活環境が損なわれていると認められる場合は、必要に応じて作業方法や機械設備の改善など、適切な対策を講じるよう指導しています。

（２）特定建設作業の騒音・振動防止対策

建設作業に使用する機械には衝撃力を利用するものもあり、発生する騒音・振動により住宅地周辺での作業時に問題を生じることがあります。これらの対策として、騒音規制法及び振動規制法では、特に騒音等を発生させる機械を使用する作業を「特定建設作業」と定めており、事前の届出義務などを規制の対象としています。市では届出を受けた際に確認を行い、工事施工業者に対しては、作業期間や作業内容について、周辺住民に十分な周知を行うよう指導を行っています。

（３）自動車騒音・道路交通振動対策

自動車騒音については、「騒音規制法」や「中央公害対策審議会の答申」に基づき、昭和 46（1971）年以来数次の自動車単体規制等の対策が行われてきました。

この結果、全国的に環境基準の達成状況は緩やかな改善傾向にあるものの、一般国道の近接空間等では、引き続き達成が厳しい状況が見られています。

このため最近では自動車単体の対策のほか、道路構造や交通流対策等の総合的な対策が推進されてきています。

（４）航空機騒音対策

新千歳空港の航空機騒音については、航空機の小型化や低騒音機の導入、空港周辺における離着陸時運航方式の改善などの発生源対策がとられる一方、防衛省では、「防衛施設周辺の生活環境の整備に関する法律」に基づき、千歳飛行場周辺の住宅や学校・病院などに対し防音工事を実施しています。

また、新千歳空港の 24 時間運用に伴う周辺地域対策として、北海道と本市では、空港周辺の住宅に対し防音工事を実施しています。

さらに、空港周辺地域の住民代表により構成される「苫小牧市航空機騒音対策協議会」（事務局：総合政策部まちづくり推進室空港政策課）が設置されており、航空機騒音軽減のための協議を行い、国などの機関へ要望活動を行っています。

平成 19（2007）年からは、在日米軍再編に係る千歳基地への訓練移転が実施されており、本市では、訓練期間中に臨時測定地点を設け、訓練に伴う騒音発生状況を測定・監視しています。

第４節　悪　臭

１　概　況

（１）悪臭防止法による規制

悪臭は、騒音や振動と同様に人の感覚に直接訴え、しかも微量でも感知される性質があるため、快適な生活環境を損なうものとして問題視されています。

悪臭防止法では、特定悪臭物質として 22 種類の物質が定められています。また、規制方法として事業場からの「排出濃度」で規制する方法、又は嗅覚測定法により測定される悪臭の程度を表す「臭気指数」で規制する方法が定められています。このうち、本市では排出濃度規制を採用し、市内全域を最も厳しい濃度（臭気強度 2.5 相当）で規制しています。

■悪臭防止法で指定される特定悪臭物質(22 物質)

	特定悪臭物質の物質名	主な発生源	規制対象		
			敷地境界	気体排出口	排出水
1	アンモニア	畜産事業場、し尿処理場	○	○	
2	メチルメルカプタン	パルプ製造工場、し尿処理場	○		○
3	硫化水素	畜産事業場、パルプ製造工場、し尿処理場	○	○	○
4	硫化メチル	パルプ製造工場、し尿処理場	○		○
5	二硫化メチル		○		○
6	トリメチルアミン	畜産事業場、魚腸骨処理場	○	○	
7	アセトアルデヒド	化学工場、魚腸骨処理場	○		
8	プロピオンアルデヒド	塗装工場、印刷工場、魚腸骨処理場	○	○	
9	ノルマルブチルアルデヒド		○	○	
10	イソブチルアルデヒド		○	○	
11	ノルマルバレルアルデヒド		○	○	
12	イソバレルアルデヒド		○	○	
13	イソブタノール	塗装工場、印刷工場	○	○	
14	酢酸エチル		○	○	
15	メチルイソブチルケトン		○	○	
16	トルエン		○	○	
17	キシレン		○	○	
18	スチレン	化学工場、FRP 製品製造工場	○		
19	プロピオン酸	畜産事業場	○		
20	ノルマル酪酸	畜産事業場、魚腸骨処理場	○		
21	ノルマル吉草酸		○		
22	イソ吉草酸		○		

※　規制基準値については、資料編(P.155～)をご覧ください。

（２）調査結果

本市では定期的に臭気パトロールを実施しています。また、臭気の状況に応じ、事業場の敷地境界又は気体排出口において悪臭防止法に基づく特定悪臭物質濃度を測定しています。

令和４（2022）年度は臭気パトロールを４回実施し、臭気が確認された地点については、特定悪臭物質の濃度測定を行いました。

■臭気パトロールの実施状況

実施年度	実施回数	調査地点数	調査地域
令和４（2022）年度	４回	８地点	勇払方面、苫小牧市中心街
令和３（2021）年度	４回	12 地点	植苗方面、勇払方面、苫小牧市中心街
令和２（2020）年度	４回	12 地点	植苗方面、勇払方面、苫小牧市中心街、

■事業場の敷地境界線における調査結果（令和４（2022）年度）

測定項目	（参考）敷地境界における規制基準値（ppm）	肥料製造A事業所			
		7月14日	評価	3月15日	評価
プロピオン酸	0.03	0.0015	○	0.0006	○
ノルマル酪酸	0.001	0.0029	×	0.0015	×
ノルマル吉草酸	0.0009	0.0007	○	不検出	○
イソ吉草酸	0.001	不検出	○	不検出	○

（注）　評価欄「○」は規制基準適合、「×」は規制基準不適合を表す。

第５節　公害苦情

令和４（2022）年度における公害苦情処理件数は 54 件で、前年度より 10 件増加しました。

内訳は以下のとおりで、焼却時の煙や近所からの騒音、工場からの悪臭など、様々な相談が寄せられており、発生源の特定を行った上で、必要に応じて発生源者への指導や助言を行っています。

■公害苦情の種類別件数と主な申立内容（令和４（2022）年度）

公害の種類	件数	申立内容(一例)
大 気 汚 染	21 件	薪ストーブや野焼き行為の煙など
騒音・振動	21 件	工事現場の騒音・振動、近所からの騒音、航空機騒音など
悪　　臭	12 件	一般家庭、事業場からの臭気など
そ　の　他	０件	―
合　　計	54 件	―

■公害苦情の推移

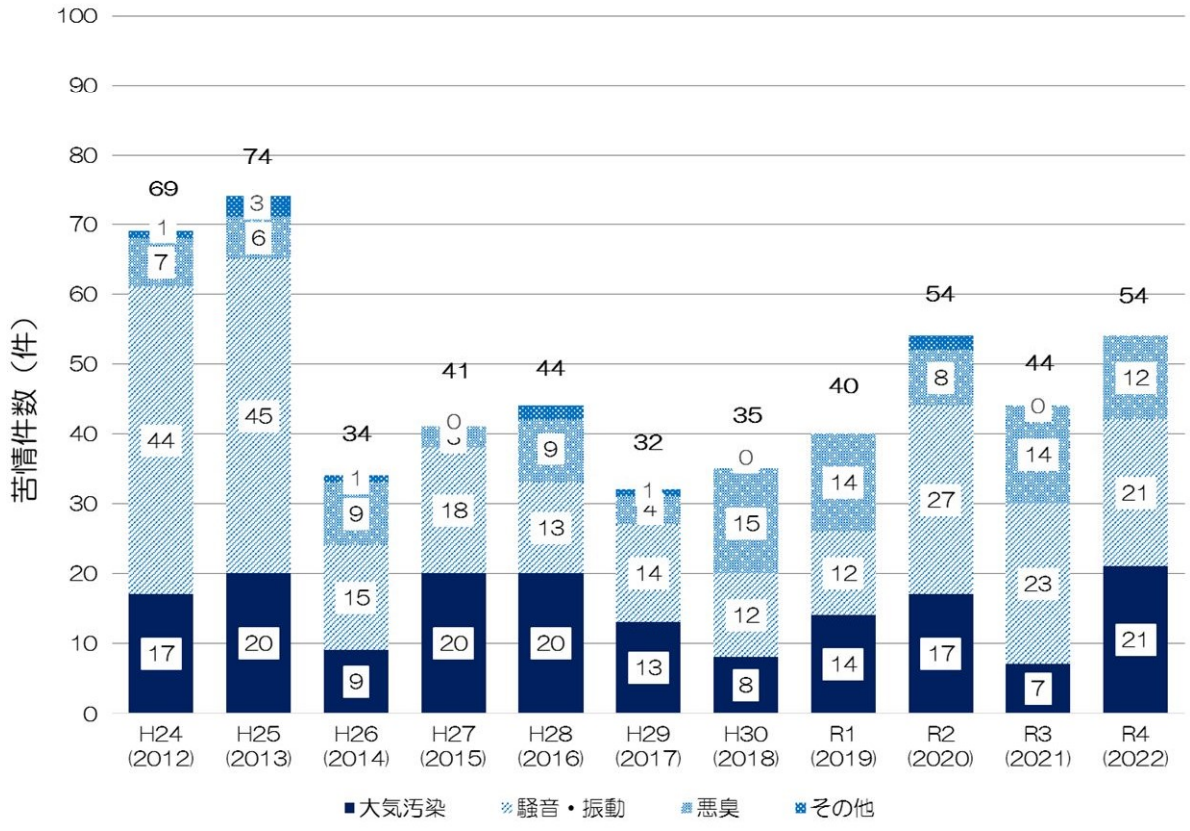

■公害苦情相談の流れ

① 公害苦情の受付

★相談の受付及び状況の聴き取りなど

② 原因究明

★現地調査及び発生源者からの事情聴取

③ 解決策の検討

★公害防止・改善対策の検討

④ 改善指導・当事者間での解決への支援

★発生源者に対する助言・指導

★相談者への処理経過説明

（相談窓口）
苫小牧市環境保全課
（苫小牧市字沼ノ端 2-25）
電話　57-8806(平日)
32-6111(休日)

相　談

相談内容に応じて
職員が現地調査を
行います。
被害状況を把握し
発生源や原因の究
明を行います。

発生源者への助言や指導、
相談者への処理経過説明
を行います。

第６節　自然環境

１　概　況

本市は、道央地区南部に位置し、北西側の樽前山を背に台地・丘陵・沖積低地からなる地形で太平洋に面し、全般に温暖で降雪も少なく、過ごしやすい気候となっています。

本市には、樽前山麓の広大な森林をはじめ、湖沼群や湿原、自然緑地などが広く分布しています。中でもウトナイ湖は、全国屈指の渡り鳥の中継地として知られており、国際的にも重要な湿地として平成 3（1991）年 12 月 12 日にラムサール条約（正式名称：「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」昭和 55（1980）年 9 月 22 日 条約第 28 号）の湿地に登録されています。また、平成 14（2002）年 4 月 18 日には、東アジア地域ガンカモ類重要生息地ネットワークに登録され、平成 18（2006）年 11 月に東アジア・オーストラリア地域フライウェイパートナーシップが発足し、これに基づく重要生息地ネットワークに移行しました。

こうした豊かな自然環境は、野生生物の生息・生育の場であると共に、都市の環境保全や水源かん養などの機能を持ち、また、市民レクリエーションの場としても利用されています。

２　自然環境保全地区等の指定の現況

本市は、広く分布するすぐれた自然環境を有しており、北海道環境緑地保護地区、学術自然保護地区、鳥獣保護区等の指定を受けるほか、苫小牧市独自に自然環境保全地区を指定するなど、貴重な自然を将来にわたって保全するよう努めています。

（１）苫小牧市自然環境保全地区

良好な自然景観、良好な緑地を形成している区域及び動植物の生息・生育地などのうち、自然的社会的諸条件から、その保全を図ることが必要な地域を「苫小牧市自然環境保全条例」（昭和 49（1974）年 6 月 11 日条例第 12 号）に基づき、保全地区として、現在 5 か所（延 132.9ha）を指定しています。

①トキサタマップ湿原地区（面積 45.5ha 市有地）　【昭和 51（1976）年 3 月 10 日指定】

ウトナイ湖に直接流入するトキサタマップ川が湿原の中を流れ、アオサギ、コヨシキリなど数多くの野鳥が生息し、ハンノキ、キタヨシに代表される植生がみられるウトナイ湖西部に広がる低層湿原です。

②勇払川旧古川地区（面積 11.1ha 国有地・市有地）　【昭和 51（1976）年 3 月 10 日指定】

勇払川の河川改修で三日月形に残された部分とその周りの樹林地で、中には樹齢 200 年近い高さ 15m ほどのミズナラ、ハリギリなどがあり、今なお原始の姿を思わせます。

③樽前ガロー地区（面積 8.6ha 国有地・私有地）　【昭和 54（1979）年 4 月 10 日指定】

樽前川の流域に形成されている両岸の切り立った岩壁には、エビゴケ、オオホウキゴケなど 60 種類以上のコケ類が「じゅうたん」を敷きつめたように張り付き、特異な景観を見せています。また、水量も豊かで、ヤマセミ、キセキレイなどの渓流性の野鳥も見られます。

④ウトナイ沼南東部砂丘地区（面積 64.5ha 市有地・国有地）

【平成 2（1990）年 6 月 15 日指定】

勇払原野の生い立ちを物語り、砂丘群が分布する地域で、高山性のハナゴケ類や海岸性のハマナス、低地性のハスカップ、草原性のエゾコゴメグサなどが混在した植生は特異な景観を見せており、学術的にも貴重な地区です。また、ウトナイ湖に隣接していることから、鳥類も非常に豊富です。

⑤沼ノ端拓勇樹林地区（面積 3.2ha 市有地）　【平成 7（1995）年 2 月 21 日指定】

昭和初期以来、酪農を中心とした開拓地の防風林の一部で、ミズナラ、ハンノキなどの高木をはじめ、ノリウツギ、ハスカップなどの低木が見られる森林性に富んだ良好な樹林地です。市街地近郊にもかかわらず、自然の状態で残っている貴重な地区です。

（２）北海道環境緑地保護地区等

「北海道自然環境等保全条例」に基づき、次の 2 か所（延 122.9ha）が保護地区に指定されています。

また、北海道自然環境保全指針に基づき「すぐれた自然地域」7 か所、「身近な自然地域」15 か所が選ばれています。

①糸井環境緑地保護地区（面積 67.9ha 市有地）　【昭和 48（1973）年 3 月 30 日指定】

樽前山麓台地末端に位置し、ミズナラ、カシワなどの広葉樹天然林の樹林地で、市街地周辺の環境緑地として重要な地区です。

②勇払川学術自然保護地区（面積 55.0ha 国有地・私有地）

【昭和 48（1973）年 3 月 30 日指定】

勇払川流域の低湿地で、ハンノキ、ヨシなどの湿性樹が群落をなし、草原性の野鳥が多く見られ、学術上価値あるものとして保護することが必要な地区です。

③すぐれた自然地域

自然を構成する要素である植物、動物、地形・地質、景観などの規模や資質に着目すると、その原始性、希少性、学術性、景観美などにおいて、他の地域より比較的秀でている自然の地域です。

〇ウトナイ湖周辺　〇美々川流域　〇勇払川流域　〇平木沼湖沼群
〇樽前山周辺　〇樽前湖沼群　〇北大苫小牧研究林

④身近な自然地域

都市近郊の樹林地、水辺、原野など居住地環境に比較的近く存在し、地域の住民が健康で快適な日常生活を営む上で貴重な存在となっている自然の地域です。

○勇払川旧古川地区	○王子山	○樽前ガロー	○緑のトンネル
○沼ノ端拓勇樹林地区	○マッカ沼	○つた森山林	○トキト沼
○勇払海岸	○森田沼	○丹治沼	○錦大沼公園
○北大苫小牧研究林	○樽前大沼	○緑ヶ丘公園	

■苫小牧市自然環境保全地区等位置図

苫小牧市自然環境保全地区		鳥獣保護区等		すぐれた自然地域		身近な自然地域	
1	トキサタマップ湿原地区	8	国指定ウトナイ湖鳥獣保護区	16	ウトナイ湖周辺	23	つた森山林
2	勇払川旧古川地区※	9	北大苫小牧研究林鳥獣保護区※	17	勇払川流域	24	勇払海岸
3	樽前ガロー地区※	10	王子山鳥獣保護区※	18	樽前山周辺	25	緑ヶ丘公園
4	ウトナイ沼南東部砂丘地区	11	錦大沼鳥獣保護区※	19	樽前湖沼群	26	緑のトンネル
5	沼ノ端拓勇樹林地区※	12	樽前大沼特定猟具使用禁止区域※	20	美々川流域	27	森田沼
北海道環境緑地保護地区等		13	丹治沼特定猟具使用禁止区域※	21	平木沼湖沼群	28	トキト沼・マッカ沼
6	糸井環境緑地保護地区	14	苫東特定猟具使用禁止区域	22	北大苫小牧研究林		
7	勇払川学術自然保護地区	15	弁天沼特定猟具使用禁止区域				

※　北海道自然環境保全指針に基づき「身近な自然地域」に指定されている。

３　野生鳥獣保護の現況

野生鳥獣は、自然を構成するひとつの大切な要素であり、人間と自然とのふれあいの中でも重要な役割を担っています。我が国に生息する鳥獣は、鳥類約 630 種、哺乳類約 170 種ですが、ウトナイ湖周辺における鳥類は、その半数に近い約 270 種で、スズメ、ムクドリなどの都市性鳥類、オオジシギ、ヒバリなどの草原性鳥類、ホオジロ、アオジなどの森林性鳥類などと多様です。哺乳類もヒグマ、キタキツネ、エゾシカなどが生息しています。

また、(公財)日本野鳥の会が、全国への呼びかけにより国内初のサンクチュアリ(野生生物が生息できるように保護されている地域)として、昭和 56（1981）年にウトナイ湖を中心とした周辺約 510ha を指定したのも、このような豊かな自然を守り育てていくためです。

（１）ウトナイ湖野生鳥獣保護センター

平成 14（2002）年 7 月に「ウトナイ湖野生鳥獣保護センター」を開設しました。

本センターは、将来にわたり国指定ウトナイ湖鳥獣保護区が鳥獣の良好な生息地として保全、維持され、人と野生生物との共生が図られるよう、環境省の「野生鳥獣との共生環境整備事業」により建設され、環境省と苫小牧市で共同運営する施設です。本センターは、鳥獣保護区のビジターセンター的機能を有し、展示ホールにはウトナイ湖の生態系や渡り鳥の営み、生息環境などを数多くの展示や映像などで紹介するとともに、初心者が自然観察を楽しむ方法などをわかりやすく解説しています。また、自然観察を通じて自然保護や野生鳥獣との適正なふれあいを図る普及啓発事業をはじめ、鳥獣保護区周辺における傷病鳥獣の収容、治療、リハビリ等を行っています。

（２）鳥獣保護区などの設定状況

野生鳥獣の保護、繁殖を図るため、生息環境の特性に応じ「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づく「鳥獣保護区」が 4 か所設定され、鳥獣の狩猟が禁止されています。

また、銃器を使用する狩猟は、特に危険を伴うことから、銃器による狩猟を禁止する「特定猟具使用禁止区域」が 3 か所設定されています。

■鳥獣保護区等指定一覧表　(令和５（2023）年３月31日現在)

名　称	面積 (ha)	設定期間
国指定ウトナイ湖鳥獣保護区※	510	昭和57（1982）年03月31日～令和13（2031）年９月30日
王子山鳥獣保護区	1,263	昭和39（1964）年10月01日～令和06（2024）年９月30日
北大苫小牧研究林鳥獣保護区	2,715	昭和43（1968）年03月30日～令和　7（2025）年９月30日
錦大沼鳥獣保護区	236	昭和53（1978）年03月30日～令和19（2037）年９月30日
丹治沼特定猟具使用禁止区域（銃器）	39	昭和39（1964）年10月01日～令和　6（2024）年９月30日
樽前大沼特定猟具使用禁止区域（銃器）	48	昭和52（1977）年09月15日～令和　9（2027）年９月30日
苫東特定猟具使用禁止区域（銃器）	8,019	令和３（2021）年10月01日～令和13（2031）年９月30日

※特別保護地区併設（510ha）

（３）鳥獣保護の状況

衰弱、事故などにより負傷した野生鳥獣の保護取扱状況は、以下のとおりです。

■野生鳥獣の保護取扱状況

年度／区分	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)
鳥　類	134	138	148	149	127	121	81	46	54
哺乳類	7	0	4	2	2	3	1	0	1
計	141	138	152	151	129	124	82	46	55

(注) 収容時死亡個体及びカラス等有害鳥獣駆除分を除く。

（４）ウトナイ湖におけるハクチョウ類などの飛来

ウトナイ湖は、ハクチョウ類、ガン類、カモ類など渡り鳥の中継地であるとともに、越冬地でもあります。

同湖に飛来するハクチョウ類をカウント調査した結果と、昭和 52（1977）年秋から令和 4（2022）年春までの最高飛来数の推移は、以下のとおりです。

■ウトナイ湖におけるハクチョウ類の飛来数

調査年		初飛来日	最高飛来数及び飛来日		飛去日
H20・秋(2008)	H21・春(2009)	H20 (2008). 10.10	1,830 羽	H20 (2008). 10.31	H21 (2009). 5.25
H21・秋(2009)	H22・春(2010)	H21 (2009). 10. 3	730 羽	H21 (2009). 10.24	H22 (2010). 4.26
H22・秋(2010)	H23・春(2011)	H22 (2010). 9.27	530 羽	H22 (2010). 10.16	H23 (2011). 5.11
H23・秋(2011)	H24・春(2012)	H23 (2011). 10. 1	628 羽	H23 (2011). 10.15	H24 (2012). 4.21
H24・秋(2012)	H25・春(2013)	H24 (2012). 10. 7	320 羽	H24 (2012). 10.18	H25 (2013). 5. 5
H25・秋(2013)	H26・春(2014)	H25 (2013). 10. 2	313 羽	H25 (2013). 10. 9	H26 (2014). 5. 3
H26・秋(2014)	H27・春(2015)	H26 (2014). 10. 4	2,367 羽	H26 (2014). 10.17	H27 (2015). 4.23
H27・秋(2015)	H28・春(2016)	H27 (2015). 9.30	304 羽	H27 (2015). 12.10	H28 (2016). 4.20
H28・秋(2016)	H29・春(2017)	H28 (2016). 10. 5	506 羽	H28 (2016). 10.23	H29 (2017). 5. 4
H29・秋(2017)	H30・春(2018)	H29 (2017). 10. 5	407 羽	H29 (2017). 10.13	H30 (2018). 4.30
H30・秋(2018)	H31・春(2019)	H30 (2018). 10. 2	509 羽	H30 (2018). 10.18	H31 (2019). 4.21
R1・秋(2019)	R2・春(2020)	R1 (2019). 10. 4	404 羽	R1 (2019). 10.25	R2 (2020). 4.19
R2・秋(2020)	R3・春(2021)	R2 (2020). 10. 7	213 羽	R2 (2020). 10.15	R3 (2021). 4.23
R3・秋(2021)	R4・春(2022)	R3 (2021). 10. 8	150 羽	R3 (2021). 10.16	R4 (2022). 4.28
R4・秋(2022)	R5・春(2023)	R４(2022) 10.5	559 羽	R4(2022) 10.15	R5(2023) 5.12

＜市の鳥　ハクチョウ＞

平成２（1990）年９月、市民が自然とふれあう機会を広げ、自然保護について理解を深めることを目的に苫小牧市の鳥を制定しました。

■ウトナイ湖におけるハクチョウ類の最高飛来数の推移

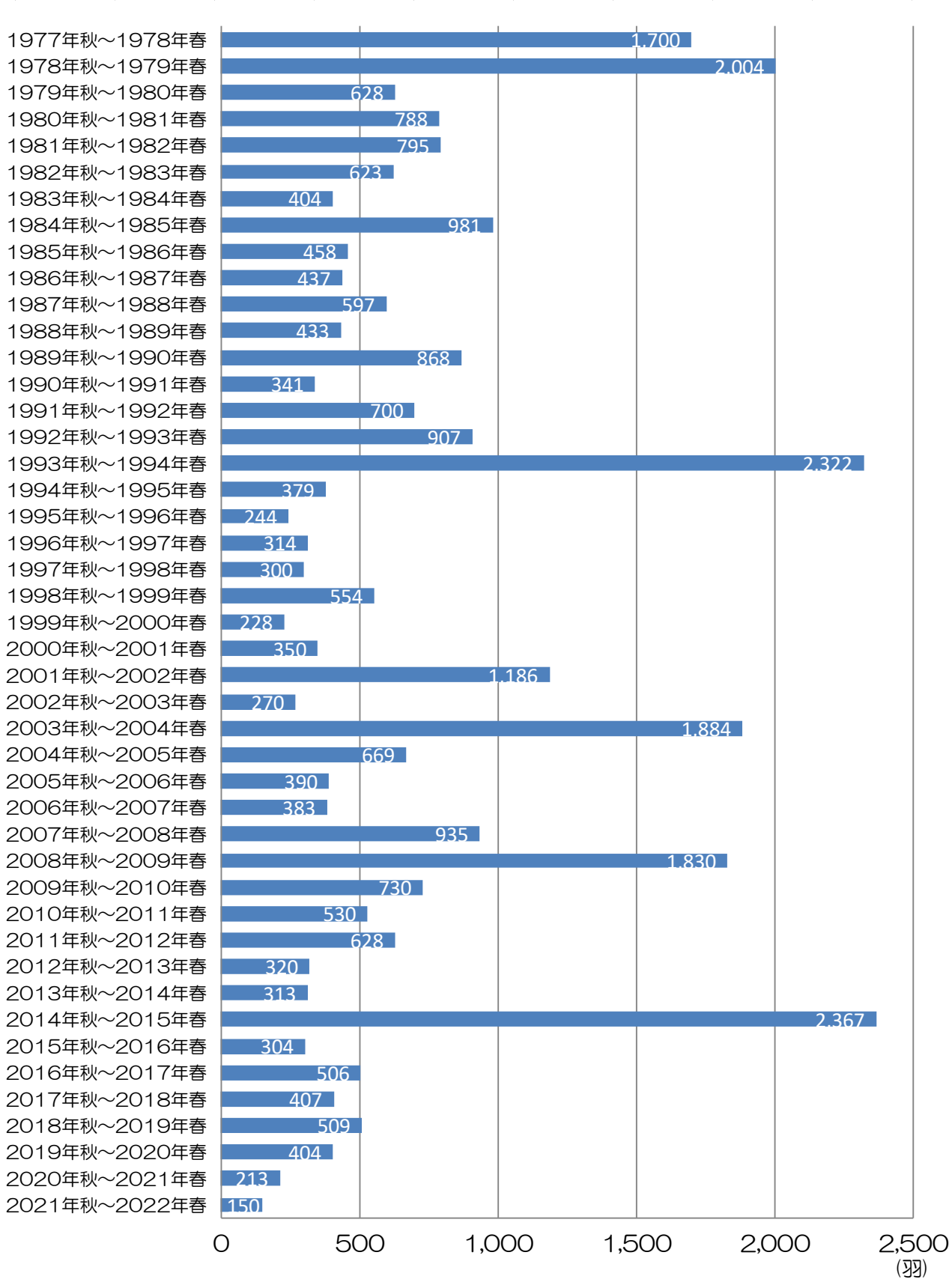

（５）アオサギの生息状況

アオサギの生息状況を継続的に把握するため、アオサギが集団繁殖地（コロニー）を形成する植苗地区、勇払川沿い地区、沼ノ端地区で、毎年営巣数を調査した結果は、以下のとおりです。

■アオサギ営巣数

年度 / 区分	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)
営巣数	120	151	118	140	64	148	138	45	124

(注) 1 巣の産卵数は 3～5 個で、4 個が一番多く見られる。

アオサギ

集団繁殖地（コロニー）

４　ウトナイ湖とラムサール条約

（１）ウトナイ湖

ウトナイ湖は、周囲 9km、面積 275ha、平均水深 0.6m の淡水湖で、美々川をはじめトキサタマップ川などの清流がそそぎ、湖の周辺には原野、湿原などの豊かな自然が形成されています。このことからウトナイ湖は、動植物の宝庫、野鳥の楽園ともいわれ、現在まで約 270 種の鳥類が確認され、バードウォッチングや自然散策、自然観察など四季折々の自然や野鳥とのふれあいが楽しめます。特にガン類、カモ類、ハクチョウ類などの渡り鳥にとっては重要な中継地であり、マガンやヒシクイ、オオハクチョウやコハクチョウ（いずれも種名）の集団渡来地として国際的に知られています。昭和 57（1982）年ウトナイ湖とその周囲、面積 510ha は、国指定鳥獣保護区特別地区に定められ、平成 3（1991）年国内 4 番目のラムサール条約の登録湿地となりました。

ウトナイ湖の位置とラムサール条約湿地の範囲(点線部分)

（２）ウトナイ湖サンクチュアリ

全国屈指の渡り鳥の中継地であるウトナイ湖の自然を残すため、(公財)日本野鳥の会が昭和 56（1981）年に周辺の原野や森林を含めた約 510ha をわが国最初の野鳥の聖域・サンクチュアリに指定しました。

サンクチュアリには自然観察路や観察小屋が設けられており、四季を通じての野鳥観察や保護の拠点としてネイチャーセンターも設置されています。

（３）ラムサール条約の概要

ラムサール条約は、正式名称を「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」といい、昭和 46（1971）年にイランのラムサールで開催された国際会議で採択され、昭和 50（1975）年に効力を発生しています。

この条約は、各締約国がその領土にある湿地を指定し、登録することによってその保全や適正利用を図り、湿地に生息する動植物、特に水鳥の保護を促進することを主な目的としています。また、条約の加入にあたっては、少なくとも 1 か所の湿地を指定し、登録することが義務付けられています。

令和 4（2022）年 3 月 31 日現在で締約国は 172 か国、登録湿地は 2,493 か所になっています。

日本は、昭和 55（1980）年に釧路湿原が最初の登録地となり、現在 53 か所(面積 155,174ha)の湿原が登録されています。

■ラムサール条約湿地位置図

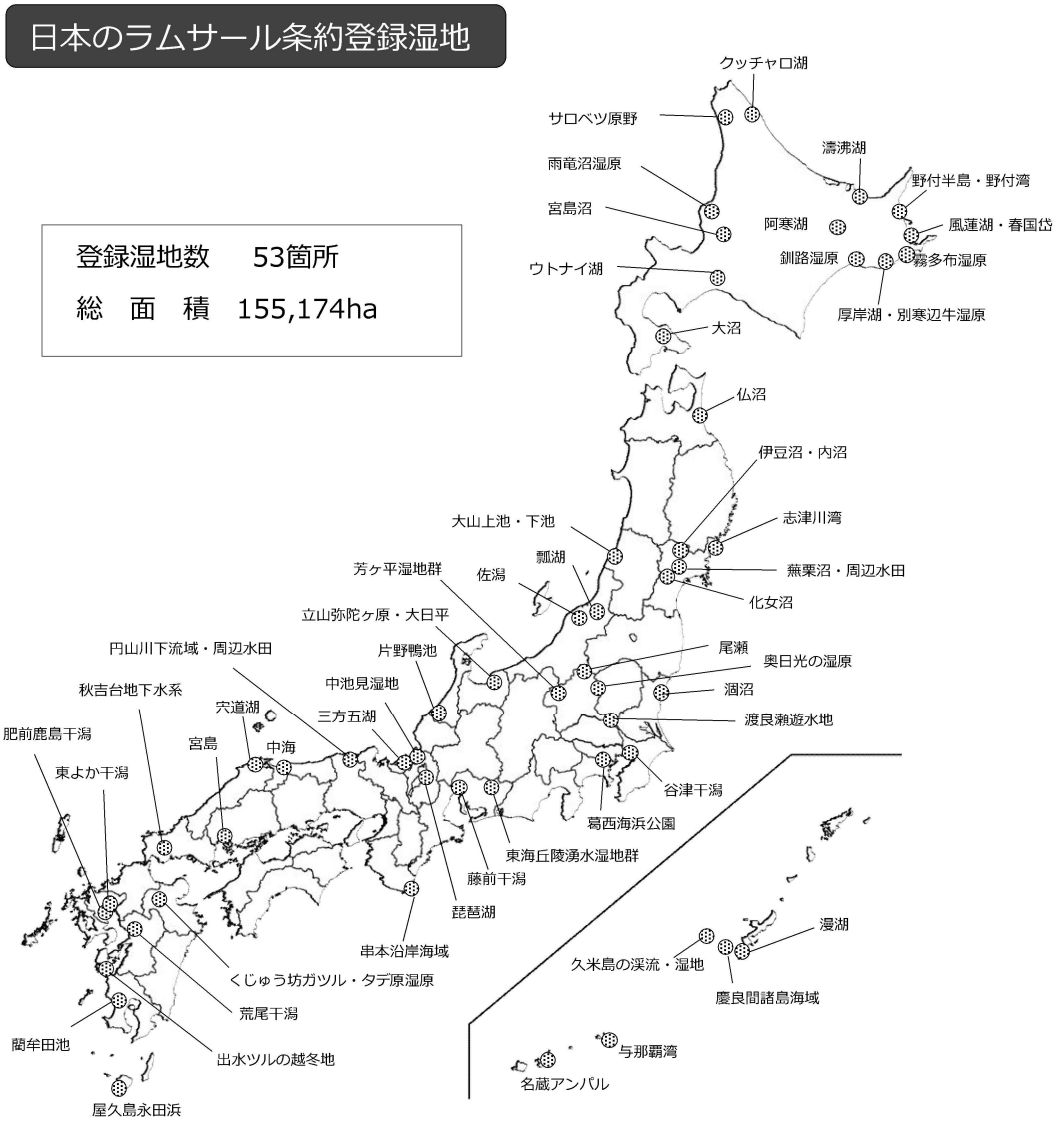

5　啓発事業

自然とのふれあいなどを通して自然環境に対する市民意識を高めることを目的に、次の啓発事業を実施しています。

（１）自然ふれあい教室

本市周辺は、四季折々に野鳥、動植物、昆虫等様々な生物が観察されるなど、すばらしい自然を有しています。

こうした自然とのふれあいを通して自然環境に対する市民意識の高揚と啓発を目的として、ウトナイ湖サンクチュアリのレンジャーを講師に招き、市内の小中学校の児童及び生徒・教職員・ＰＴＡを対象に自然全般に関する教室を実施しています。

■開催実績　(令和 4(2022)年度)

実施日	学校名	学年	会場	受講人数（人）
６月２日(午前)	拓進小学校	４年生	ｳﾄﾅｲ湖ｻﾝｸﾁｭｱﾘﾈｲﾁｬｾﾝﾀｰ及び自然観察路	66
６月２日(午後)	拓進小学校	４年生	ｳﾄﾅｲ湖ｻﾝｸﾁｭｱﾘﾈｲﾁｬｾﾝﾀｰ及び自然観察路	67
６月９日	ｳﾄﾅｲ小学校	２年生	ｳﾄﾅｲ湖ｻﾝｸﾁｭｱﾘﾈｲﾁｬｾﾝﾀｰ及び自然観察路	90
６月１０日	ｳﾄﾅｲ小学校	２年生	ｳﾄﾅｲ湖ｻﾝｸﾁｭｱﾘﾈｲﾁｬｾﾝﾀｰ及び自然観察路	60
７月25日	植苗小学校	３・４年生	ｳﾄﾅｲ湖ｻﾝｸﾁｭｱﾘﾈｲﾁｬｾﾝﾀｰ及び自然観察路	22
９月29日	植苗小学校	３・４年生	ｳﾄﾅｲ湖ｻﾝｸﾁｭｱﾘﾈｲﾁｬｾﾝﾀｰ及び自然観察路	22
１０月23日	泉野小学校	６年生ほか	ｳﾄﾅｲ湖ｻﾝｸﾁｭｱﾘﾈｲﾁｬｾﾝﾀｰ及び自然観察路	15
合　計				342

（２）市民探鳥会

わが国に生息する鳥類の半数以上の種が市内に生息しており、ウトナイ湖及びその周辺でも約 270 種の鳥類が確認されています。こうした野鳥の観察を通して自然保護に対する理解を深めるため、毎年、市民探鳥会を実施しています。

＜R4（2022）年８月６日(土)実施＞
９名参加

（３）苫小牧の自然写真・水鳥絵画展

身近な水鳥類や野生鳥獣、自然景観に関心を持ってもらうことを目的として、写真や絵画を募集し、ウトナイ湖野生鳥獣保護センター内にて展示会を開催しています。

＜R4（2022）年度開催＞
写真の部　　19 名　　19 点応募
絵画の部　　16 名　　31 点応募

（４）野生動物に学ぶ救護セミナー

傷病鳥獣救護に必要な基礎知識や技術向上、市民への鳥獣保護思想の普及啓発を目的としたセミナーを実施しています。

＜R4（2022）実施＞
４月 27 日　48 名参加
６月 22 日　38 名参加
９月 21 日　34 名参加

（5）こころの授業

ウトナイ湖野生鳥獣保護センターの獣医師が講師となり、小中学校に出向くなどにより行っています。

リハビリ中の傷病鳥とのふれあいや映像による学習により、生物の多様性、命の大切さ、自然環境保全の重要性を学ぶことを目的としています。

■開催実績　(令和 3(2021)年度)

実施日	学校名	学年	クラス数	受講人数（人）	授業回数（回）
６月２８日	拓進小学校	２年生	2	120	2
６月２９日	拓進小学校	２年生	2		2
７月１日	錦岡小学校	３年生	4	116	4
７月６日	西小学校	３年生	1	25	1
７月１３日	美園小学校	５年生	2	71	2
７月２０日	沼ノ端小学校	３年生	2	54	1
９月２８日	緑小学校	４年生	3	84	3
１０月５日	ウトナイ小学校	３年生	2	70	2
１０月１２日	ウトナイ小学校	３年生	2	70	2
１０月１３日	北星小学校	３年生	2	43	1
１０月２１日	東小学校	２年生	1	33	1
１０月２６日	大成小学校	３・４年生	4	115	2
１１月１日	明野小学校	３年生	2	100	2
１１月８日	泉野小学校	３年生	3	80	3
１１月１０日	澄川小学校	３年生	3	83	3
１１月１５日	豊川小学校	３年生	2	53	2
１１月１６日	泉野小学校	４年生	2	67	2
１１月２５日	勇払小学校	２年生	1	3	1
１２月　９日	若草小学校	３先生	2	46	2
１２月１４日	拓勇小学校	４年生	2	70	2
１２月１５日	拓勇小学校	４年生	2	68	2
１月１７日	糸井小学校	３年生	1	32	1
合　計				1,403	43

６　自然環境の保全対策

（１）条例による開発行為の規制

「苫小牧市自然環境保全条例」により、都市計画法に基づく開発行為、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく宅地造成及び 500 平方メートル以上の運動競技場等の建設、宅地造成や土地の開墾、樹木の伐採などで良好な生活環境を形成している緑地の保全に影響を及ぼすおそれのある開発行為は、市長の許可を受けることになっています。

（２）産業廃棄物処理施設設置に対する指導

平成 3（1991）年 12 月に、産業廃棄物最終処分場の設置に伴う必要な指導事項を定め、適正処理の確保により自然環境及び生活環境の保全を図ることを目的とした「産業廃棄物最終処分場設置に関する指導方針」を施行し、その後、法の改正に伴い、平成 12（2000）年 1 月には「苫小牧市産業廃棄物処理施設の設置等に関する指導指針」に改正して、指導を強化するとともに、設置者には公害防止協定の締結を義務づけています。

■公害防止協定一覧　（令和 5（2023）年 3 月 31 日現在）

締結事業者	締　結　日	設置・借受場所	施設の種類
北海道リサイクルセンター株式会社	平成　4（1992）年　3月　16日	字美沢 187 番 1	安定型及び焼却炉
株式会社Ｃ＆Ｒ	平成 14（2002）年　5月　27日	字静川５番４	焼却施設
	平成 15（2003）年　2月　5日	字静川２番、３番、12 番８	安定型
	平成 16（2004）年　7月　16日	字静川２番、３番、12 番８	安定型
	令和　元（2019）年　9月　20日	字静川 12 番 11、12 番 14、23 番 5、23 番６	安定型及び管理型
株式会社エコクリーン	平成 15（2003）年　1月　30日	字柏原３番 29	安定型及び管理型
株式会社ホクハイ	平成 15（2003）年　2月　5日	字静川２番、３番、12 番８	安定型
株式会社苫小牧解体建設	平成 15（2003）年　3月　6日	字樽前 292 番 1	安定型
株式会社マテック	平成 17（2005）年　9月　20日	字弁天 504 番 17	廃プラスチック類の破砕施設
	平成 27（2015）年　7月　9日	厚真町字共和 114 番 7、114 番２	安定型及び管理型
共信建設株式会社	平成 25（2013）年　12月　19日	白老町字社台 374 番 6、375 番 30、573 番	安定型
空知興産株式会社	平成 28（2018）年　8月　3日	字弁天 504 番 7、8	焼却施設及び破砕・滅菌施設

（３）生物多様性推進事業

令和 3（2021）年度、生物多様性※の保全や持続可能な利用について、市として優先的に取り組むべき政策や取組の方向性を明らかにすることを目的に、生物多様性推進事業を実施しました。事業では、「生物多様性とは何か」を分かりやすく解説したパンフレットの作成、市民や環境団体のみなさんなどから生物多様性に関する情報を収集する「生物多様性地域懇談会」の開催、今後、市が優先的に取り組むべき生物多様性に関する政策の方向性について専門家から助言をいただく「生物多様性専門家会議」を実施しました。

パンフレット（苫小牧と生物多様性）

※自然のなかでは、いろいろな生きものがくらしています。食べたり食べられたり、死んだり枯れて土に返れば植物の栄養になり、草や木が育ち、その草や木の実を他の生きものが食べる。このように、いろいろな生きものは互いにつながりながら生きています。いろいろな自然があって、さまざまな種類・大きさ・色・形などをした生きものがいることを「生物多様性」と言います。

第７節　ごみ・リサイクル

１　基本理念

『０５３（ゼロごみ）のまち　とまこまい』を基本理念とし、市民・事業者・市の三者が協働し、ごみの減量やリサイクルの推進を目指し事業を実施しています。

２　ごみ収集の体制と施設

家庭から出るごみを分別収集し、1 年間に 33,737 t （令和 4（2022）年度実績）のごみを処理しています。

（１）収集体制

市内ごみステーション 9,488 か所（令和 5（2023）年 3 月 31 日現在）から「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」「プラスチック」「缶・びん・ペットボトル・紙パック」「紙類」を収集しています。平成 28（2016）年 7 月からは、ふくしのまちづくりの一環として、高齢者や障がい者の負担軽減等を目的として、市内の一部区域で戸別収集を開始しています。

また「せん定枝」「大型ごみ」は、電話申込みにより戸別収集しています。

（２）ふれあい収集

平成 21（2009）年度から「ふれあい収集」を開始し、一人暮らしの高齢者や障がいのある方等、ごみを出すことが困難な方を対象に支援を行っています。

（３）ごみ処理施設

①糸井清掃センター（平成 31（2019）年 4 月 1 日廃炉）

②沼ノ端クリーンセンター

焼却能力 105 t /日の焼却炉 2 基により、「燃やせるごみ」の焼却処理を行っています。

また、処理能力 75 t /5h の破砕施設により、「燃やせないごみ」や「大型ごみ」を小さく粉砕し、再利用できる金属等は分別しています。

敷地内の埋立処分場（容量 89,500m^3）では、沼ノ端クリーンセンターの焼却炉から排出される焼却灰等の埋立処理を行っています。

③苫小牧市廃棄物埋立処分場

平成 21（2009）年 10 月から第 5 ブロック（容量 114,715 m^3）の供用を開始し、沼ノ端クリーンセンターの破砕施設で処理を行った「燃やせないごみ」や「大型ごみ」等の埋立処分を行っています。また、苫小牧市廃棄物埋立処分場(産業廃棄物)は令和 4 年 7 月 11 日で廃止としました。

④し尿・雑排水等処理施設（西町下水処理センター内）

西町下水処理センター内に施設があり、令和 4（2022）年度は、し尿 11,172 キロリットル、浄化槽汚泥等 4,131 キロリットルの処理を行いました。

処理手数料については、し尿 50 リットルにつき 322 円（下水道処理区域内）、244 円（下水道処理区域外）となっています。また、浄化槽汚泥については、50 リットルにつき 170 円となっています。

3　市が収集するごみ<家庭から出されるごみ>

料金	ごみの種類	ごみの内容など
有料	燃やせるごみ	台所のごみ、草・木類、布・革製品、廃油類など（※指定ごみ袋を利用）
	燃やせないごみ	刃物、ガラス、金属類、石類、食器など（※指定ごみ袋を利用）
無料	有害ごみ	スプレー缶、卓上カセットボンベ、ライター、水銀式体温計、乾電池など
	おむつ類	紙おむつ、布おむつ、尿取りパッド、おしり拭き、介護用清浄綿、ストーマ用装具など（ペット用を除く）
	缶	アルミ缶、スチール缶
	びん	ガラスびん
	ペットボトル	ペットボトル（キャップ及びラベルは外してプラスチックとして排出）
	紙パック	紙パック
	プラスチック	カップ、パック、トレイ、ボトル、ラベル、ネット、発泡スチロールなどのプラスチック（汚れを落としているものに限る）
	紙類	紙箱、紙芯、はがき、封筒、紙袋、包装紙、プリント用紙、紙製容器など
有料	大型ごみ	家具、寝具、自転車など（※電話申込のうえ、戸別収集）
無料	せん定枝	家庭の庭木をせん定した枝（※電話申込のうえ、戸別収集）

４　市が収集しないごみ

ごみの種類	処分の方法
事業活動に伴って出されるごみ	自己搬入か市の許可業者に依頼
オートバイ・ピアノ・耐火金庫・バッテリー・消火器・薬品類・ガスボンベ・ガソリン・廃油・危険物(多量のマッチ・花火等)・太陽光パネル	取扱店等に依頼
スプリング入りマットレス及びソファー	市の許可業者または販売店に依頼
車のタイヤ	市の許可業者または販売店に依頼
家電リサイクル法対象品目(テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、エアコン、洗濯機、衣類乾燥機)	市の許可業者または販売店に依頼
家庭系廃パソコンのうち、パソコン本体、ノートパソコン、ＣＲＴディスプレイ（ブラウン管モニター）	メーカーまたはパソコン3R推進協会に依頼※

※　家庭系廃パソコンのうち、パソコン本体、ノートパソコンは、市内の公共施設に設置している「使用済み小型電子機器回収専用ボックス」でも回収しています。

5　ごみの量(令和４（2022）年)

家庭ごみ

燃やせるごみ	23,572t(69.9%)
プラスチック	2,871t(8.5%)
びん、ペットボトル 缶、紙パック	2,302t(6.8%)
紙類	1,715t(5.1%)
燃やせないごみ	1,784t(5.3%)
大型ごみ	1,413t(4.2%)
せん定枝	80t(0.2%)
計	33,737t

事業系ごみ

燃やせるごみ	18,951t(92.5%)
燃やせないごみ	1,045t(5.1%)
資源物等	442t(2.2%)
計	20,439t

※端数処理の関係から、合計値及び割合が一致しない部分があります。

市民１人が１日に出す家庭ごみ	552g

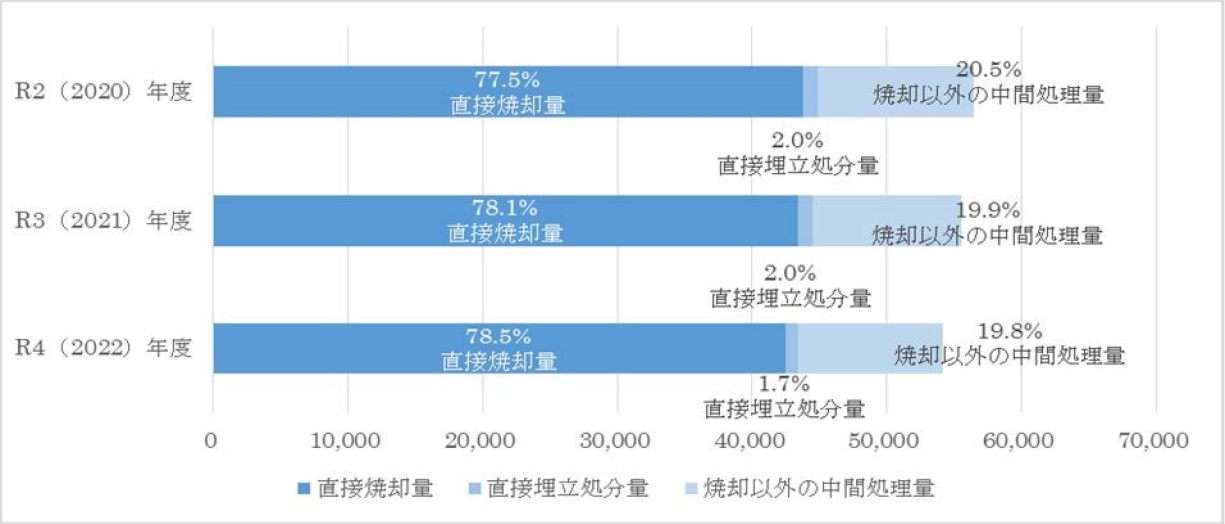

■ ３か年のごみ処理量（一般廃棄物のみ）

年度	直接焼却量	直接埋立処分量	焼却以外の中間処理量	計
R2(2020)	43,761t	1,126t	11,565t	56,452t
R3(2021)	43,391t	1,122t	11,052t	55,565t
R4(2022)	42,524t	913t	10,739t	54,176t

※端数処理の関係から、合計値及び割合が一致しない部分があります。

6　ごみの内訳

令和４（2022）年度に実施したごみの組成割合は次のとおりとなっています。

（１）燃やせるごみ（家庭ごみ）

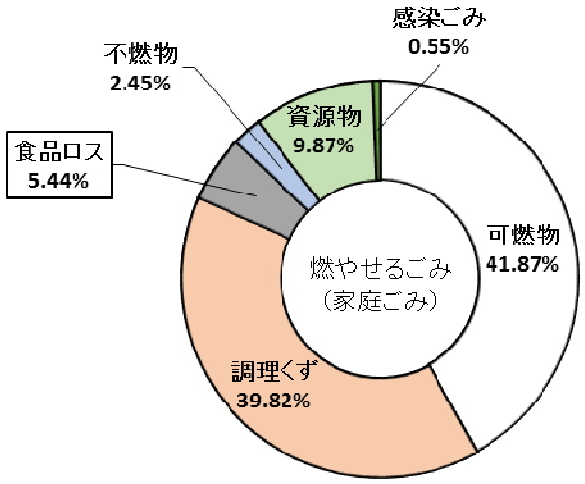

（２）燃やせないごみ

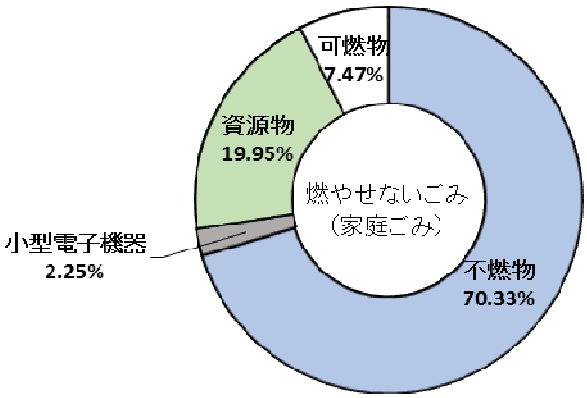

（３）燃やせるごみ（事業系ごみ）

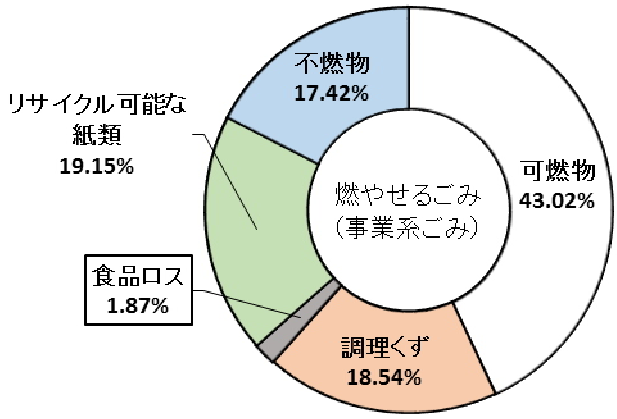

7　春・秋の大掃除及び「ゼロごみの日」

環境美化及び清掃意識の高揚を図ることを目的として、昭和 62（1987）年度から春・秋の大掃除月間中の日曜日を「まちをきれいにする日」と定めています。平成 24（2012）年度からは「ゼロごみの日」と改称し、町内会、企業、学校等が自主的・自発的に参加し、まちぐるみで一斉に付近の道路・公園・空き地等の清掃活動を行っています。

■参加者数（令和４（2022）年度）

実施時期	参加人数	ごみの量
春(４月 17 日)	10,024 人	12.6t
秋(10 月 16 日)	11,336 人	13.7t

8　ごみの広域処理

北海道が策定した「ごみ処理の広域化計画」に基づき平成 13（2001）年 7 月から安平・厚真行政事務組合（安平町・厚真町）のごみを受け入れ、処理しています。

9　その他

（1）ダイオキシン類対策

各焼却施設のダイオキシン類の測定結果は下記のとおりとなっています。

■焼却炉排ガス中のダイオキシン類の測定結果及び焼却量（令和４（2022）年度）

施設名	測定年月日	測定結果 (ng-TEQ/m^3N)	法規制基準値 (ng-TEQ/m^3N)	焼却量
沼ノ端クリーンセンター1 号炉	R4(2022).9.14	0.0028	1 以下	104.05t
	R5(2023).1.20	0.0013		104.70t
沼ノ端クリーンセンター2 号炉	R4(2022).5.13	0.0024		104.00t
	R5(2023).2.28	0.0023		104.57t

（２）ごみ有料化

平成 14（2002）年 1 月から大型ごみの有料化を実施し、平成 25（2013）年 7 月には料金の改定を行いました。また、同月から燃やせるごみと燃やせないごみの家庭ごみ有料化に伴い、5、10、20、30、40 リットルの 5 種類の有料指定ごみ袋を販売しています。

大型ごみ	処理料金は大きさに応じて 1m 以下のものが 300 円、1m を超え 2m 以下のものが 600 円の２段階 ※処理手数料シールは、１枚 300 円で販売し、600 円の品目には２枚使用
燃やせるごみ 燃やせないごみ	指定ごみ袋容量１リットルにつき２円

（３）事業系ごみの自己搬入

1 日平均 30 リットル未満の事業系一般廃棄物は、市が無料で収集運搬していましたが、平成 12（2000）年 7 月 1 日から全ての事業系一般廃棄物を許可業者収集又は自己搬入として事業者の責任を明確にしたほか、全て有料としました。

（※市が徴収する処理料金は、10kg につき 140 円。）

（４）排出マナーの徹底

収集車で「０５３（ゼロごみ）の歌」を放送するなど排出マナーについて常時ＰＲしています。

併せて、クリーンとまこまいの全戸配布や広報とまこまい、ごみ収集カレンダー、出前講座、オリジナルキャラクターの「環境戦隊０５３（ゼロごみ）ファイブ」などによる取組を実施しています。

（５）苫小牧市ぽい捨てによる空き缶等の散乱の防止に関する条例の一部改正とＰＲ

平成 10（1998）年 10 月に条例を施行し、市内全域において空き缶、吸殻などのぽい捨てを禁止しています。

また、平成 28（2016）年 4 月 1 日付で、土地所有者の責務の追加や、違反した者に対する指導・勧告及び命令ができることとするなど、条例を一部改正しました。

なお、この条例の施行に伴い、5 月 30 日を「ごみゼロの日」とし、イベントの開催や新たなぽい捨て防止看板の設置を行い、ぽい捨て防止の促進と啓発活動に努めています。

１０　資源リサイクルに関する各種施策

ごみとして捨てるものの中にはまだまだ使用できるものや、資源として回収できるものがたくさん含まれており、本市では、プラスチックや紙類を分別収集するなど、様々な施策を行っています。

また、町内会等の団体において、資源回収等の活動が積極的に行われており、その活動がより効率的かつ全市的に拡がるよう以下の取組を行っています。

（１）　集団回収活動

本市では、ごみの減量、リサイクルの推進を目的として、町内会・学校ＰＴＡ・同好会などの市民団体が地域住民と協力して、資源物として再利用できるものを集め、回収業者に引き渡す集団回収活動を推進しています。

この集団回収活動の推進のため、平成 20（2008）年度から資源回収団体奨励金交付制度を実施し、集められた新聞、雑誌、ダンボールなどの対象品目は、苫小牧資源リサイクル協同組合加盟業者が回収後、その回収量に応じて 1kg あたり 3 円の奨励金を交付しています。

■資源回収団体奨励金助成実績（令和４（2022）年度）

助成団体数	交付金額	資源回収量
197 団体	11,903,490 円	3,968t

（２）　リサイクルハウス設置事業助成制度

市では、町内会等の団体が集団回収活動を行うに当たって、資源物を一時保管するための「リサイクルハウス」を設置することに対して、助成を行っています。

■リサイクルハウス設置事業助成実績

	令和４（2022）年度	累計
助成件数	０件	51 件
交付金額	０円	9,446,000 円

（３）生ごみの減量・堆肥化

①生ごみ堆肥化容器及び電動生ごみ処理機購入助成

家庭から排出される生ごみの自家処理を推進し、ごみの減量化・資源化を図るため、生ごみ堆肥化容器（コンポスト・密閉式容器）及び電動生ごみ処理機購入者に対して助成を行っています。

■生ごみ堆肥化容器及び電動生ごみ処理機購入助成実績 (令和５（2023）年３月 31 日現在)

種　類	助成個数		備　考
	令和４（2022）年度	累　計	
生ごみ堆肥化容器	44 個	9,866 個	コンポスト 39 個、密閉式容器５個
電動生ごみ処理機	19 台	527 台	

②電動生ごみ処理機貸出事業

電動生ごみ処理機を使用し、その効果を実感してもらうことで処理機の普及を促進し、生ごみの自家処理（堆肥化）による減量を推進する事業を平成 24（2012）年度から実施しています（貸出期間は最大１か月で、処理機５台を申込順に無料貸出)。

③苫小牧市生ごみ分解処理容器購入助成事業

一般家庭及び事業者から発生する調理くず、食べ残し等の生ごみを微生物等により分解し、生ごみの減量化を推進するため、「キエーロ」と「トラッシュファミリー」の購入助成を平成 30（2018）年６月から開始しました。

■苫小牧市生ごみ分解処理容器購入助成実績（令和５（2023）年３月31日現在）

種　類	助成個数	
	令和４（2022）年度	累　計
キ　エ　ー　ロ	２個	36個
トラッシュファミリー	４個	154個

生ごみ堆肥化容器（コンポスト）

電動生ごみ処理機

キエーロ

トラッシュファミリー

（４）拠点回収による減量化の取組

ごみの減量と資源の有効利用促進を図るため、市内公共施設やスーパー等に回収拠点を設置し、リサイクルする事業を実施しています。

■拠点回収リサイクル品目と資源化量実績（令和４（2022）年度）

回収品目	解　説	資源化量
古着・古布	家庭から排出される古着・古布について、平成 21（2009）年度から拠点回収を行い、ウエス（工業用ぞうきん）にリサイクルする事業を実施しています。	5,361kg
廃　食　油	家庭から排出される廃食油について、平成 19(2007)年 11 月から拠点回収を行い、車両用代替燃料としてリサイクルする事業を実施しています。	17,195kg
古　紙　類	集団回収等に出せなかった、もしくは家庭内に保管場所がない主要古紙（新聞・雑誌・ダンボール）について、平成 23（2011）年 10 月から公共施設に回収拠点（リサイクルボックス）を設置して、リサイクルする事業を実施しています。	152,312kg
使　用　済　み 小 型 電 子 機 器	家庭から排出される使用済み小型電子機器やその付属品について、平成 24（2012）年 4 月から拠点回収を実施し、リサイクルする事業を実施しています。	32,020kg
使　用　済　み 蛍　光　管	家庭から排出される使用済み蛍光管について、平成 25（2013）年 7 月から拠点回収を実施し、リサイクルする事業を実施しています。	7,523kg

（５）レジ袋削減に関する協定締結

平成 20（2008）年 5 月に事業者と苫小牧消費者協会、苫小牧市の三者による協定を締結し、レジ袋削減に取り組んでいます。

■レジ袋削減協定締結数（令和 5（2023）年 3 月 31 日現在）

協定締結数
6 事業者（25 店舗）

（６）エコストア認定制度

市民・店舗・市の三者が一体となり、ごみの減量と循環型社会の構築を目指して、ノーレジ袋の推進やリサイクル商品の販売等環境負荷への低減を積極的に行っている店舗に対して苫小牧市が環境にやさしいお店として認定する制度を実施しています。

■エコストア認定店舗数（令和５（2023）年３月31日現在）

認定店舗数
62 店舗

（７）ペットボトルのキャップ回収

資源の有効利用と子どもたちに社会福祉貢献へ関心を持ってもらうことを目的に、平成 19（2007）年８月から市内小中学校等を通じてペットボトルのキャップ回収をはじめました。集めたキャップは、廃プラスチック業者に売却し、その収益を発展途上国へのワクチン購入事業に取り組んでいるＮＰＯ法人「世界のこどもにワクチンを日本委員会」へ寄付しています。

■ペットボトルキャップ回収量及び寄付額（令和４（2022）年度）

キャップ回収量	寄付額
9,426kg	82,946 円

（８）使用済み割り箸リサイクル

平成 19（2007）年６月から使用済み割り箸の回収をはじめました。市役所内から排出される割り箸等を製紙会社へ搬送し、資源として再利用しています。

■使用済み割り箸回収量（令和４（2022）年度）

回収量
41kg

（９）ごみの減量・リサイクルに対する意識の啓発

広報とまこまいや出前講座などを通して、ごみの減量・リサイクルの啓発に努めるとともに、小・中学生副読本を作成し、次世代市民への環境教育を行っています。

■ごみの減量・リサイクルに対する啓発（令和４（2022）年度）

実施内容	実績(実施回数・配布数等)
生ごみ減量講習会・出前講座の開催	20 回
小学生副読本の配布	1,441 部
中学生副読本の配布	1,459 部

（１０）ＪＦＥリサイクルプラザ苫小牧の市民開放

平成 11（1999）年４月にオープンした「ＪＦＥリサイクルプラザ苫小牧」では、家庭で不要になった家具・自転車などを修理・販売するとともに、紙すきをはじめ各種体験講座、リサイクルのイベントなどの実施、令和５（2023）１月から洋服等のリユース（交換）「ばくりっこ」の開設をし、ごみの減量、リサイクルの意識啓発を図っています。

■ＪＦＥリサイクルプラザ苫小牧来館者数（令和４（2022）年度）

来館者数
19,329 人

第４章　苫小牧市環境基本計画

第１節　概　要

１　計画改定の背景

本市では平成 15（2003）年３月、「苫小牧市環境基本条例（平成 11 年７月制定）」に基づき、「苫小牧市環境基本計画」を策定し、計画期間の終了に伴い、平成 25（2013）年２月、平成 30（2018）年３月に計画の全面改定を行っています。平成 20（2008）年には「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、区域の温室効果ガスの排出抑制を行うため、「苫小牧市地球温暖化対策地域推進計画」を策定しており、平成 30（2018）年３月の改定では、多様化・複雑化する環境問題に効率的に取り組んでいくために、環境基本計画と地球温暖化対策地域推進計画の両計画を統合する形で改定を行い「苫小牧市第３次環境基本計画」を策定しています。

２　目　的

苫小牧市環境基本条例の基本理念に基づき、良好な環境の保全及び創造に関わる取組を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

３　計画の位置づけと期間

苫小牧市環境基本条例第９条に基づき、国の環境基本計画などの上位計画をはじめ、環境の保全及び創造に関連する各分野の基本的な計画と連携を図り、本市における環境行政の長期的な施策の目標及び基本的事項を定め、総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画となっています。

計画の期間は、上位の計画となる苫小牧市総合計画の計画期間と合わせることにより、互いに整合性を図り、平成 30（2018）年度から令和９（2027）年度までの 10 年間としています。

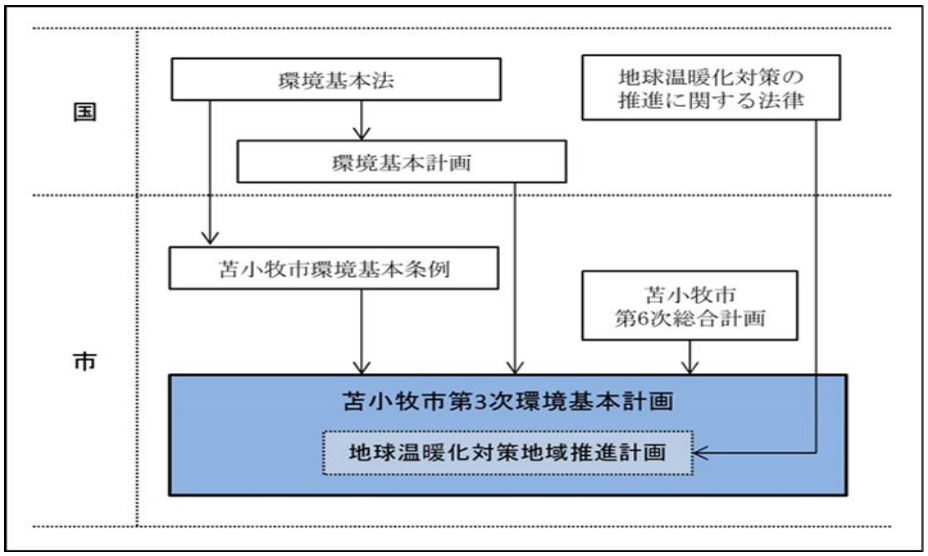

４　計画の構成

本計画の構成は、目指すべき環境を実現するために、5つの分野と基本目標を設定し、それぞれに基本施策、各主体の具体的な取組により構成しています。

目指すべき環境	分野及び基本目標	基本施策	市の主な具体的取組
地球を思い、人と自然が調和し、次世代につなぐ緑あふれるまち　とまこまい	安全安心快適なまち		
	(1)健康で安全安心な生活環境を確保する	①公害の未然防止	➢ 公害防止協定の導入 ➢ 公害苦情に対する適切な対応 ➢ 環境監視及び情報提供など
		②水源の保全	➢ 水源の監視と清掃 ➢ 水源の森林保全など
	(2)潤いと安らぎのある快適都市の形成を図る	①身近な自然環境の充実	➢ 公園や街路樹等の整備・維持 ➢ 緑化普及支援など
		②環境美化の推進	➢ 不法投棄の未然防止 ➢ ごみ排出マナーの改善対策 ➢ 環境美化活動支援など
	人と自然が共生するまち		
	(1)人と多様な生物が共存する豊かな自然環境を保全する	①自然環境保全	➢ 特定外来生物の調査及び捕獲 ➢ 自然環境保全地区の保全など
		②自然保護の推進	➢ 自然とふれあい学ぶ機会の提供
	(2)緑あふれる豊かな環境を次世代に引き継ぐ	①緑の育成と保護	➢ 開発行為に対する規制・指導など
	資源を大切にするまち		
	限りある資源を有効に無駄なく環境にやさしいまちづくりを進める	①ごみの減量化	➢ 4R の推進 ➢ ごみ分別と減量の周知・啓発 ➢ 事業系ごみの減量など
		②資源の有効利用の推進	➢ 生ごみ資源化の普及 ➢ 資源物拠点回収の推進 ➢ 分別徹底の周知及び啓発など
	みんなで環境に取組むまち		
	(1)環境を学び、大切にする心を育む	①環境教育の推進	➢ 環境学習機会の提供など
	(2)よりよい環境づくりを進める活動の輪を広げる	①市民・事業者・周辺地域との連携づくり	➢ 苫小牧市環境基本計画推進会議による事業の実施など
	地球環境にやさしいまち		
	環境に配慮し、地球温暖化対策を目指したまちづくりを進める	①省エネルギーの推進	➢ 住宅用省エネルギーシステムの導入支援 ➢ 省エネルギーの普及啓発など
		②新エネルギーの導入推進	➢ 住宅用新エネルギーシステムの導入支援など

事業者のみなさんの主な具体的取組	市民のみなさんの主な具体的取組
➢ 関係法令や公害防止協定を遵守し、環境負荷の低減に努めましょう ➢ 近隣住民に配慮した事業活動に努めましょう	➢ 日常生活における騒音や悪臭などにより、近隣に迷惑をかけないよう配慮しましょう ➢ 野焼きなど、ごみの不法な焼却はやめましょう
➢ 水源の保全と保護に協力しましょう	➢ 「安全でおいしい水」への理解を深めましょう
➢ 事業所敷地内の緑化に努めましょう ➢ 市や地域での緑化活動に参加協力しましょう	➢ 花や緑により敷地の環境美化に努めましょう ➢ 市や地域での緑化活動に参加協力しましょう
➢ 法令に基づき適正に廃棄物処理を行いましょう ➢ 市や地域の清掃活動に参加協力をしましょう	➢ ごみのポイ捨てや不法投棄はやめましょう ➢ ごみの排出マナーを守りましょう ➢ 市や地域の清掃活動に参加協力しましょう
➢ 事業活動において、生態や生息地への配慮を行いましょう	➢ 身近な自然環境を大切にしましょう ➢ 自然環境保護活動に参加協力をしましょう
➢ 企業内の自然保護意識の向上に努めましょう	➢ 自然保護への理解を深めましょう
➢ 森林などの開発の際には法令を遵守しましょう ➢ 自社の森林や緑地の保全に努めましょう	➢ 森林の仕組み・働きを理解しましょう ➢ 森林などへの不法投棄はやめましょう
➢ ごみの適正な分別と再資源化に努めましょう ➢ 梱包材や容器などの再利用に努めましょう	➢ ごみの適正な分別について知識を深めましょう ➢ 食品ロスの削減に努めましょう ➢ 買物の際には、マイバックを持参しましょう
➢ 企業内の適正なリサイクルに努めましょう ➢ 環境配慮商品の取扱いや購入に努めましょう	➢ 生ごみの堆肥化に努めましょう ➢ 資源の有効利用に努めましょう ➢ リサイクルについて知識を深め実践しましょう
➢ 学校や地域での環境教育への協力に努めましょう ➢ 企業内の環境意識の向上に努めましょう	➢ 環境学習に積極的に参加しましょう
➢ 地域での環境保全活動への参加協力に努めましょう	➢ 地域の環境保全活動に積極的に参加しましょう
➢ 省エネルギー型設備・機器の導入に努めましょう ➢ 既存機器の効率的な使用に努めましょう ➢ エコドライブの推進に努めましょう	➢ 省エネルギー性能の高い機器の導入に努めましょう ➢ 家庭内での省エネルギーに努めましょう ➢ 低公害車・低燃費車の導入に努めましょう
➢ 石油・石炭などの化石燃料から再生可能エネルギーへの転換に努めましょう ➢ 新エネルギーシステムの導入に努めましょう	➢ 太陽光発電システムなど新エネルギーシステムの導入に努めましょう

５　計画の推進体制

推進主体は、市民、事業者及び市です。それぞれが条例で掲げられた責務を果たすとともに、相互に連携しながら計画を推進することとします。

（１）市役所内部における計画推進体制

「環境」の範囲はとても広く、環境部局単独での目標の実現は困難です。そのため、庁内の関係部署との連携を強化し、他の計画との整合性を図りながら、総合的に推進していくこととします。

（２）市、事業者及び市民による計画推進体制

計画の目標実現のために必要不可欠なのが、市、事業者及び市民の連携です。このため、市、事業者及び市民で構成される「苫小牧市環境基本計画推進会議」において、計画の推進を図っていきます。

（３）関係機関及び他市町村との連携

本市だけでは解決が難しい広域的な対応を必要とする施策については、国及び北海道並びに関係する市町村や機関と連携した取組を行っていきます。

また、国や北海道の進める環境施策に協力するとともに、必要に応じて、苫小牧市の環境保全推進のための要望を行います。

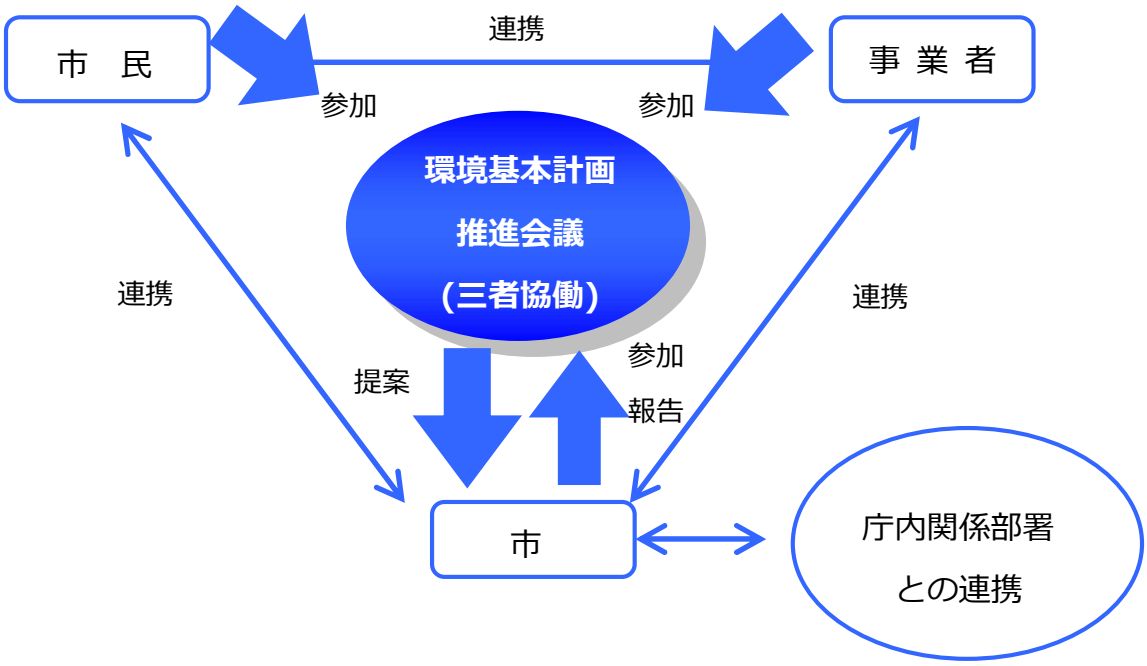

６　計画の進行管理

進行管理にあたっては、ＰＤＣＡ（Plan、Do、Check、Action）サイクルにより行います。

短期サイクル（年度）では、策定した計画（Plan）を実行（Do）し、評価（Check）、公表・報告（Action）により計画を推進します。進捗状況の点検は環境審議会及び環境基本計画推進会議により行い、環境の現況は環境白書により公表します。また、長期サイクル（計画期間）では、目標の達成状況や計画の評価を行い、必要に応じた見直しを行います。

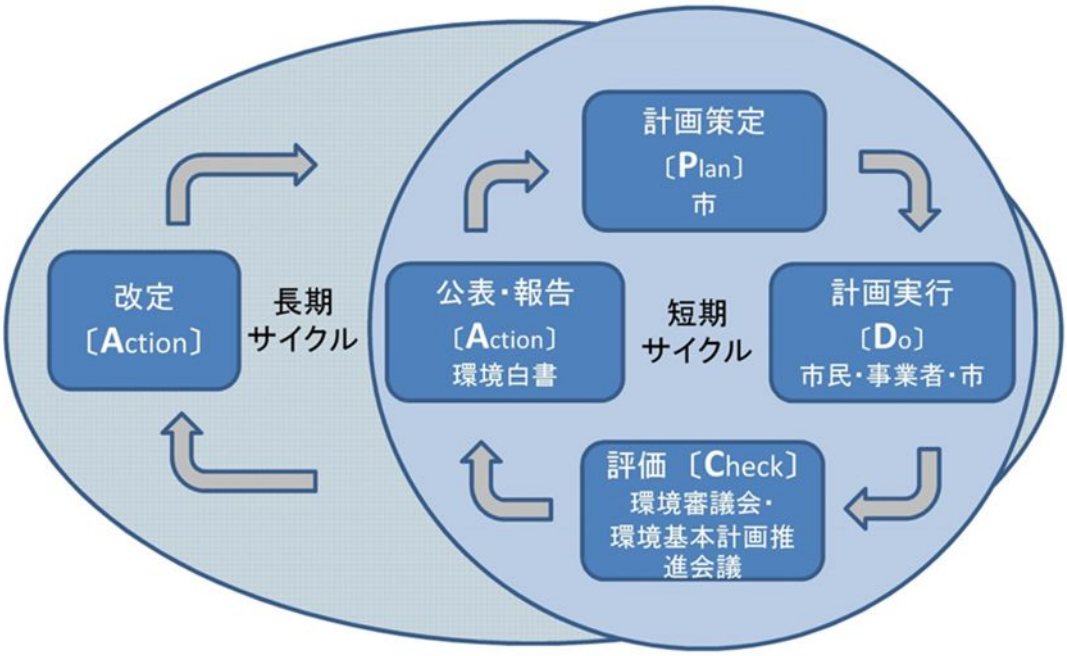

第２節　目標達成の指標

１　目標達成の指標

計画の進捗度を評価するために、目標達成の指標として数値による定量目標と苫小牧市総合計画策定に向けた市民意識調査結果を進捗状況の指標としており、市民意識調査結果では「満足」「やや満足」「普通」の合計割合を満足度として評価し目標値を設定しています。

２　目標の達成状況

目標達成の指標のうち、市民意識調査結果の満足度による指標は、次期総合計画改定に向けた市民意識調査結果満足度との比較による評価となります。その他の指標に関する進捗状況は以下のとおりです。

《安全安心快適なまち》

市民の健康の保護、生活環境の保全及び自然環境の適正な保全のため、大気、水質などの項目について、達成指標を設定し環境の保全に取り組んでいます。

■大気

項　目	達成指標	達成状況
大気汚染常時監視結果	すべての測定地点で環境基準達成	光化学オキシダントについて、双葉局以外の測定局で環境基準未達成となっております。 その他の測定項目は環境基準を達成しています。

■水質

項　目	達成指標	達成状況
河川の水質測定結果	すべての測定地点で生活環境項目（BOD）の環境基準達成	評価方法が定められている生物化学的酸素要求量BODについて、全ての測定地点で環境基準を達成しています。
	すべての測定地点で健康項目の環境基準達成	全ての測定地点で環境基準を達成しています。
海域の水質測定結果	すべての測定地点で生活環境項目（COD）の環境基準達成	評価方法が定められている化学的酸素要求量CODについて、全ての測定地点で環境基準を達成しています。
	すべての測定地点で健康項目の環境基準達成	全ての測定地点で環境基準を達成しています。

■騒音

項　目	達成指標	達成状況
環境騒音測定結果	すべての測定地点で環境基準達成	全ての測定地点で環境基準を達成しています。
自動車騒音測定結果		一部の測定地点で要請限度を超過していました。
航空機騒音常時測定結果		全ての測定地点で環境基準を達成しています。

■振動

項　目	達成指標	達成状況
道路交通振動測定結果	すべての測定地点で要請限度値未満	全ての測定地点で要請限度を達成しています。

■悪臭

項　目	達成指標	達成状況
悪臭に係る立入調査	立入測定を行った事業所のすべてにおいて規制基準値超過０件	３事業所において延べ４回の立入測定を実施し規制基準値の超過は見られませんでした。

《人と自然が共生するまち》

豊かな自然を守り人と自然が共生していくために、自然にふれあう機会の提供を行い自然保護に対する意識向上を図るための取組を行っています。

指　　標	基準値 2016 年	目標値 2023 年	2022 年
各小学校における「自然ふれあい教室」及び「こころの授業」の実施回数、人数	55 回 2,023 人	55 回 2,200 人	51 回 1,745 人

《資源を大切にするまち》

これまでごみの分別の徹底や家庭ごみの有料化などによる、ごみの減量とリサイクルの推進に取り組んできました。ごみ減量化に向け３項目について目標値を設定し取組を行っています。

指　　標	基準値 2016 年	目標値 2024 年	2022 年
１人１日当たりの家庭ごみ排出量	539g	520g	552g
事業系ごみ排出量	22,800t	21,400t	20,439t
リサイクル率	30.8%	33.0%	32.0%

《みんなで環境に取組むまち》

環境保全の推進を図るためには、市民、事業者及び市それぞれの取組が必要です。三者により構成する環境基本計画推進会議による啓発活動によって市民意識の向上を目指した取組を行っています。

指　　標	基準値	目標値	2022 年
環境基本計画推進会議事業参加者数	年間 79.2 名 （過去５年平均）	年間 100 名	108 名

《地球環境にやさしいまち》

地球温暖化を防止するため、国の対策・施策を中心とした取組を推進し、二酸化炭素の排出削減を目指しますが、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素排出係数の変動による影響を受けない、エネルギー消費量を目標値として設定しています。

なお、エネルギー消費量は国（経済産業省）が公表する統計資料を用い算定しており、公表時期が 2 年半程度遅れることから本市の現況についても同様に遅れることになります。

本市のエネルギー消費量は 2019 年度 47,604TJ となっており、基準年度比 17.0%の減少となっています。エネルギー消費量合計が基準年度比において減少した要因は、苫小牧市のエネルギー消費量構成の約 8 割を占める産業部門のエネルギー消費量が大きく作用していることが挙げられます。

各年度のエネルギー消費量は以下のとおりです。

(単位:TJ)

部　　門	2013 年度 （基準）年度	2018 年度	2019 年度	削減率	
				基準年度比	前年度比
産 業 部 門	46,333	41,404	37,278	▲19.5.%	▲10.0%
業 務 部 門	3,126	2,511	2,359	▲24.5%	▲6.1%
家 庭 部 門	4,488	4,461	4,803	7.0%	7.7%
運 輸 部 門	3,008	2,848	2,775	▲7.7%	▲2.5%
廃棄物部門	402	392	388	▲3.3%	▲0.8%
合　　計	57,356	51,616	47,604	▲17.0%	▲7.8%

※端数処理の関係から、実際の計算結果と一致しない場合があります。

第３節　施策の実施状況

１　安全安心快適なまち

（１）健康で安全安心な生活環境を確保する

① 公害の未然防止（施策）

産業型公害の未然防止のため、引き続き各種環境監視を継続し、事業者に対する規制を行い、市民の健康及び安全な生活を守ります。

■具体的な行動の実施状況（令和４（2022）年度）

市の行動指針	実施内容	効果など
企業の新規立地の際には、必要に応じて事前協議を行い、公害の未然防止に努めます。（港湾・企業振興課）	環境保全対策が必要な工場などの受け入れに際しては、苫小牧市企業立地審議会において事前の評価・判断を実施します。令和４年度は条例に該当する工場等への立地はありませんでした。	条例に該当する工場等の立地があった場合には、苫小牧市企業立地審議会を開催し適切に評価・判断を行います。
公害防止設備の導入や改善のための支援に努めます。（商業振興課）	公害防止設備の導入や改善を行う中小企業者等に対して、事業活動に伴って発生する公害を処理又は防止するための施設設備資金及び環境への負荷の低減や環境の保全に資するための施設設備資金により、環境保全対策の推進を図るとともに、中小企業への資金調達の円滑化を図りました。	中小企業者等に対し環境設備資金調達の後押しとなっています。
市民などから寄せられる身近な公害苦情について、解決に向けて適切に対応します。（環境保全課）	令和４年度は54件の苦情が寄せられましたが、現地調査や発生源に対する指導を行うなど、適切に対応しました。	市民の健康、安心・安全・快適な住環境の維持につながりました。

航空機騒音の軽減のため、国などに対して要請を行います。 （空港政策課）	航路下地域住民で構成する「苫小牧市航空機騒音対策協議会」及び本市において、航空機の騒音軽減や住宅防音工事等に関する要望活動を９月30日に北海道防衛局及び航空自衛隊千歳基地等で実施し、国土交通省及び防衛省に対しては、10月６日～7日に実施しました。 また、11月24日に開催した本協議会において要望活動の報告、検証等を行いました。	航空機騒音の実態や地域の要望などを国に伝えることが出来ました。今後も生活環境向上のため、要望活動を継続していく必要があります。
市内の環境状況把握のため、各種監視測定を行うとともに、ホームページや環境白書等で広く情報を提供します。 （下水道課） （環境保全課）	市内事業所12箇所の排水の水質検査を５月～12月に実施しました。 （下水道課） 大気、騒音等の監視を行い、ホームページや環境白書等により情報提供を行いました。 （環境保全課）	水質基準値不適合事業所に対する改善指導を１月に行い、水質保全が図られました。 （下水道課） 大気、騒音等の状況について、広く市民周知ができました。 （環境保全課）
公害の主要発生源となる企業と公害防止協定を締結し、公害の未然防止に努めます。 （環境保全課）	立地予定企業との公害防止に係る事前協議や公害防止協定締結企業34社への立入検査を行い、公害の未然防止に努めました。	立入検査時の指導や、事前調査結果の確認によりアスベストの大気中への飛散防止が図られました。
アスベストについては、関係機関と連携・協力して、建築物の解体現場などから大気中への飛散防止対策の徹底を図ります。 （環境保全課）	大気汚染防止法の届出受理や立入検査、届出対象外の解体工事に対するアスベスト事前調査の確認等を行い、大気中への飛散防止対策を図りました。	立入検査時の指導や、事前調査結果の確認によりアスベストの大気中への飛散防止が図られました。
環境汚染事故の際に適切な対応を行うため、関係機関や部署との連携強化に努めます。 （危機管理室）	環境汚染事故に関する対応については、庁内関係部署による情報共有を徹底するほか、必要に応じて危機管理室も現地調査に立ち会うなど正確な情報収集及び関係機関との連携強化に努めました。	庁内関係部署との連携強化により迅速な事故対応が可能となり、結果として汚染範囲の拡大防止や早期復旧につながっております。

下水道施設の適正な維持管理や水処理により、河川や海域への水質保全に努めます。 (下水道課) (ゼロごみ推進課)	処理水の水質３項目、BOD（10mg/L 以下)、SS（30mg/L 以下)、大腸菌群数（2000 個/mL 以下）に管理値を設定し管理しています。 （下水道課） し尿と生活排水を処理する合併処理浄化槽設置整備事業を推進しています。また、すべての浄化槽管理者に対し設置後の適切な維持管理を促しており、令和４年度は不適正な浄化槽管理者に６件の改善通知を発送しています。 （ゼロごみ推進課）	適切な維持管理が、公共用水域（河川・海域）に放流される処理水の水質安定に効果をもたらせています。令和４年度の実績値（速報値）は、BOD5.9mg/ℓ、SS10mg/ℓ、大腸菌群数 56 個/mℓ で、周辺水域の水質保全に役立っています。 （下水道課） 合併処理浄化槽の普及拡大と適正な維持管理の促進により、生活環境の改善や河川等の汚濁防止を図ることが出来ます。このため、今後も対象地域の市民ニーズの把握に努めます。 （ゼロごみ推進課）
下水道について理解と関心を高めるため啓発に努めます。 （上下水道部総務経営課）	「ダイヤのＡactⅡ」とコラボしたマンホール蓋をとましんスタジアム（苫小牧市営少年野球場付近）に設置しました。 また、下水道 70 周年記念として９月 10 日に COCOTOMA で「下水道フェスタ」を実施しました。	人気アニメ「ダイヤのＡactⅡ」とコラボしたマンホール蓋を設置することに加え、下水道フェスタの開催で約 200 名が来場し、微生物の観察や管路調査ロボットの操作体験などの体験型事業を通して下水道への関心を高めました。

② 水源の保全（施策）

「苫小牧のおいしい水」は、私たちの生活に欠かせない貴重な財産です。この水を守るために、周辺から悪影響を受けることなく、水源を保全するとともに、おいしい水ができる要素の一つである森林の重要性に鑑み、森林が有する水源かん養機能（洪水緩和・水資源貯留・水質浄化）の維持増進を図っていきます。

■具体的な行動の実施状況（令和４（2022）年度）

市の行動指針	実施内容	効果など
定期的なパトロールによる監視や清掃の実施により水源保護に努めます。 （高丘浄水場） （錦多峰浄水場）	週１回のパトロールによる監視を実施しました。また、勇振取水場、幌内取水場及び錦多峰取水場の清掃を延べ７回実施しました。	水源の保護及び取水場の保全により、安全でおいしい水道水を守ることにつながりました。

「安全でおいしい水」への理解を深めるよう啓発に努めます。 （上下水道部総務経営課）	駅前の無料給水スポットに看板を設置し、SNS や新聞にて市民周知するなどおいしい水のＰＲを図りました。 また、６月１日から７日の「水道週間」及び８月１日から７日の「水の週間」において、この週間を「Water Drinking Week」（水を飲む週間）と題し、とまチョップ水を１日１本飲もう運動を啓発しました。	無料給水スポットに看板を設置することにより、場所がわかりやすく、市民のマイボトルへの給水利用を促進し、苫小牧の「おいしい水」をＰＲすることができました。 また、「とまチョップ水」を活用してＰＲを行うことにより、苫小牧の水が安全・安心な水として周知拡大を図りました。
森林が有する水源かん養機能（洪水緩和・水資源貯留・水質浄化）の維持のため、関係法令や「苫小牧市水道水源の保護に関する指導要綱」に基づいた水源保護に努めます。 （水道課） （錦多峰浄水場）	水源水質に影響を及ぼす可能性のある作業を行う事業者から事前相談を受け、作業が水源に影響を及ぼすことのないよう指導を行いました。 作業は水源に影響を及ぼすことなく終了しました。	事業者との連携により、取水場水質は良好に保たれました。
市民・事業者との連携による水源の保全に努めます。 （錦多峰浄水場）	関係団体及び事業者で構成する「水を汚染から守る会」で、錦多峰川流域での清掃活動を２回（６月27日、11 月１日）実施しました。	延べ 147 名が参加し、可燃及び不燃ごみ 1,490kg、その他廃棄物（テレビ 13 台、タイヤ 34 本、バッテリー3 個）を回収しました。

（２）潤いと安らぎのある快適都市の形成を図る

① 身近な自然環境の充実

緑化は景観の向上につながるだけでなく、空気の浄化や身近な自然とふれあう場、学習の場にもなります。このように緑化は様々な役割を果たすことから、地域ぐるみで適正に保全・育成を推進します。

■具体的な行動の実施状況（令和４（2022）年度）

市の行動指針	実施内容	効果など
公園などの身近な自然とふれあえる場の整備や適正な維持管理に努めます。 （維持課） （緑地公園課）	公園と隣接する水辺の親水空間を利用しやすく整備し、１か月当たり２回のパトロールを行い、浚渫・清掃などを実施しました。 （維持課） 公園や緑地、植樹帯を適正に維持管理したほか、公園の再整備により、緑を身近に感じる環境を整えました。 （緑地公園課）	適正な維持管理に努め、利用しやすい良好な環境が保全されました。 （維持課） 自然と身近にふれあえる、良好な環境が保全されました。 （緑地公園課）
市民植樹祭の実施など、まちぐるみで緑化活動を行う機会の提供に努めます。 （緑地公園課）	６月25日から７月24日にかけて第39回全国都市緑化北海道フェア苫小牧会場を運営し、森の香り講座やフラワープランター講習会など、34回のイベントを実施しました。 10月15日に錦大沼公園で市民植樹祭を開催し、約 50 名の参加者がリュウキュウツツジ等 151 本を植樹しました。 10月21日に事業者団体が緑地で植樹祭を開催し、約50名の参加者がアジサイ78本を植樹しました。	自然環境への意識向上と、良好な環境づくりが図られました。
町内会や各種団体などと連携し、花や緑による環境美化に努めます。 （緑地公園課）	町内会など22団体に緑化資材を提供しました。	自然と身近にふれあえる、良好な環境づくりが図られました。

「まちを緑にする会」などと連携し、市民への緑化普及・支援に努めます。 （緑地公園課）	春期と秋期に緑の募金活動を実施し、64 団体から募金の協力をいただきました。 第 39 回町内会花壇コンクールに町内会及び老人クラブ 14 団体が参加、第 48 回学校花壇コンクールに小中学校 18 校が参加しました。 10 月 29 日に出光カルチャーパークで樹木探索会を開催しました。	自然環境への意識向上と、良好な環境づくりが図られました。
市民・企業の緑化活動に対する支援に努めます。 （港湾・企業振興課） （緑地公園課）	苫小牧市企業立地振興条例に基づく緑化助成制度を周知し、緑化保全を推進しました。また、工場立地法に基づく申請を受理し、工場立地に係る環境保全の適正化を図りました。 （港湾・企業振興課） 市内の 3 団体に緑化活動資金を助成しました。 （緑地公園課）	令和 4 年度は緑化助成制度の該当がありませんでした。工場立地法については、8 社の申請があり、その際に環境保全の指導を行いました。法に基づく適正な工場立地により、環境保全が図られました。 （港湾・企業振興課） まちの環境美化が図られました。 （緑地公園課）

② 環境美化の推進（施策）

市、事業者、市民とのパートナーシップの形成を図り、互いに協力し合い意見や考えを協議、反映できるシステムと実践の場をつくり、環境美化を進めます。

■具体的な行動の実施状況（令和４（2022）年度）

市の行動指針	実施内容	効果など
関係機関との連携やパトロールの実施、市民からの情報提供により、警告看板や監視カメラなどを設置し、不法投棄の未然防止と早期発見に努めます。 （ゼロごみ推進課）	国・道等の関係機関や市内企業と連携し、不法投棄抑止看板の新たな設置を進め、設置されている監視カメラの継続管理を行いました。 また、警察と連携した投棄者対応を行うなど、不法投棄撲滅に努めました。	不法投棄の発生件数は一時期に比べ半減しており、令和４年度は 58 件でした。今後も不法投棄抑止看板や監視カメラによる未然防止策と各関係機関との連携した対応などにより不法投棄ゼロを目指します。

家庭ごみ戸別収集の段階的導入に向け、モデル区域での試行を通して検証を行います。（ゼロごみ推進課）	コロナ禍や世界的な物価上昇なども重なり、現時点では、市内全域での戸別収集の一斉導入については難しい状況にありますが、ふくしのまちづくりの観点から高齢者世帯を優先し、段階的な拡大を目指すため、令和６年度から、市内全域において、85 歳以上の世帯を対象にした「戸別収集８５（エイティファイブ）」の導入を図ることとしました。	超高齢社会に向けて、苫小牧方式のごみ収集の在り方を検討することで、高齢者のごみ出しの負担軽減により安心な暮らしにつながるよう推進しました。
「共同住宅ごみ排出マナー改善対策協議会」を通じて、共同住宅におけるごみ排出マナー向上に努めます。（ゼロごみ推進課）	令和４年度は「共同住宅ごみ排出マナー改善対策協議会」を書面開催しました。また、これまでに、ごみの排出管理が良好な共同住宅 26 件を「共同住宅優良ごみステーション」として認定しています。	ごみの排出マナーは排出者の意識向上が不可欠であり「共同住宅ごみ排出マナー改善対策協議会」と連携した取組により、入居者のごみ分別の意識向上につながりました
春と秋の大掃除やごみ拾い大作戦など、市民参加型のイベントを行い、まちぐるみで環境美化活動を推進します。（ゼロごみ推進課）	４月 17 日～5 月 16 日を春、10 月１日～10 月 31 日を秋の大掃除月間として町内会、事業所等 240 団体（26,899 名）が参加し、河川付近も含めた清掃活動を実施しました。また、各団体に対し、ごみ袋の提供及び廃棄物の収集等の支援を行いました。	市民の清掃意識の高揚が図られ、まちの環境美化につながりました。
ぽい捨て防止対策の強化と、市民や事業者などの環境美化活動への支援に努めます。（ゼロごみ推進課）	市民や団体のデザイン原案によるぽい捨て防止看板を 53 ヶ所に設置し市民周知を行いました。また、ぽい捨てや不法投棄に対する情報を日本郵便や地域の事業所と共有し地域の美化活動に努めました。	市民参加型の環境美化活動は個々の意識の増加にもつながることから、市民との協働作業によるぽい捨て防止活動をＰＲすることで、まちの環境美化と清掃意識の高揚につながりました。

２　人と自然が共生するまち

（１）人と多様な生物が共存する豊かな自然環境を保全する

① 自然環境保全（施策）

自然環境の豊かさや健全性を表す指標の一つが、野生生物の多様性です。多種多様な野生生物と共生できる環境を目指します。

■具体的な行動の実施状況（令和４（2022）年度）

市の行動指針	実施内容	効果など
環境被害が確認された特定外来生物の調査及び捕獲に努めます。 （環境生活課）	アライグマ 455 頭の捕獲を行いました。また、生息状況に関する調査を実施しました。	在来生物の生態系や生息環境を維持し、農業被害の低減が図られました。
美々川流域等のすぐれた自然地域や自然環境保全地区などの保全に努めます。 （環境生活課）	市内 5 か所ある市自然環境保全地区の、監視業務（計 45 日間　４月～11 月）を実施し、保全に努めました。	良好な自然景観や緑地を形成している地区及び動物の生息地について保全が図られました。
地域の自然生態系の現況を周知し保全に努めます。 （環境生活課）	「こころの授業」や「自然ふれあい教室」の他、エゾシカやアライグマに関する捕獲・調査を実施しました。	自然生態系について周知され、保全が図られました。

② 自然保護の推進（施策）

環境学習の機会は、自然保護を推進する上で大変重要です。自然とふれあい学ぶ場の充実に努めます。

■具体的な行動の実施状況（令和４（2022）年度）

市の行動指針	実施内容	効果など
自然観察会や傷病鳥獣救護ボランティア講座など、自然とふれあい学ぶ機会の提供に努めます。 （環境生活課）	８月６日にウトナイ湖にて市民探鳥会を開催し、９名が参加しました。	自然環境保全に関する知識の普及、情報の提供及び意識の高揚が図られました。

（２）緑あふれる豊かな環境を次世代に引き継ぐ

① 緑の育成と保護（施策）

本市では森林の市域（都市計画区域外を含む）に占める割合が 60%以上にも及びます。

環境汚染物質の吸収、酸素の生産、自然災害の防止、様々な野生生物の生息地、木材資源の供給など非常に大切な役割を果たしており、これらの機能が十分発揮できる生き生きとした森林を創り出すことを目指します。

■具体的な行動の実施状況（令和４（2022）年度）

市の行動指針	実施内容	効果など
森林などの開発行為に対して、適正な規制と指導を行います。 （環境生活課） （緑地公園課）	「苫小牧市自然環境保全条例」の周知とともに、審査・指導及び６件の開発行為許可を行い、自然環境の維持に努めました。 （環境生活課） 24 件の伐採届出を受け、適正な実施の指導を行いました。 （緑地公園課）	適正な規制と指導により、自然環境の保全が図られ、快適な生活環境を維持することができました。
市有林の維持管理を行います。 （緑地公園課）	地拵えと下草刈りを実施し、樹木の生育環境を整えました。	災害防止など、森林が持つ公益的機能が保たれました。
森林を守るため、山火事防止の促進や病害虫などの防除に努めます。（緑地公園課）	林野火災予消防対策協議会の開催や、樹木を食害する野ねずみの駆除を行いました。	山火事予防の意識向上と森林被害を防ぐことができました。

３　資源を大切にするまち

（1）限りある資源を有効に無駄なく環境にやさしいまちづくりを進める

① ごみの減量化（施策）

ごみに関する情報の提供と共有により地域ぐるみでごみの減量を進めます。

■具体的な行動の実施状況（令和４（2022）年度）

市の行動指針	実施内容	効果など
４Ｒの推進を図ります。 （ゼロごみ推進課）	市内小中学校、町内会や市民団体などに対して、出前講座を 20 回実施したほか、次世代教育として、環境教育副読本を市内の小学校 ４ 年生と中学校１年生に配布しました。	啓発活動により、幅広い世代に、ごみ減量・リサイクル推進の周知につながりました。

生ごみ３きり運動を推進します。 （ゼロごみ推進課）	「使いきり」「食べきり」「水きり」の３つのきりである「生ごみ減量３きりプチダイエット」を広報紙により周知したほか、市内小中学校、町内会や市民団体などに対して、出前講座を 20 回実施しました。また、次世代教育として、環境教育副読本を市内の小学校 4 年生と中学校 1 年生に配布しました。	啓発活動により、幅広い世代に、ごみ減量・リサイクル推進の周知につながりました。
ごみ分別と減量について、広報誌やホームページ等による情報提供及び出前講座・各種イベントによる周知啓発の充実を図ります。 （ゼロごみ推進課）	環境戦隊ゼロごみファイブの YouTube チャンネルの作成や、インスタグラムなどの SNS を通じて、ごみに関する様々な情報を発信し、広く周知しました。 YouTube チャンネルの登録者数は 162 人となり、視聴回数は 8,051 回、インスタグラムのフォロワー数は 557 人でした。（令和５年５月現在）	ごみ減量・リサイクル推進の周知につながりました。
事業系ごみ減量に向け、排出事業者及び収集運搬業者に対し、適正な分別・処理方法について周知等を行います。 （ゼロごみ推進課）	沼ノ端クリーンセンターにおける展開調査は、コロナ禍に配慮し、実施を見送りましたが、事業所から出される感染症が疑われる廃棄物の処理方法について、適切に指導しました。	感染拡大に配慮しながら適切に処理することができました。

② 資源の有効利用の推進（施策）

空き缶・空きびん・ペットボトル・紙パック・プラスチック・紙類の資源回収など資源が循環するシステムづくりを推進します。

■具体的な行動の実施状況（令和４（2022）年度）

市の行動指針	実施内容	効果など
ＪＦＥリサイクルプラザ苫小牧において、各種情報の提供、体験講座やイベントを実施し、意識啓発に努めます。（ゼロごみ推進課）	親子リサイクル教室ではクリーンセンター施設内部への見学会やごみ収集体験などを行いました。 また、不要になった洋服の交換会「ばくりっこ」ブースを常設し試験運用を実施しました。	親子リサイクル教室では、通常の見学では入室不可としている場所の見学やごみ収集の模擬体験などを実施し、好評を得ました。 また、リユース運動促進のため、洋服の交換会「ばくりっこ」ブースを常設したことにより、市民への高い関心、周知、利用へとつながりました。
生ごみの減量に向け、コンポスト容器等の購入助成や、生ごみ分解容器「キエーロ」などの普及に努めます。（ゼロごみ推進課）	新聞記事により市民周知を行い、コンポスト 39 個、EM 密閉式容器５個、電動生ごみ処理機 19 台、キエーロ２個、トラッシュファミリー4 個の購入助成を行いました。	市民のリサイクルに対する意識が高まり、生ごみの減量化・資源化につながりました。
生ごみの資源化に向けた施策の調査・研究を進めます。（ゼロごみ推進課）	脱炭素に向けた生ごみ資源化に向けた取組として、先進事例を調査・研究しました。	生ごみ資源化の知見を得ることができました。
建設リサイクル法による届出の周知と指導に努めます。（建築指導課）	建設リサイクル法に基づく届け出を 286 件、通知 159 件受け付けました	資源の再利用化が図られました。
古着古布等の拠点回収の推進に努めます。（ゼロごみ推進課）	公共施設８ヵ所から「綿 50%以上」の古着・古布等を回収し、5,361 ㎏を工業用ウエスに資源化しました。	市民のリサイクルに対する意識を高めるとともに、ごみの減量化・資源化につながりました。
家庭及び事業所から排出される資源物の分別徹底の周知に努めます。（ゼロごみ推進課）	普及が拡大しているスマートフォン向けのアプリを用いて、環境行政に関わる様々な情報を提供しました。	アプリの機能に収集カレンダーやごみ分別方法や検索機能、お知らせなどの情報発信機能を搭載し、幅広い年代のごみに関する意識を高めました。

リサイクル製品やグリーン製品の普及啓発に努めます。 （ゼロごみ推進課）	出前講座や環境教育副読本において、リサイクルに関する情報提供を行いました。	リサイクル製品の普及啓発につながりました。

４　みんなで環境に取組むまち

（１）環境を学び、大切にする心を育む

① 環境教育の推進（施策）

環境学習は、環境の現状を知り、仕組みを理解するだけではなく、日常生活のなかで実践する意義を見いだすことにもつながっています。そのため、従来の学校教育、家庭教育や生涯学習といった枠を超えた取組が必要です。

■具体的な行動の実施状況（令和４（2022）年度）

市の行動指針	実施内容	効果など
小中学生を中心とした次世代市民に対し、環境教育副読本の配布やいのちの授業などの出前講座を実施し環境教育の充実を図ります。 （環境生活課） （ゼロごみ推進課） （環境保全課）	「こころの授業」を 43 回実施し、延べ 1,403 名が受講しました。また、苫小牧市教育研究所環境教育研究委員会の協力により、小学生副読本・中学生副読本をそれぞれ作成し、各小中学校へ配布しました。	「こころの授業」では、自然環境保全に関する知識の普及、情報の提供及び意識の高揚が図られました。また、副読本については、小学 4 年生と中学 1 年生の授業等で用いられており、次世代を担う若年層への啓発となりました。
小中学校省エネ行動教育プログラム事業を行います。 （教育部総務企画課）	小学校 23 校、中学校 15 校が実施校として、学校全体で省エネ活動に取り組みました。	コロナの影響で実施ができなかった活動もありましたが、児童・生徒が省エネ型の生活習慣を身につけ、環境問題への意識を高めることができました。今後も環境教育の一環として、取組を継続します。

各種出前講座や体験学習会などを実施し、広く環境学習機会の提供に努めます。 （環境生活課） （ゼロごみ推進課） （環境保全課）	「自然ふれあい教室」を７回開催し、延べ 342 名が参加しました。 （環境生活課） ごみの減量と分別、リサイクルについて小・中学校において出前講座 5 回、夏の自由研究所はオンラインで、冬の自由研究所はコミセンにてそれぞれ講座を実施し、冬の講座の参加者は 37 名でした。 （ゼロごみ推進課） 省エネやゼロカーボンなど環境保全に関する出前講座を 15 回実施し、延べ 479 名が参加しました。 （環境保全課）	「自然ふれあい教室」では、自然環境保全に関する知識の普及、情報の提供及び意識の高揚が図られました。 （環境生活課） ごみの減量と分別、リサイクルについて学習を深めることで、ごみの減量化・資源化の啓発につながりました。 （ゼロごみ推進課） 地球温暖化の現状やエネルギーの大切さについて学び、環境保全への意識向上が図られました。 （環境保全課）

（２）よりよい環境づくりを進める活動の輪を広げる

① 市民・事業者・周辺地域との連携づくり（施策）

市民一人ひとりが環境問題は身近で自身の問題であると認識し自主的な取組を進める必要があります。また、ごみの広域処理など周辺地域との連携をさらに強化しなければなりません。

■具体的な行動の実施状況（令和４（2022）年度）

市の行動指針	実施内容	効果など
環境保全活動推進のため、広報誌やホームページなどによる情報提供に努めます。 （環境生活課） （ゼロごみ推進課） （環境保全課）	各事業・イベントなどの情報を市ホームページや広報とまこまい及びＳＮＳに掲載し、周知を図りました。	広報とまこまい、ホームページ、ＳＮＳを活用することで、より多くの方々に効果的な情報発信をすることができました。
ごみ出しが困難な高齢者世帯や障がい者世帯を支援するため、「ふれあい収集」を推進します。 （ゼロごみ推進課）	日頃のごみ出しに困っているひとり暮らしの高齢者や障がい者等 771 世帯を対象に、声掛けを行いながら訪問する「ふれあい収集」を実施しました。	自立した生活を営むための在宅サービスの支援につながりました。

「苫小牧市環境基本計画推進会議」による事業を実施します。 （環境保全課）	苫小牧市環境基本計画推進会議を２回開催、３つの事業を実施し一般市民延べ 43 名が参加しました。	市民、事業者、市との三者による会議で、各種事業を企画・運営し、環境への取組を実践することができました。
ごみの広域処理やリサイクルなど、周辺地域と連携し取組を推進します。 （ゼロごみ推進課）	共生ビジョンに基づき、安平町・厚真町からの広域処理を継続しました。また、白老町からの依頼により、一般廃棄物処理後生成物を資源化するため、令和 3 年度から 8 年度まで、市内中間処理施設に搬入することとしました。	廃棄物処理施設を広域化することにより、経済的かつ効率的な維持管理を行いました。

5　地球環境にやさしいまち

（1）環境に配慮し、地球温暖化対策を目指したまちづくりを進める

① 省エネルギーの推進（施策）

産業活動や日常生活などにおいて、環境負荷の低減やエネルギーの効率的な利用を行うために、省エネルギーの推進を進めていきます。

■具体的な行動の実施状況（令和４（2022）年度）

市の行動指針	実施内容	効果など
エコオフィス宣言を募り、優良な取組事例をホームページで紹介します。 （環境保全課）	令和３年３月31 日にエコオフィス宣言を廃止したため、令和４年度実績はありませんでした。	廃止に伴い、令和４年４月１日よりゼロカーボンいぶり@苫小牧の事業をスタートし、市内事業者と共に脱炭素社会の構築に向けた取組を目指す枠組みを再構築しました。
国や道、団体などの補助制度の情報を提供します。 （環境保全課）	ホームページに各機関による省エネルギー関連の助成制度等の情報を掲載しました。	事業者における省エネルギーの開発・導入が促進されました。今後も掲載を継続します。

低利融資制度による中小企業に対する省エネ設備・機器や低公害車の導入支援に努めます。 （商業振興課）	公害防止設備の導入や改善を行う中小企業者等に対して、事業活動に伴って発生する公害を処理又は防止するための施設設備資金及び環境への負荷の低減や環境の保全に資するための施設設備資金により、環境保全対策の推進を図るとともに、中小企業への資金調達の円滑化を図りました。	導入を希望する中小企業者等に対して低利な資金調達を可能としています。
環境マネジメントシステムや省エネ無料診断など、省エネルギーに関する情報提供に努め、事業者の自主的な行動を促します。 （環境保全課）	ホームページのリンクに掲載しました。また、令和４年度からは新たに、ゼロカーボンに係る情報を掲載しました。	事業者への情報周知が図られました。今後も、より多くの事業者が積極的に環境保全やゼロカーボン実現に向け取り組むことが出来るよう、各種情報の周知を継続します。
「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」の周知と規制・指導に努めます。 （建築指導課）	建築物省エネ法の届出が 38 件、建築物エネルギー消費性能向上計画認定の申請が 29 件あり、建築物省エネ基準に関わる適合の合否を確認しました。	建築物の省エネルギー性能の向上が図られました。
一般家庭での省エネルギーシステムの導入や断熱改修などのリフォーム支援に努めます。 （環境保全課） （建築指導課）	高効率給湯器の導入補助に 98 件、その他設備に 42 件の申請を受け付けました。 （環境保全課） 住宅耐震・リフォーム支援事業は 91 件を受け付けました。 （建築指導課）	エコキュートへ 98 件、定置用リチウムイオン蓄電池へ 26 件、HEMS へ７件、給電装置へ９件の補助を実施しました。 （環境保全課） 外壁の張替え 16 件、窓サッシ交換４件、ボイラー交換９件などの省エネ設備の導入が促進されました。今後も助成については、市民ニーズ等を勘案して判断し、取組を継続します。 （建築指導課）
低炭素建築物認定制度の周知に努めます。 （建築指導課）	低炭素建築物認定申請が 63 件あり、「低炭素建築物に関する法律」による認定の合否を確認しました。	建築物の二酸化炭素排出の抑制が図られました。

家庭内での省エネルギー推進のため啓発に努めます。 （環境保全課）	節電や省エネルギーに対する意識を高め、環境保全に向けた取組を促進するため、「省エネコンテスト」を開催しました。18 名の参加があり、省エネ活動部門・でんき使用量削減部門それぞれ上位 3 名を表彰しました。	若年層をターゲットとしＳＮＳを活用したコンテストを実施しました。今後は幅広い世代が参加出来るよう、募集方法を改善しながら、市民一人ひとりの省エネ行動の呼びかけとして継続します。
地域公共交通の維持・確保及び利用促進に努めます。 （まちづくり推進課）	一部イベントが中止となった中、感染症対策を行った上で開催された「ＪＲヘルシーウォーキング」、「たるまえサンフェスティバル」、「とまイルスクエア」に合わせて、公共交通利用促進ポスターを作成し、市内及び近隣市町村の公共施設等に掲出しました。また、「とまチョップ生誕 10 周年記念バス」、「メリークリスバス」といったデコレーションバスを運行しました。	イベント開催に合わせたポスターの掲出やデコレーションバスの運行により公共交通の利用を促すことで、利用者の減少により大変厳しい状況にある公共交通機関の利用啓発が図られました。
エコドライブの普及推進に努めます。 （環境保全課）	パンフレットやホームページによる周知や、小型計測器を用いたエコドライブコンテストを開催し、新たに 111 件のエコドライブ宣言が得られました。６月の「環境月間」には、市職員の意識向上と取組の再認識を目的に「エコドライブのすすめ」を実施しました。	コンテストではスマートフォンのアプリを用いてエコドライブ効果を数値化することで、日頃のエコドライブへの意識継続へつながりました。また、「エコドライブのすすめ」を市職員が率先して実践したことで、期間中 12,684 リットルの燃料削減と 29,173 ㎏の CO_2 排出削減につながり、地球温暖化防止におけるエコドライブの重要性を発信できました。

② 新エネルギーの導入推進（施策）

本市が設置・運営する各公共施設への新エネルギー利用を推進するとともに、新エネルギーについて情報提供を行い、事業者及び市民への利用促進を図ります。

■具体的な行動の実施状況（令和４（2022）年度）

市の行動指針	実施内容	効果など
水素エネルギーなど新エネルギーの導入促進のための調査・研究に努めます。 （工業・雇用振興課） （環境保全課）	国・道が主催する会議やセミナー等に参加すると同時に、複数の民間企業や団体との面談等を通し情報収集を行いました。	国・道の支援策や先進自治体の事例について、庁内関係各課と情報の共有が図られました。 また、引き続き民間企業との協議を重ね、市内における新規案件の形成に努めてまいります。
新エネルギーシステムの導入支援に努めます。 （環境保全課） （建築指導課）	住宅用太陽光発電システムへ40 件、住宅耐震・リフォーム支援事業へは 91 件に助成しました。	住宅用太陽光発電システムをはじめ、各種設備の導入が促進され区域の温室効果ガス排出量削減が図られました。 今後も助成については、市民ニーズ等を勘案して判断し、取組を継続します。
国や道、団体などの補助制度の情報を提供します。 （環境保全課）	ホームページに各機関による省エネルギー関連の助成制度等の情報を掲載しました。	事業者における省エネルギーの開発・導入が促進されました。 今後も掲載を継続します。

第４節　協働による計画の推進

市民、事業者及び市で構成する「苫小牧市環境基本計画推進会議」において、苫小牧市環境基本計画の推進事業を行っています。

令和４（2022）年度は会議を２回、７つの事業を実施予定としましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策等のため、２事業が中止となりました。

実施内容は次のとおりとなっています。

（１）せせらぎスクール

多様な水生生物の理解を深めることや簡易風力発電機の製作、自転車を使った人力発電体験を通じて、環境保全の大切さを学ぶことを目的としています。

８月２日(火)にオートリゾート苫小牧アルテンを流れる覚生川で開催を予定していましたが、開催日前日の雨の影響で川が増水したため、中止としました。

※令和３年度のせせらぎスクールの様子

（２）ウトナイ湖漁業体験

自然景観の中で活動することを通じて、水辺の環境を保全する意識の醸成を目的として、環境生活課との共催により、ウトナイ湖で開催予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大のため中止としました。

（３）身近なゼロカーボン見学会

ゼロカーボンの先進的な技術について紹介することで、関心・導入意欲を増進させ、本市のゼロカーボンの推進と市内企業の活性化を同時に図ることを目的としたバスツアーです。11 月 10 日に開催し、大鎮キムラ建設株式会社、トヨタカローラ苫小牧株式会社を訪問しました。ゼロカーボンや地球温暖化対策への関心がより身近となり、環境保全への意識の向上が図られました。

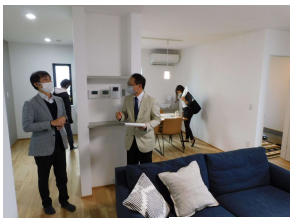

大鎮キムラ建設㈱

トヨタカローラ苫小牧㈱

（４）親子森林整備体験「秘密基地を作ろう！」

次世代を担う子どもたちに自然環境保全への関心を高めてもらうことを目的として、11 月 20 日(日)に苫東・和みの森で実施しました。

（５）親子でエコ・クッキング教室

省エネルギーの推進、環境教育・環境学習の充実と普及を図ることを目的に、２月 18 日(土)に市民活動センター料理実習室にて開催予定でし、16 名が参加しました。

北海道地球温暖化防止活動推進員の奥谷直子先生を講師に招き、3 品をエコクッキングしました。

（６）突撃！とまエコ企業

環境保全課職員がトヨタカローラ苫小牧、Ｊファーム苫小牧工場へ取材し、動画にまとめたものを YouTube で公開しました。

YouTube で公開とすることで様々な世代への環境啓発を可能とし、また、市内企業の環境に対する取組を市内外へ広く発信することが出来ました。

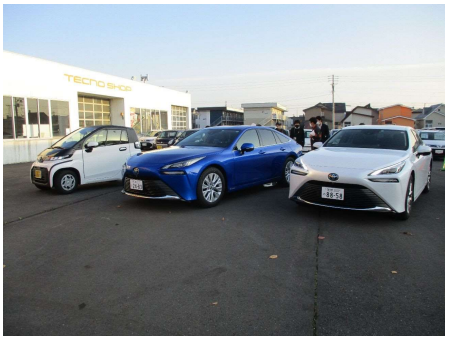

「トヨタカローラ苫小牧」

「Ｊファーム苫小牧㈱」

（７）ゼロカーボンポスターコンテスト

環境に対する保全意識を高めてもらうことを目的として、12 月 1 日（水）～翌年 1 月 20 日（金）の期間で、市内小学生を対象にゼロカーボン（地球温暖化対策）に関するポスターコンテストを実施しました。応募作品 68 点のうち、12 作品が入賞しました。

【グッドデザイン賞　４作品】

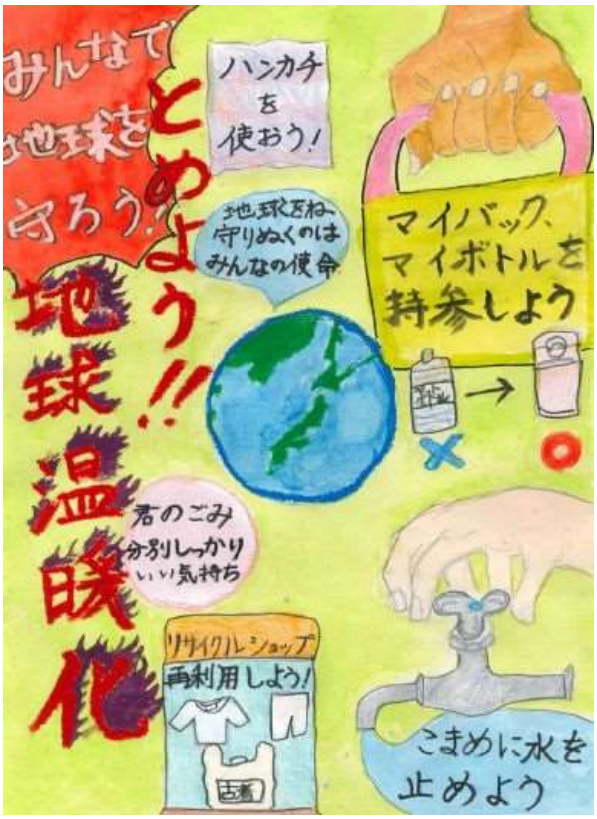

【グッドアイデア賞　４作品】

※最優秀賞及び優秀賞については、巻末ページをご覧ください。

資　料　編

【参考１】環境基準

１　大気汚染に係る環境基準

昭和 48 年 05 月 08 日環境庁告示第 025 号

改正　平成 30 年 11 月 19 日環境省告示第 100 号

項　目	基　準　値
二　酸　化　硫　黄	１時間値の１日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、１時間値が 0.1ppm 以下であること。
二　酸　化　窒　素	１時間値の１日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
一　酸　化　炭　素	１時間値の１日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、１時間値の８時間平均値が 20ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質	１時間値の１日平均値が 0.10mg/m^3 以下であり、かつ、１時間値が 0.20mg/m^3 以下であること。
光化学オキシダント	１時間値が 0.06ppm 以下であること。
ベ　ン　ゼ　ン	１年平均値が 0.003mg/m^3 以下であること。
トリクロロエチレン	１年平均値が 0.13mg/m^3 以下であること。
テトラクロロエチレン	１年平均値が 0.2mg/m^3 以下であること。
ジクロロメタン	１年平均値が 0.15mg/m^3 以下であること。
微小粒子状物質	１年平均値が 15μg/m^3 以下であり、かつ、１日平均値が 35μg/m^3 以下であること。

（注）1　浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径 10μm 以下のものをいう。

2　微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径 2.5μm の粒子を 50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

3　光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く）をいう。

4　環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

5　環境基準とは、環境基本法に基づき設定される、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準をいう。

■大気汚染常時監視測定結果の評価方法

区　分	評 価 方 法	対 象 物 質
短期評価	測定を行った日について、１時間値の１日平均値若しくは８時間平均値又は１時間値を環境基準と比較し評価を行う。	二酸化窒素、微小粒子状物質を除く
長期評価	年間にわたる１日平均値の2%除外値（但し、環境基準を超える日が２日以上連続した場合は非達成とする）について評価を行う。	二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質
	年間にわたる１日平均値の98%値について評価を行う。	二酸化窒素

(注) 1　「2%除外値」とは、1年間に得られた日平均値を値の高い方から低い方に順(降順)に並べたとき、高い方(最高値)から数えて、2%目の日数に1を加えた日数に該当する日平均値。例えば、365個の日平均値がある場合、高い方から数えて2%目に該当する7に1を加えた8番目の日平均値が2%除外値となる。

2　「98%値」とは、1年間に得られた日平均値(欠測日を除く)を、値の低い方から高い方に順(昇順)に並べたとき、低い方から数えて98%目に該当する日平均値。例えば、365個の日平均値がある場合、低い方から98%目に該当するのは、358番目の日平均値となる。

■微小粒子状物質測定結果の評価方法

区　分	評 価 方 法
短期基準による評価	年間98パーセンタイル値を日平均値として選択し評価を行う。
長期基準による評価	測定結果の１年平均値について評価を行う。

(注)「パーセンタイル値」とは、率（percent、%）と下からの順位（percentile）を意味する。

2　水質汚濁に係る環境基準

（1）人の健康の保護に関する環境基準

昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号
改正　平成 31 年 3 月 20 日環境省告示第 46 号
改正　令和　3 年 10 月 7 日環境省告示第 62 号

項　目	基　準　値	項　目	基　準　値
カドミウム	0.003mg／L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg／L 以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01mg／L 以下
鉛	0.01mg／L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg／L 以下
六価クロム	0.02mg／L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg／L 以下
ひ素	0.01mg／L 以下	チウラム	0.006mg／L 以下
総水銀	0.0005mg／L 以下	シマジン	0.003mg／L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg／L 以下
PCB	検出されないこと	ベンゼン	0.01mg／L 以下
ジクロロメタン	0.02mg／L 以下	セレン	0.01mg／L 以下
四塩化炭素	0.002mg／L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg／L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg／L 以下	ふっ素	0.8mg／L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg／L 以下	ほう素	1mg／L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg／L 以下	1，4-ジオキサン	0.05mg／L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg／L 以下		

（注）1　基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る環境基準については、最高値とする。

2　「検出されないこと」とは、指定された測定方法により測定した場合において、その結果が当該測定方法の定量限界を下回ることをいう。

3　海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

4　硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259、亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

（２）生活環境の保全に関する環境基準

①河　川

項目／類型	利用目的の適応性	基準値					
		水素イオン濃度(pH)	生物化学的酸素要求量(BOD)	溶存酸素量(DO)	浮遊物質量(SS)	大腸菌数	大腸菌群数
AA	・水道１級（ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの） ・自然環境保全(自然探勝等の環境保全）及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	25mg/L 以下	20CFU /100mL 以　下	50MPN /100mL 以　下
A	・水道２級（沈殿ろ過等による　通常の浄水操作を行うもの） ・水産１級(ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産２級及び水産３級の水産生物用) ・水浴及びＢ以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	25mg/L 以下	300CFU /100mL 以　下	1,000MPN /100mL 以　下
B	・水道３級（前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの） ・水産２級（サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産３級の水産生物用）及びＣ以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	25mg/L 以下	1,000CFU /100mL 以　下	5,000MPN /100mL 以　下
C	・水産3級（コイ、フナ等、β－中腐水性水域の水産生物用） ・工業用水１級（沈殿等による通常の浄水操作を行うもの）及びＤ以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	5mg/L 以上	50mg/L 以下	－	－
D	・工業用水2級（薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの） ・農業用水及びＥの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	100mg/L 以下	－	－
E	・工業用水3級（特殊の浄水操作を行うもの） ・環境保全（日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度）	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	2mg/L 以上	ごみ等の浮遊が認められないこと	－	－

（注）1　基準値は日間平均値とする。

2　BOD の年間評価は 75%水質値で評価する。

3　大腸菌数の年間評価は 90%水質値で評価する。（湖沼、海域もこれに準ずる）

項目／類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

(注)　基準値は年間平均値とする。

②湖　沼(天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が４日間以上である人工湖)

項目／類型	利用目的の適応性	基準値					
		水素イオン濃度(pH)	化学的酸素要求量(COD)	溶存酸素量(DO)	浮遊物質量(SS)	大腸菌数	大腸菌群数
AA	・水道１級（ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの） ・水産１級（ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産２級及び水産３級の水産生物用） ・自然環境保全（自然探勝等の環境保全）及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1mg/L 以下	20CFU /100mL 以　下	50MPN /100mL 以　下
A	・水道2、3級（沈殿ろ過等による　通常の浄水操作または前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの） ・水産２級（サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用水産３級の水産生物用） ・水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	7.5mg/L 以上	5mg/L 以下	300CFU /100mL 以　下	1,000MPN /100mL 以　下
B	・水産3級（コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用） ・農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	5mg/L 以上	15mg/L 以下	－	－
C	・工業用水2級（薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの） ・環境保全（日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度）	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	ごみ等の浮遊が認められないこと	－	－

（注）1　基準値は日間平均値とする。

2　水産１級、水産２級及び水産３級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

3　大腸菌数の年間評価は90%水質値で評価する。

項目／類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全リン
Ⅰ	・自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L 以下	0.005mg/L 以下
Ⅱ	・水道 1,2,3 級（特殊なものを除く） ・水産 1 種（サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産２種及び水産３種の水産生物用） ・水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L 以下	0.01mg/L 以下
Ⅲ	・水道３級（特殊なもの）及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L 以下	0.03mg/L 以下
Ⅳ	・水産２種（ワカサギ等の水産生物用及び水産３種の水産生物用）及びⅤの欄に掲げるもの	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
Ⅴ	・水産3種（コイ、フナ等の水産生物用） ・工業用水 ・農業用水 ・環境保全	1mg/L 以下	0.1mg/L 以下

（注）1　基準値は年間平均値とする。

2　農業用水については、全リンの項目の基準値は適用しない。

項目／類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物Ａ	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特Ａ	生物Ａの水域のうち、生物Ａの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物Ｂ	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特Ｂ	生物Ａ又は生物Ｂの水域のうち、生物Ｂの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

（注）基準値は年間平均値とする。

③海　域

類型＼項目	利用目的の適応性	基準値 水素イオン濃度(pH)	化学的酸素要求量(COD)	溶存酸素量(DO)	大腸菌数	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出物等(油分等)
A	・水産１級（マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産２級の水産生物用） ・水浴 ・自然環境保全（自然探勝等の環境保全）及びＢ以下の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU /100mL 以下	1,000MPN /100mL 以下	検出されないこと
B	・水産２級（ボラ、ノリ等の水産生物用） ・工業用水及びＣの欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	－	－	検出されないこと
C	・環境保全（沿岸の遊歩等含む日常生活において、不快感を生じない限度）	7.0以上 8.3以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	－	－	－

類型＼項目	利用目的の適応性	基準値 全窒素	全リン
Ⅰ	・自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの（水産２種及び３種除く）	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下
Ⅱ	・水産１種（底生魚介類を含め、多様な水産生物がバランスよく、かつ、安定して漁獲される） ・水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの（水産２種及び３種除く）	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下
Ⅲ	・水産２種（一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される）及びⅣの欄に掲げるもの（水産３種除く）	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
Ⅳ	・水産3種（汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される） ・工業用水 ・生物生息環境保全（年間を通して底生生物が生息できる程度）	1mg/L 以下	0.09mg/L 以下

（注）1　基準値は年間平均値とする。

2　水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずる恐れがある海域について行う。

3　大腸菌数の年間評価は 90%水質値で評価する。

項目／類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	00.001mg/L 以下	00.01mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下

3　土壌の汚染に係る環境基準

平成 03 年 8 月 23 日環境庁告示第 46 号

改正　令和　2 年 4 月　2 日環境省告示第 44 号

項目	基準値	項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下 米 0.4mg/kg 以下	銅	土壌 125mg/kg 未満	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
		ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	四塩化炭素	0.002mg/L 以下	シマジン	0.003mg/L 以下
有機リン	検出されないこと	塩化ビニルモノマー	0.002mg/L 以下	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ベンゼン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
ひ素	0.01mg/L 以下 土壌 15mg/kg 未満	1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
		1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下		
PCB	検出されないこと	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下		

（注）1　1mg/L は、検液中の濃度（mg/kg は、農用地での米・土壌の濃度）。

2　カドミウム、鉛、六価クロム、ひ素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1 L につき、0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1 L につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。

3　「検出されないこと」とは、検液を定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

4　有機リンとは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。

5　1.2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格 K 0125 の 5.1,5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と日本産業規格 K 0125 の 5.1,5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

4　地下水の水質汚濁に係る環境基準

平成 9 年 3 月 13 日環境庁告示第 10 号
改正　令和 2 年 3 月 30 日環境省告示第 35 号
改正　令和 3 年 10 月 7 日環境省告示第 63 号

項　目	基　準　値	項　目	基　準　値	項　目	基　準　値
カドミウム	0.003mg/L 以下	クロロエチレン	0.002mg/L 以下	シマジン	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ベンゼン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下	1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
ひ素	0.01mg/L 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
PCB	検出されないこと	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下		
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下		

（注）1　基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る環境基準については、最高値とする。
2　「検出されないこと」とは、指定された測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3　硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259、亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。
4　1,2-ジクロロエチレンの濃度は、シス体の濃度とトランス体の濃度の和とする。

5　ダイオキシン類に係る環境基準

平成 11 年 12 月 27 日環境庁告示第 68 号
改正　平成 21 年 03 月 31 日環境省告示第 11 号

媒　体	基　準　値	備　考
大　気	0.6pg-TEQ/m^3 以下	工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない
水質（水底の底質を除く）	1pg-TEQ/L 以下	公共用水域及び地下水について適用する
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下	公共用水域の底質について適用する
土　壌	1,000pg-TEQ/g 以下	廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない

（注）1　基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値(TEQ)とする。
2　大気及び水質（水質の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。
3　土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

6　騒音に係る環境基準

生活環境の保全及び人の健康に関する環境基準は、地域の類型及び時間の区分ごとに次に掲げるとおりである。

平成 10 年 9 月 30 日環境庁告示第 64 号
改正　平成 24 年 3 月 30 日環境省告示第 54 号

地域の類型	基　準　値	
	昼　間	夜　間
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

（注）1　時間の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。

2　AA を当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。

3　A を当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。

4　B を当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。

5　C を当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という。）については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地　域　の　区　分	基　準　値	
	昼　間	夜　間
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

（注）車線とは、1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に接近する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基　準　値	
昼　間	夜　間
70 デシベル以下	65 デシベル以下

（注）個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。

7　航空機騒音に係る環境基準

生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持することが望ましい航空機騒音に係る環境基準は、次のとおりとする。

昭和 48 年 12 月 27 日環境庁告示第 154 号 改正
平成 19 年 12 月 17 日環境省告示第 114 号

地域の類型	基　準　値
Ⅰ	57 デシベル以下
Ⅱ	62 デシベル以下

（注）1　平成 25 年度から航空機騒音に係る環境基準評価方法が、うるささ指数（WECPNL）から時間帯補正等価騒音レベル（Lden）に変更となった。

2　Ⅰをあてはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし、Ⅱをあてはめる地域はⅠ以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

【参考２】指針値・要請限度

１　大気汚染に係る指針値

(環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値：指針値)

平成 15 年 9 月 30 日環境省通知

改正　令 和 2年 8 月 20 日環境省通知

項　目	指　針　値
アクリロニトリル	１年平均値が２μg/ m^3 以下であること。
塩化ビニルモノマー	１年平均値が 10μg/ m^3 以下であること。
水　　銀	１年平均値が 40ngHg/ m^3 以下であること。
ニッケル化合物	１年平均値が 25ngNi/ m^3 以下であること。
クロロホルム	１年平均値が 18μg/ m^3 以下であること。
１,２-ジクロロエタン	１年平均値が 1.6μg/ m^3 以下であること。
１，３-ブタジエン	１年平均値が 2.5μg/ m^3 以下であること。
ひ素及びその化合物	１年平均値が 6ng/ m^3 以下であること。
マンガン及びその化合物	１年平均値が 140ngMn/ m^3 以下であること。
塩　化　メ　チ　ル	１年平均値が 94μｇ/ m^3 以下であること。
アセトアルデヒド	１年平均値が 120μｇ/ m^3 以下であること。

（注）指針値とは、有害性評価にかかるデータの科学的信頼性において制約がある場合も含めて検討された、環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値であり、現に行われている大気モニタリングの評価に当たっての指針や事業者による排出抑制努力の指標としての機能を果たすことが期待されるものである。

2　水質汚濁に係る要監視項目及び指針値

人の健康の保護に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等からみて、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努める物質。

平成 05 年 04 月 28 日環境庁通知
改正　令和 02 年 05 月 28 日環境省通知

項　目	公共用水域 指　針　値	地下水指針値	項　目	公共用水域 指　針　値	地下水指針値
クロロホルム	0.06mg/L 以下	0.06mg/L 以下	イプロベンホス	0.008mg/L 以下	0.008mg/L 以下
ﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.04mg/L 以下	—	ｸﾛﾙﾆﾄﾛﾌｪﾝ	—	—
1，2-ジクロロプロパン	0.06mg/L 以下	0.06mg/L 以下	トルエン	0.6mg/L 以下	0.6mg/L 以下
p-ジクロロベンゼン	0.2mg/L 以下	0.2mg/L 以下	キシレン	0.4mg/L 以下	0.4mg/L 以下
イソキサチオン	0.008mg/L 以下	0.008mg/L 以下	ﾌﾀﾙ酸ｼﾞｴﾁﾙﾍｷｼﾙ	0.06mg/L 以下	0.06mg/L 以下
ダイアジノン	0.005mg/L 以下	0.005mg/L 以下	ニッケル	—	—
フェニトロチオン	0.003mg/L 以下	0.003mg/L 以下	モリブデン	0.07mg/L 以下	0.07mg/L 以下
イソプロチオラン	0.04mg/L 以下	0.04mg/L 以下	アンチモン	0.02mg/L 以下	0.02mg/L 以下
オキシン銅	0.04mg/L 以下	0.04mg/L 以下	塩化ビニルモノマー	0.002mg/L 以下	—
クロロタロニル	0.05mg/L 以下	0.05mg/L 以下	エピクロロヒドリン	0.0004mg/L 以下	0.0004mg/L 以下
プロピザミド	0.008mg/L 以下	0.008mg/L 以下	全マンガン	0.2mg/L 以下	0.2mg/L 以下
EPN	0.006mg/L 以下	0.006mg/L 以下	ウラン	0.002mg/L 以下	0.002mg/L 以下
ジクロルボス	0.008mg/L 以下	0.008mg/L 以下	ペルフルオロオクタンスルホン酸及びペルフルオロオクタン酸	0.00005mg/L 以下（暫定）※	0.00005mg/L 以下（暫定）※
フェノブカルブ	0.03mg/L 以下	0.03mg/L 以下			

※ペルフルオロオクタンスルホン酸及びペルフルオロオクタン酸の指針値については、この二つの合計値とする。

3　自動車騒音に係る要請限度

平成 12 年 3 月 2 日総理府令第 15 号

区 域 区 分	時 間 の 区 分	
	昼間（6～22 時）	夜間（22～6 時）
a 区域及びｂ区域のうち１車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
a 区域のうち２車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
b 区域のうち２車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

（注）上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域（2 車線以下の車線を有する道路の場合は、道路の敷地境界から 15m、2 車線を越える車線を有する道路の場合は、道路の敷地の境界線から 20mまでの範囲をいう。）に係る限度は、上表にかかわらず、昼間において 75 デシベル、夜間においては 70 デシベルとする。

a 区域：騒音規制法に基づく第 1 種区域・第 2 種区域
（第 2 種区域にあっては、都市計画法による第 1 種・第 2 種低層住居専用地域、第 1 種・第 2 種中高層住居専用地域に限る）

b 区域：騒音規制法に基づく第 2 種区域（A 区域を除く）

c 区域：騒音規制法に基づく第 3 種区域・第 4 種区域（両区域とも工業専用地域を除く）

4　道路交通振動に係る要請限度

昭和 63 年北海道告示第 317 号

区域の区分	時 間 の 区 分	
	昼間（8～19 時）	夜間（19～8 時）
第 1 種区域	65 デシベル	60 デシベル
第 2 種区域	70 デシベル	65 デシベル

（注）　第 1 種区域：　昭和 63 年北海道告示第 317 号（振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動及び特定建設作業に伴って発生する振動を規制する地域の指定。以下「指定告示」という。）により指定された第 1 種区域とする。

第 2 種区域：　指定告示により指定された第 2 種区域とする。

【参考３】悪臭物質と規制基準

1　臭気強度に対応する特定悪臭物質濃度

（単位:ppm）

臭気強度 / 臭気の強さ / 特定悪臭物質	1 やっと感知できるにおい	2 何のにおいであるかがわかる弱いにおい	2.5	3 楽に感知できるにおい	3.5	4 強いにおい	5 強烈なにおい
アンモニア	0.1	0.6	1	2	5	10	40
メチルメルカプタン	0.0001	0.0007	0.002	0.004	0.01	0.03	0.2
硫化水素	0.0005	0.006	0.02	0.06	0.2	0.7	8
硫化メチル	0.0001	0.002	0.01	0.05	0.2	0.8	20
二硫化メチル	0.0003	0.003	0.009	0.03	0.1	0.3	3
トリメチルアミン	0.0001	0.001	0.005	0.02	0.07	0.2	3
アセトアルデヒド	0.002	0.01	0.05	0.1	0.5	1	10
プロピオンアルデヒド	0.002	0.02	0.05	0.1	0.5	1	10
ノルマルブチルアルデヒド	0.0003	0.003	0.009	0.03	0.08	0.3	2
イソブチルアルデヒド	0.0009	0.008	0.02	0.07	0.2	0.6	5
ノルマルバレルアルデヒド	0.0007	0.004	0.009	0.02	0.05	0.1	0.6
イソバレルアルデヒド	0.0002	0.001	0.003	0.006	0.01	0.03	0.2
イソブタノール	0.01	0.2	0.9	4	20	70	1,000
酢酸エチル	0.3	1	3	7	20	40	200
メチルイソブチルケトン	0.2	0.7	1	3	6	10	50
トルエン	0.9	5	10	30	60	100	700
スチレン	0.03	0.2	0.4	0.8	2	4	20
キシレン	0.1	0.5	1	2	5	10	50
プロピオン酸	0.002	0.01	0.03	0.07	0.2	0.4	2
ノルマル酪酸	0.00007	0.0004	0.001	0.002	0.006	0.02	0.09
ノルマル吉草酸	0.0001	0.0005	0.0009	0.002	0.004	0.008	0.04
イソ吉草酸	0.00005	0.0004	0.001	0.004	0.01	0.03	0.3

(注)　太線内は法の規制基準の範囲、臭気強度 2.5 は本市の規制基準を示している。

2　北海道の官能試験法による悪臭対策指導要綱による規制

北海道では、事業場から発生する悪臭により周辺の生活環境が損なわれている際の行政指導の効果的な推進を図るため、昭和 59（1984）年に「北海道の官能試験法による悪臭対策指導要綱」を制定した。

この要綱では、官能試験法（悪臭の程度を人の嗅覚により判定する試験法）により求められる臭気指数を指導基準値としており、本市における指導基準値は下表に示すとおりとなっている。

■要綱に基づく指導基準値

区　分	指導基準値（臭気指数）
敷 地 境 界	10
気体排出口	30

(注)　気体排出口とは、大気中に悪臭を排出している煙突、換気口等の排出口をいう。

【参考４】法・条例による届出状況

１　大気関係

（１）ばい煙及び粉じん発生施設届出数

（令和５（2023）年３月31日現在）

区分 / 施設名		電気事業法等に基づく届出			大気汚染防止法に基づく届出			北海道公害防止条例に基づく届出	苫小牧市公害防止条例に基づく届出
		工場	事業場	計	工場	事業場	計		
ばい煙発生施設	ボイラー	19		19	211	242	453		102
	ガス発生炉				2		2		
	焙焼炉				1		1		
	金属溶解炉				26		26		
	金属加熱炉				60		60		
	石油加熱炉				15		15		
	触媒再生炉				1		1		
	硫黄回収用燃焼炉				2		2		
	焼成炉				3		3		
	乾燥炉				26		26		
	電気炉				1		1		
	廃棄物焼却炉				0	9	9		
	塩素反応施設				6		6		
	鉛溶解炉				2		2		
	ガスタービン	1	9	10	3		3		
	ディーゼル機関	12	33	45	8	7	15		
	ガス機関		7	7					
	アンモニア肥料の製造用合成施設							1	
粉じん発生施設	堆積場				35	9	44	14	
	ベルトコンベア・バケットコンベア				31	11	42	272	
	破砕機・摩砕機				16	1	17	25	
	ふるい				4		4	17	
	分級機							8	
	セメントサイロ・ホッパー							4	
	削片板製造施設・チッパー							17	
計		32	49	81	453	279	732	358	102

※令和４年10月１日付大気汚染防止法施行規則及び苫小牧市公害防止条例施行規則の改正により届出対象規模要件に変更があったボイラーについては、届出対象外となった分、数が減少しています。

（２）ばい煙及び粉じん発生施設届出工場・事業場数

（令和５（2023）年３月31日現在）

電気事業法等に基づく届出		大気汚染防止法に基づく届出		北海道公害防止条例に基づく届出	苫小牧市公害防止条例に基づく届出
工場	事業場	工場	事業場		
10	37	95	143	42	87

２　水質関係

水質汚濁防止法届出状況

（令和５（2023）年３月31日現在）

業種別	排水量50m³/日		特定事業場数	特定施設数	排水量千m³/日
	以上	未満			
畜産農場	1	2	3	21	0.1
食料品製造業	2	2	4	13	0.0
木材・木製品製造業	1		1	1	0.4
紙・パルプ又は紙化工品製造業	3		3	155	614.8
無機化学工業製品製造業	1	1	2	6	7.2
発酵工業	1		1	10	7.0
有機化学工業製品製造業	3		3	11	2.0
石油精製業	1		1	8	440.0
ガラス又はガラス製品製造業		1	1	3	0.0
セメント・セメント製品製造業		8	8	20	0.0
砂利採取業		3	3	7	0.0
鉄鋼業		1	1	2	0.0
非鉄金属製造業	1		1	1	4.7
金属製品製造業	2	1	3	19	8.5
自動車・自動車付属品製造業	6	2	8	530	3.8
上水道施設	2		2	30	1.8
下水道施設	3		3	91	66.2
娯楽施設	1		1	2	0.4
医療機関	1		1	60	0.2
一般廃棄物処理施設	1		1	1	0.7
産業廃棄物処理施設	2		2	20	13.0
有害物質使用・貯蔵施設		15	15	35	0.0
計	32	36	68	1,046	1,170.8

3　騒音・振動関係

（1）騒音・振動発生施設の届出状況

（令和 5（2023）年 3 月 31 日現在）

特定施設の種類	騒音規制法に基づく届出施設数	道条例に基づく届出施設数(騒音)	振動規制法に基づく届出施設数	道条例に基づく届出施設数(振動)
金属加工機械	59	212	53	191
空気圧縮機及び送風機	939	1,463	－	－
土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機	27	37	29	46
織機	0	－	0	0
建設用資材製造機械	21	15	－	0
穀物用製粉機	0	26	－	－
木材加工機械	119	99	8	8
抄紙機	14	7	－	－
印刷機械	30	2	8	2
合成樹脂用射出成形機	0	0	0	0
鋳型造型機	1	0	1	0
圧縮機	－	－	294	506
遠心分離機	－	－	－	14
コンクリート製品製造機械	－	－	0	15
ゴム錬用又は合成樹脂錬用のロール機	－	－	0	0
計	1,210	1,861	393	782
工場・事業場の数	161	139	104	133

(注)「－」は、届出対象外であることを表す。

（２）騒音・振動発生施設の届出状況

（令和５（2023）年３月31日現在）

特定施設の種類	苫小牧市公害防止条例に基づく届出数
ディーゼルエンジン、ガソリンエンジン	1
ディーゼル発電機	1
冷凍機	334
丸のこ盤・帯のこ盤	23
かんな盤	18
グラインダー	29
せん断機	13
機械プレス	7
送風機	349
コンプレッサー	370
計	1,145
工場・事業場の数	155

（３）特定建設作業の届出作業状況

(令和４年度(2022年度))

騒音規制法に基づく届出作業	件数	振動規制法に基づく届出作業	件数
くい打機を使用する作業	1	くい打機を使用する作業	2
びょう打機を使用する作業	0	鋼球を使用して建物等を破壊する作業	0
さく岩機を使用する作業	23	舗装版破砕機を使用する作業	0
空気圧縮機を使用する作業	1	ブレーカーを使用する作業	19
コンクリートプラント等を設けて行う作業	0		
バックホウを使用する作業	0		
トラクターショベルを使用する作業	0		
ブルドーザーを使用する作業	0		
計	25	計	21

4　悪臭関係

北海道公害防止条例の届出状況

(令和 5（2023）年 3 月 31 日現在)

施設名	施設数
飼料又は肥料製造用施設	10
紙・パルプ又は紙加工品製造用施設	43
ゴム製品製造用熱処理施設及び焼却施設	9
計	62
工場・事業場の数	8

5　ダイオキシン類関係

ダイオキシン類対策特別措置法の届出状況

(令和 5（2023）年 3 月 31 日現在)

届出種別	特定施設の種類	事業所数	施設数
大気施設	製鋼用電気炉	1	1
	アルミニウム合金製造施設	5	14
	廃棄物焼却炉	7	10
	計	13	25
汚水施設	クラフトパルプ等製造用塩素系漂白施設	2	5
	カーバイド法アセチレン製造用アセチレン洗浄施設	2	2
	廃棄物処理、清掃に関する法律施行令施設	1	1
	廃棄物焼却炉の排ガス洗浄施設、湿式集じん施設等	2	16
	計	6 ※	24

※ 同一事業所（重複分）を除く。

【参考５】公害防止協定

1　締結状況(35 社と締結)

(令和 5（2023）年 3 月 31 日現在)

事 業 者 名	協定の種別			協定締結年月	締結事業者の業種
	７者	３者	２者		
北海道電力㈱苫東厚真発電所	○			昭和 52 年 09 月（1977 年）	電力
北海道石油共同備蓄㈱北海道事業所	○			昭和 55 年 04 月（1980 年）	原油備蓄
㈱石油天然ガス･金属鉱物資源機構	○			昭和 56 年 10 月（1981 年）	原油備蓄
いすゞエンジン製造北海道㈱	○			昭和 57 年 06 月（1982 年）	自動車用エンジン製造
苫東コールセンター㈱浜厚真事業所	○			昭和 58 年 07 月（1983 年）	石炭取扱い
㈱サニックスエナジー苫小牧発電所	○			平成 13 年 04 月（2001 年）	電力
アイシン北海道㈱	○			平成 18 年 07 月（2006 年）	自動車用部品製造
㈱北海道ダイキアルミ苫小牧工場	○			平成 19 年 09 月（2007 年）	アルミニウム二次地金製造
合同酒精㈱苫小牧工場	○			平成 20 年 03 月（2008 年）	アルコール製造
㈱ダイナックス苫小牧地区工場	○			平成 29 年 04 月（2017 年）	自動車・船舶等部品製造
苫東バイオマス発電合同会社	○			令和４年　7月（2022 年）	電力
北海道パワーエンジニアリング㈱苫小牧共同火力発電所		○		昭和 51 年 03 月（1976 年）	電力
北海道電力㈱苫小牧発電所		○		昭和 51 年 03 月（1976 年）	電力
王子製紙㈱苫小牧工場		○		昭和 51 年 03 月（1976 年）	紙・パルプ製造
日本製紙㈱白老工場勇払		○		昭和 51 年 03 月（1976 年）	紙・パルプ・セルロースパウダー製造
出光興産㈱北海道製油所		○		昭和 51 年 03 月（1976 年）	石油精製
JX 金属苫小牧ケミカル㈱苫小牧工場		○		昭和 51 年 03 月（1976 年）	産業廃棄物処理
清水鋼鐵㈱苫小牧製鋼所		○		昭和 51 年 03 月（1976 年）	鋼材等製造
			○	平成 21 年 06 月（2009 年）	
北海道曹達㈱苫小牧工場		○		昭和 51 年 03 月（1976 年）	液体苛性ソーダ等製造

事 業 者 名	協定の種別			協定締結年月	締結事業者の業種
	7者	3者	2者		
㈱イワクラ苫小牧臨海工場		○		昭和63年07月（1988年）	パーティクルボード製造
			○	昭和55年11月（1980年）	
トヨタ自動車北海道㈱		○		平成03年05月（1991年）	自動車用部品製造
王子ネピア㈱苫小牧工場		○		平成06年05月（1944年）	紙製造
石油資源開発㈱LNGプラント		○		平成19年07月（2007年）	液化天然ガス製造
㈱鈴木商会 EZOECO事業本部 MUCアルミリファイン		○		平成20年05月（2008年）	アルミニウム二次地金製造
豊通スメルティングテクノロジー㈱		○		平成20年07月（2008年）	溶融アルミニウム製造
苫小牧バイオマス発電㈱		○		平成27年01月（2015年）	電力
勇払エネルギーセンター合同会社		○		令和元年10月（2019年）	電力
北海道石灰化工㈱苫小牧工場			○	昭和53年01月（1978年）	生石灰・消石灰製造
岩倉化学工業㈱			○	昭和56年05月（1981年）	ホルマリン・接着剤製造
大成産業㈱苫小牧工場			○	昭和57年07月（1982年）	木材加工品製造
㈱トマウェーブ苫小牧工場			○	平成09年04月（1997年）	肥料製造・廃棄物処理
DIC北日本ポリマ㈱北海道工場			○	平成10年09月（1998年）	合成樹脂製造
日本軽金属㈱苫小牧製造所			○	平成14年04月（2002年）	アルミニウム製品製造
新酸素化学㈱苫小牧工場			○	平成15年06月（2003年）	過酸化水素水製造
光生アルミ北海道㈱			○	平成20年12月（2008年）	アルミニウム製品製造

2　協定値

（1）７者協定 (事業者と北海道・苫小牧市・千歳市・安平町・厚真町・むかわ町が締結)

① 大気に係る協定値

(令和 5（2023）年 3 月 31 日現在)

事業者名		硫黄酸化物 (m^3N/h)	窒素酸化物 (m^3N/h)	ばいじん (kg/h)	塩化水素 (kg/h)	ダイオキシン類 (ng-TEQ/m^3N)
北海道電力㈱ 苫東厚真発電所	1 号機	152	184	39	－	－
	2 号機	251	318	94	－	－
	4 号機	103	106	22	－	－
いすゞエンジン製造北海道㈱		－	3.2	1.0	－	－
㈱サニックスエナジー 苫小牧発電所	1 号機	9.0	38.3	7.65	79.5	0.1
	2 号機	9.0	38.3	7.65	79.5	0.1
アイシン北海道㈱		－	10.3	5.5	－	－
㈱北海道ダイキ アルミ苫小牧工場	溶 解 炉	0.27	0.14	0.18	－	0.9
	回 転 炉	0.43	0.18	1.00	－	0.9
	5t 溶解炉	0.36	0.15	0.12	－	0.9
合同酒精㈱苫小牧工場		3.87	1.90	0.72	－	－
苫東バイオマス発電合同会社		22.4	36.2	40.3	－	－

(注)　大気協定値で示す「m^3N」は、温度が 0℃であって、圧力が 1 気圧の状況における量に換算した量。

② 水質に係る協定値

(令和 5（2023）年 3 月 31 日現在)

事業者名	排水量 (m^3/日)	pH	BOD (mg/L)		COD (mg/L)		SS (mg/L)		n-ヘキサン抽出物質 (mg/L)	
			最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均
北海道電力㈱ 苫東厚真発電所	4,100 (1,2,4 号機合計)	6.0～ 8.0	―	―	17	―	17	―	1	―
北海道石油共同備蓄㈱北海道事業所	―	―	―	―	20	15	20	15	2	1
(独)石油天然ガス金属鉱物資源機構	―	―	―	―	20	15	20	15	2	1
いすゞエンジン製造北海道㈱	300～600 m^3/日	6.0～ 8.0	25	20	25	20	25	20	5	4
	300m^3/日 以下	6.0～ 8.0	60	50	60	50	60	50	5	4
苫東ｺｰﾙｾﾝﾀｰ㈱ 浜厚真事業所	―	6.0～ 8.0	―	―	20	―	30	―	―	―
㈱ｻﾆｯｸｽｴﾅｼﾞｰ 苫小牧発電所	254	5.8～ 8.6	―	―	30	―	25	―	1	―
アイシン北海道㈱	500	5.8～ 8.6	25	20	25	20	25	20	3	2
合同酒精㈱ 苫小牧工場	9,573	5.0～ 9.0	―	―	20	―	30	―	10(植物) 3(鉱物)	―

事業者名	排水量 (m^3/日)	pH	BOD (mg/L)		SS (mg/L)		n-ヘキサン抽出物質 (mg/L)		大腸菌群数 (個/cm^3)	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸及び硝酸化合物 (mg/L)
			最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均		
㈱ダイナックス 苫小牧地区工場	4,000	5.8～ 8.6	80	70	80	70	5	―	3,000	10

（２）３者協定 (事業者と北海道・苫小牧市が締結)

① 大気に係る協定値

(令和５（2023）年３月31日現在)

事業者名		硫黄酸化物 (m^3N/h)	窒素酸化物 (m^3N/h)	ばいじん (kg/h)	塩化水素 (kg/h)	ダイオキシン類 (ng-TEQ/m^3N)
北海道パワーエンジニアリング㈱苫小牧共同火力発電所	年平均排出量	290	88	11	—	—
	日平均排出量	415	125	15	—	—
北海道電力㈱苫小牧発電所	年平均排出量	170	110	10	—	—
	日平均排出量	215	138	13	—	—
王子製紙㈱苫小牧工場	年平均排出量	420	270	90	—	—
	日平均排出量	470	300	100	—	—
	１号スラッジボイラー	—	—	—	17	1.0
	６号ボイラー	—	—	—	330	0.1
出光興産㈱北海道製油所	年平均排出量	306	160	45	—	—
	日平均排出量	340	167	50	—	—
JX金属苫小牧ケミカル㈱苫小牧工場	年平均排出量	2.0	7.0	2.0	—	—
	日平均排出量	3.0	8.0	3.0	—	—
清水鋼鐵㈱苫小牧製鋼所	年平均排出量	1.7	1.3	2.0	—	—
	日平均排出量	2.0	1.5	2.5	—	—
北海道曹達㈱苫小牧工場	年平均排出量	1.61	4.85	1.94	—	—
	日平均排出量	1.62	4.96	1.96	—	—
	３号ボイラー	—	—	—	3.34	5

事業者名			硫黄酸化物 (m^3N/h)	窒素酸化物 (m^3N/h)	ばいじん (kg/h)	塩化水素 (kg/h)	ダイオキシン類 (ng-TEQ/m^3N)
㈱イワクラ 苫小牧臨海工場	年平均排出量		1.2	5.2	7.8	—	—
	日平均排出量		1.7	8.1	13.0	—	—
トヨタ自動車北海道㈱	年平均排出量		15.3	22.7	19.7	—	—
	日平均排出量		25.1	29.7	28.5	—	—
王子ネピア㈱苫小牧工場	年平均排出量		—	7.1	2.4	—	—
	日平均排出量		—	7.1	2.4	—	—
石油資源開発㈱ LNG プラント	年平均排出量		—	8.92	—	—	—
	日平均排出量		—	9.32	—	—	—
㈱鈴木商会 EZOECO 事業本部 MUC アルミリファイン	年平均排出量		1.42	1.46	6.26	—	—
	日平均排出量	反 射 炉	0.65	0.69	2.58	—	0.90
		3t 回転炉	0.35	0.34	2.04	—	0.90
		5t 回転炉	0.42	0.43	1.64	—	0.90
豊通スメルティング テクノロジー㈱ 北海道工場	年平均排出量		—	0.90	2.5	—	—
	日平均排出量	№1 溶解保持炉	—	0.29	0.12	—	0.90
		№2 溶解保持炉	—	0.29	0.12	—	0.90
		№3 溶解保持炉	—	0.29	0.12	—	0.90
		集 塵 機	—	—	2.1	—	0.90
苫小牧バイオマス発電㈱	年平均排出量		—	6.6	7.5	—	—
	日平均排出量		—	7.1	8.2	—	—
勇払エネルギーセンター 合同会社	年平均排出量		—	68.0	46.0	—	—
	日平均排出量		—	85.0	51.0	—	—

② 水質に係る協定値

(令和 5（2023）年 3 月 31 日現在)

事業者名	排水量（千 m^3/日）	pH	COD (mg/L)			SS (mg/L)		n-ヘキサン抽出物質 (mg/L)
			最大	日間平均	汚泥負荷量（kg/日）	最大	日間平均	最大
北海道パワーエンジニアリング㈱	港 内 1.9 太平洋 1.0	5.0~9.0 5.0~9.0	20 20	10 17	19 .17	20 20	15 17	5 5
王子製紙㈱苫小牧工場	434	5.0~9.0	160	120	52,080	90	70	―
日本製紙㈱白老工場勇払	118.0	5.0~9.0	160	100	11,800	90	60	―
出光興産㈱北海道製油所	602.5	5.0~9.0	10	8	4,820	20	12	5
JX 金属苫小牧ケミカル㈱	4	5.0~9.0	30	22	90	25	18	1.2
北海道曹達㈱苫小牧工場	7.23	5.0~9.0	7	5	37	17	10	5
トヨタ自動車北海道㈱	3	6.0~8.0	25	20	60	25	20	4
王子ネピア㈱苫小牧工場	18	5.0~9.0	160	120	2,160	70	50	―

（３）２者協定 (事業者と苫小牧市が締結)

① 大気に係る協定値

(令和５（2023）年３月 31 日現在)

事業者名			硫黄酸化物	窒素酸化物	ばいじん	ダイオキシン類 (ng-TEQ/m³N)
北海道石灰化工㈱ 苫小牧工場	年間排出量		－	7,930 Nm³/年	3,500 kg/年	－
	１時間値	メルツ炉	－	1.67 Nm³/時	4.39 kg/時	－
		コ マ 炉	－	0.27 Nm³/時	0.50 kg/時	－
大成産業㈱	年間排出量		－	1,600 Nm³/年	12,500 kg/年	－
苫小牧工場	１ 時 間 値		－	2.04 Nm³/時	2.91 kg/時	－
㈱トマウェーブ	年間排出量		10,005 Nm³/年	6,641Nm³/年	8,516 kg/年	－
苫小牧工場	１ 時 間 値		3.51 Nm³/時	2.11 Nm³/時	2.70 kg/時	－
新酸素化学㈱	年間排出量		－	10,400 Nm³/年	－	－
苫小牧工場	１ 時 間 値		－	1.28 Nm³/時	－	－
光生アルミ 北海道㈱	年間排出量		－	2,580 Nm³/年	7,570 kg/年	－
	１時間値	2t 溶解炉	－	0.40 Nm³/時	1.19 kg/時	0.90
		1t 溶解炉	－	0.31 Nm³/時	0.56 kg/時	0.90

② 水質に係る協定値

(令和 5（2023）年 3 月 31 日現在)

事 業 者 名	排水量 (m^3/日)	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	n-ヘキサン抽出物質 (mg/L)	フェノール類 (mg/L)	大腸菌群数 (個/cm^3)
㈱イワクラ 苫小牧臨海工場	354	5.0～9.0	－	10	05	－	－	350
岩倉化学工業㈱	1,072	5.0～9.0	－	5	5	5	－	3,000
DIC 北日本ポリマ㈱ 北海道工場	776	5.0～9.0	－	25	15	5	1	3,000
日本軽金属㈱ 苫小牧製造所	9,000	5.0～9.0	－	20	30	5	－	3,000
清水鋼鐵㈱ 苫小牧製鋼所	380	5.0～9.0	－	20	30	5	－	3,000

【参考６】環境行政年表

年	月	日	内　容	市	道	国
昭和 37 (1962)			総務部庶務課に安全都市推進協議会事務局を設置	○		
昭和 38 (1963)	1		市内５か所で降下はいじん量を測定	○		
	9		市内１０か所で二酸化鉛法による亜硫酸ガスの測定	○		
昭和 42 (1967)	8	3	公害対策基本法公布			○
昭和 43 (1968)	6	10	大気汚染防止法及び騒音規制法公布			○
昭和 44 (1969)	4	1	苫小牧市公害対策審議会条例公布及び施行	○		
	6		苫小牧市公害対策審議会発足	○		
	7		人口１０万人となる	○		
	10		北海道公害防止条例の制定		○	
	12		騒音規制法の地域指定を受ける			○
昭和 45 (1970)	4		公害係が企画部防災課に新設される	○		
	6	1	苫小牧市公害防止施設整備促進要綱の策定	○		
	10		ハマナス・ハスカップの保護対策開始	○		
	12	25	水質汚濁防止法公布			○
	12	25	廃棄物処理法公布			○
昭和 46 (1971)	6	1	悪臭防止法公布			○
	7		機構改革により市民部公害課となる	○		
	10	21	北海道公害防止条例改正(全部)		○	
昭和 47 (1972)	3	1	苫小牧市公害防止条例公布	○		
	3		航空機騒音測定開始	○		
	4	1	苫小牧幌内川に関する水質汚濁環境基準の類型指定告示		○	
	5	30	悪臭防止法施行令、施行規則公布			○
	7		北海道知事より苫小牧市住民に公害監視委員委嘱		○	
昭和 48 (1973)	3		北海道苫小牧公害防止センター設置		○	
	3	15	苫小牧川、苫小牧海域水質汚濁に係る環境基準の類型指定告示		○	
	5		昭和４８年大気汚染健康調査実施	○		
	6		機構改革により環境部が新設され環境保全課、公害課の二課となる	○		
	6		第１回環境週間行事実施	○	○	○
	8		自動車騒音測定開始	○		
	10	5	公害健康被害補償法公布			○
	11		人間環境都市宣言	○		
	12		環境部に自然保護課が新設される	○		
昭和 49 (1974)	4	1	苫小牧地域の騒音に係る環境基準の地域類型指定告示			○
	6	11	苫小牧市自然環境保全条例公布	○		
	6	11	昭和４９年度大気汚染健康調査実施	○		
	7	1	悪臭防止法の地域指定告示			○
	7		苫小牧市自然環境保全審議会発足	○		
	7		苫小牧市地域植生等調査実施	○		
	12		「苫小牧地域公害防止計画」閣議決定			○
昭和 50 (1975)	3	31	航空機騒音に係る環境基準の地域指定告示			○
	4	15	大気汚染防止法による硫黄酸化物の排出規制 K 値＝6.42 に改正			○
	6		昭和５０年度大気汚染健康調査実施	○		
	8		苫小牧市地域将来予測等自然環境調査開始	○		
	9		苫小牧市自然保護監視員委嘱	○		
昭和 51 (1976)	3	1	北海道大気汚染緊急時対策実施要綱に基づく苫小牧市に係る大気汚染緊急時対策実施要領施行		○	

年	月	日	内　容	市	道	国
昭和 51 (1976)	3	10	勇払川旧古川及びトキサタマップ湿原自然環境保全地区指定公示	○		
	3	25	苫小牧地域公害防止計画に基づく公害防止３者協定締結(14 企業)	○	○	
	6	10	振動規制法の制定			○
	6		昭和５１年度大気汚染健康調査実施	○		
	8		苫小牧東港区現地着工	○		
	9		苫小牧市航空機騒音対策協議会設置	○		
	9		苫小牧市自然保護監視員委嘱	○		
	10		改正悪臭防止法施行令施行（二硫化メチル等３物質の規則追加）			○
昭和 52 (1977)	8		樽前ガロー環境調査	○		
	9	13	樽前大沼猟銃禁止区域設定告示		○	
	9	21	北海道電力㈱苫東厚真発電所公害防止７者協定締結	○	○	
昭和 53 (1978)	3	10	錦大沼鳥獣保護区設定告示		○	
	3		振動規制法の地域指定告示			○
	4		苫小牧市自然環境保全基本方針決定	○		
	6		錦大沼公園環境調査	○		
	8		ウトナイ沼南東部環境調査	○		
	10	17	苫小牧市自然環境保全条例技術細目設定告示	○		
	12		白鳥生息実態調査	○		
昭和 54 (1979)	2		公害パトロールカーによる測定開始	○		
	3	18	「苫小牧地域公害防止計画」閣議決定			○
	4	10	樽前ガロー自然環境保全地区指定告示	○		
昭和 55 (1980)	3		航空機騒音常時監視装置設置	○		
	4	1	北海道苫小牧地方環境監視センター設置		○	
	4	1	環境保全課と公害課が統合され公害対策課となる	○		
	4	1	北海道苫小牧公害防止センターの譲与を受け「苫小牧市公害防止センター」となる	○		
	4	1	市内１２か所の大気汚染測定局テレメーターシステムによる常時監視	○		
	4	17	北海道石油共同備蓄㈱公害防止７者協定締結	○	○	
	4		人口１５万人となる	○		
	6		錦大沼公園周辺湖沼群植生等調査	○		
	8		美々川流域底生動物調査	○		
	9	20	沼ノ端拓勇樹林自然環境保全地区指定告示	○		
	10		苫小牧東港に第一船が入港	○		
昭和 56 (1981)	5	22	岩倉化学工業㈱公害防止２者協定締結	○		
	5		将来予測継続調査観測点植生調査	○		
	5		トキサタマップ湿原自然環境保全地区植生調査(第１年次)	○		
	6		樽前地区(樽前大沼周辺)植生等調査	○		
	7	20	別々川、樽前川、覚生川、錦多峰川、小糸魚川、有珠川、安平川、勇払川及び厚真川の水質汚濁に係る環境基準の類型指定を受ける		○	
	7	20	苫小牧海域の水質汚濁に係る環境基準の類型指定告示		○	
	10	1	苫小牧東部石油備蓄㈱公害防止７者協定締結	○	○	
昭和 57 (1982)	3	4	美々川の水質汚濁に係る環境基準の類型指定告示		○	
	3	24	ウトナイ鳥獣保護区特別保護区設定告示(環境庁長官)（期間 1982.3.31～1991.10.31）			○
	3	25	振動規制法指定地域の一部変更			○
	5		原生植物実態調査(樽前、錦岡地区)	○		
	5		トキサタマップ湿原自然環境保全地区植生調査(第２年次)	○		
	5		樽前地区(トキト沼周辺)植生等調査	○		
	6	1	いすゞ自動車㈱北海道工場公害防止７者協定締結	○	○	
	6	7	第１０回環境週間記念植樹会(於 勇払川旧古川自然環境保全地区)	○		
	7	5	大成産業㈱苫小牧工場公害防止２者協定締結	○		

年	月	日	内　　容	市	道	国
昭和 58 (1983)	3	31	騒音規制法及び振動規制法の指定地域の一部変更			○
	7	11	苫東コールセンター㈱浜厚真事業所公害防止７者協定締結	○	○	
	11		環境部と衛生部を統合して環境衛生部、公害対策課と自然保護課自然保護係を統合して環境課とし、「苫小牧市公害防止センター」を「苫小牧市環境監視センター」に改称	○		
昭和 59 (1984)	4	1	大気汚染防止法に基づく政令市の指定を受ける			○
	4	18	ウトナイ沼自然環境調査(第１年次)	○		
	9	21	「苫小牧地域公害防止計画」地域指定除外を閣議決定			○
昭和 60 (1985)	5	10	ウトナイ沼自然環境調査(第２年次)	○		
	9	10	大気汚染防止法施行令及び同法施行規則の一部改正 (小型ボイラーの排出規制の制定)			○
昭和 62 (1987)	2	27	「苫小牧地域公害防止推進計画」の作成 （計画期間:1986～1990 年度）	○	○	
昭和 63 (1988)	2	1	大気汚染防止法施行令及び同法施行規則の一部改正 (ガスタービン・ディーゼル機関の排出規制の制定)			○
	7	15	㈱イワクラ苫小牧臨海工場公害防止３者協定締結	○	○	
平成元 (1989)	1	1	産業廃棄物の処理に係る指導指針策定		○	
	1		パンケナイ川上流部森林調査	○		
	4		ウトナイ沼南東部自然環境調査	○		
平成 2 (1990)	2	1	苫小牧ゴルフ場開発に関する指導要綱の施行	○		
	4		改正悪臭防止法施行令施行(プロピオン酸等４物質の規制追加)			○
	6	15	ウトナイ沼南東部砂丘自然環境保全地区指定告示	○		
	9	23	苫小牧市の鳥「ハクチョウ」制定	○		
平成 3 (1991)	5	1	ゴルフ場の水質保全に関する運用方針作成	○		
	5	20	トヨタ自動車北海道㈱公害防止３者協定締結	○	○	
	10	31	国設ウトナイ湖鳥獣保護特別保護地区指定(更新)告示 (期間:1991.11.1～2011.9.30)			○
	11	1	ウトナイ湖ラムサール条約登録湿地指定告示			○
	12	1	産業廃棄物最終処分場設置に関する指導指針策定	○		
	12	12	ウトナイ湖ラムサール条約湿地に登録	条約常設委員会		
平成 4 (1992)	2	28	「苫小牧地域公害防止推進計画」策定 （計画期間 1991～1995 年度）	○	○	
	4	10	機構改革により環境課が環境監視センターと自然保護課の二課となる	○		
	5		気候変動枠組条約採択	気候変動枠組条約		
	9	4	産業廃棄物の処理に係る指導指針改正		○	
	11	6	第２回ラムサール条約登録湿地関係市町村会議開催 (宮城県若柳町、築館町、迫町)	関係市町村		
	12	22	「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律」に基づく地域指定を受ける(1993.3.1 施行)			○
平成 5 (1993)	5	1	産業廃棄物最終処分場設置に関する指導指針の改正（2000.1.1 廃止）	○		
	7	30	㈱越村アルミ工業所苫小牧工場公害防止２者協定締結	○		
	11	19	環境基本法公布・施行			○
平成 6 (1994)	3		気候変動枠組条約発効	気候変動枠組条約		
	4	1	改正悪臭防止法施行令施行（トルエン等１０物質の規制）			○
	5	19	ホクシー㈱苫小牧工場公害防止３者協定締結	○	○	
平成 7 (1995)	2	21	沼ノ端拓勇樹林地区自然環境保全地区指定告示	○		
	4	1	改正悪臭防止法施行令施行(排出水に含まれる悪臭物質の規制基準の設定方法を定める)			○
	4	11	(1980 年９月指定)沼ノ端拓勇樹林地区自然環境保全地区の指定解除	○		
	5	2	騒音規制法及び振動規制法に基づく規制地域の一部変更			○
	6	30	航空機騒音に係る環境基準のあてはめ地域一部変更			○
	10	18	第３回ラムサール条約登録湿地関係市町村会議開催(北海道浜頓別町)	関係市町村		

年	月	日	内　容	市	道	国
平成 8	4	1	産業廃棄物の処理に係る指導指針改正		○	
(1996)	4	30	騒音規制法及び振動規制法に基づく規制地域の一部変更			○
平成 9	4	15	㈱トマウェーブ苫小牧工場公害防止２者協定締結	○		
(1997)	12	11	京都議定書採択	気候変動枠組条約		
平成 10	3	30	苫小牧市公害防止条例の一部改正(航空機騒音の追加)	○		
(1998)	4	1	行政組織の見直しとともに、保健衛生課衛生係と自然保護課を統合して環境生活課とし、環境監視センターを環境保全課に名称変更	○		
	6	17	産業廃棄物の処理に係る指導指針改正		○	
	9	30	北日本ディック㈱北海道工場公害防止２者協定締結	○		
	10	9	地球温暖化対策推進法公布			○
	10	23	第４回ラムサール条約登録湿地関係市町村会議開催(北海道苫小牧市)	関係市町村		
平成 11	4	1	騒音に係る環境基準の改正			○
(1999)	7	28	苫小牧市環境基本条例公布・施行	○		
	9	21	つた森山林銃猟禁止区域設定告示		○	
	12	22	第１回苫小牧市環境審議会開催(環境基本計画の策定諮問)	○		
平成 12	1	1	産業廃棄物処理施設の設置等に関する指導指針策定	○		
(2000)	3	10	(仮称)苫小牧市環境基本計画を作る会会員募集	○		
	4	1	騒音規制法、騒音規制法施行令、騒音規制法施行規則の一部改正			○
	4	1	騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める命令(要請限度)の改正			○
	6	2	苫小牧市環境を考える市民の会、会員に委嘱状交付	○		
	9	22	弁天沼鉛散弾規制地域設定告示		○	
平成 13	4	1	まちづくり推進会議設置	○		
(2001)	4	1	一般環境大気「美沢・高丘測定局」の廃止	○		
	4	24	㈱サニックス苫小牧発電所公害防止７者協定締結	○	○	
	5	7	別々川・錦多峰川・幌内川の環境基準類型指定の改正告示		○	
	5	29	三市ヒグマ連絡協議会設置	関係市		
	8	1	一般環境大気「糸井測定局」を「自動車排出ガス測定局」に変更	○		
平成 14	4	1	日本軽金属㈱苫小牧製造所公害防止２者協定締結	○		
(2002)	4	2	樽前川、覚生川、小糸井川の環境基準類型指定の改正告示		○	
	4	18	ウトナイ湖「東アジア地域ガンカモ類重要生息地ネットワーク」登録	国際湿地保全連合		
	5		トキサタマップ湿原地区自然環境調査	○		
	6	17	ＩＳＯ14001 認証取得に向け、市長が運用開始を宣言	○		
	7	28	ウトナイ湖野生鳥獣保護センターオープン			○
	12	20	ＩＳＯ14001 認証登録	○		
平成 15	1	27	苫小牧市グリーン購入推進方針制定	○		
(2003)	2	15	土壌汚染対策法の施行			○
	3	24	苫小牧市公共工事環境配慮指針制定	○		
	3	25	苫小牧市役所地球温暖化防止実行計画策定	○		
	3	31	苫小牧市環境基本計画策定	○		
	6	1	新酸素化学㈱苫小牧工場公害防止２者協定締結	○		
	7	1	騒音規制法及び振動規制法に基づく規制地域の一部変更			○
	7	27	環境教育推進法公布			○
平成 16	4	1	苫小牧市環境基本計画推進会議発足	○		
(2004)	10	21	第６回ラムサール条約登録湿地関係市町村会議開催（新潟県新潟市）	関係市町村		
平成 17	2	16	京都議定書発効	気候変動枠組条約		
(2005)	3	29	大気汚染常時監視テレメータシステム更新	○		
	4	28	京都議定書目標達成計画閣議決定			○
	12	20	ＩＳＯ14001 認証登録継続	○		
平成 18	7	5	アイシン北海道㈱公害防止７者協定締結	○	○	
(2006)	11	6	ウトナイ湖「東アジア地域ガンカモ類重要生息地ネットワーク」から、「東アジア・オーストラリアフライウェイパートナーシップ（渡り性水鳥保全連携協力事業）」へ移行	9 ヵ国政府を始め、国際機関等 16 主体		

年	月	日	内　容	市	道	国
平成 19 (2007)	3	26	０５３大作戦実施本部設立総会	○		
	3	28	京都議定書目標達成計画改訂			○
	3	29	苫小牧市廃棄物減量等推進審議会　答申書	○		
	3	30	苫小牧市資源物分別拡大基本計画策定	○		
	7	11	エスケイ産業㈱勇払ＬＮＧ製造所３者協定締結	○	○	
	9	4	㈱北海道ダイキアルミ公害防止７者協定締結及び２者協定解除	○	○	
	12	1	航空機騒音テレメータシステム更新	○		
平成 20 (2008)	3		合同酒精㈱苫小牧工場７者協定締結	○	○	
	3		苫小牧市役所地球温暖化防止実行計画改訂（第二期）	○		
	5	14	「環境にやさしいライフスタイルの確立に向けたレジ袋削減に関する協定」を３社と締結	○		
	5	19	㈱鈴木商会苫小牧工場と公害防止３者協定締結	○	○	
	6	30	「環境にやさしいライフスタイルの確立に向けたレジ袋削減に関する協定」を３社と締結	○		
	7	10	㈱北海道スメルティングテクノロジー苫小牧工場と公害防止３者協定締結	○	○	
	9		苫小牧市公害防止マニュアル作成	○		
	12	12	ＩＳＯ14001 認証登録継続	○		
	12	25	光生アルミ北海道㈱と公害防止２者協定締結	○		
平成 21 (2009)	2		苫小牧市環境基本計画一部改訂	○		
	2		苫小牧市地球温暖化対策地域推進計画策定	○		
	2	20	㈱木の繊維苫小牧工場と公害防止２者協定締結	○		
	3	31	北海道地球温暖化防止対策条例公布		○	
	4	19	ｅｃｏライフ大作戦～０５３ステージ２～キックオフイベント開催	○		
	6	1	清水鋼鐵㈱苫小牧製鋼所と公害防止２者協定締結	○		
平成 22 (2010)	3		苫小牧市一般廃棄物処理基本計画策定	○		
	4	20	「苫小牧 CCS 促進協議会」設立	○		
	8	5	第８回ラムサール条約登録湿地関係市町村会議（滋賀県高島市）	○		
	8	23	㈱ダイナックス苫小牧地区工場と公害防止２者協定締結	○		
	10	31	ＩＳＯ14001 認証登録返上	○		
平成 23 (2011)	3	28	苫小牧市廃棄物減量等推進審議会　答申「家庭ごみの有料化について」	○		
	4		苫小牧市役所エコオフィスプラン策定	○		
	6		「ごみ減量とリサイクル推進に対する基本的な考え方」取りまとめ	○		
	11	7	市内空間放射線量率の測定を開始	○		
	11		家庭ごみ有料化実施計画策定	○		
	11		紙類資源化実施計画策定	○		
	12		ウトナイ湖ラムサール条約登録湿地２０周年	○		
平成 24 (2012)	2	24	苫小牧市廃棄物の処理及び清掃に関する条例改正案可決（家庭ごみ有料化）	○		
	3	28	０５３大作戦～ステージ 3～プレイベント開催	○		
	3	30	地域の自主性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第２次一括法）の施行に伴う苫小牧市告示	○		
	4	14	０５３大作戦 ～ステージ 3～ オープニングイベント開催	○		
	7	28	ウトナイ湖野生鳥獣保護センター開設１０周年	○		
	12	14	苫小牧市廃棄物の処理及び清掃に関する条例改正案可決（埋立焼却処分手数料改定）	○		
平成 25 (2013)	2	1	大気汚染沼ノ端公園測定局で微小粒子状物質（PM2.5）の測定を開始	○		
	2		苫小牧市第２次環境基本計画策定	○		
	2		苫小牧市地球温暖化対策地域推進計画を改訂（中間見直し）	○		
	3	31	大気汚染測定局５地点（錦岡、花園、矢代、旭、ウトナイ）廃止	○		
	4	17	日本郵便㈱苫小牧郵便局と廃棄物の不法投棄撲滅に関する協定締結	○		
	6		第７期分別収集計画策定	○		
	6	30	０５３大作戦 ～ステージ 3～ ファイナルイベント開催	○		

年	月	日	内　容	市	道	国
平成 25 (2013)	7	1	家庭系一般廃棄物有料化開始	○		
	8	9	北海道電力㈱苫小牧支店と廃棄物の不法投棄撲滅に関する協定締結	○		
	10	7	苫小牧市環境保全課庁舎移転(旭町→字沼ノ端)	○		
平成 26 (2014)	2	1	大気汚染常時監視測定局に市役所前(自動車排ガス局)を追加・測定開始	○		
	3	25	別々川、樽前川、覚生川、錦多峰川、小糸魚川、苫小牧川(有珠川含む)、幌内川、美々川、勇払川の水生生物の保全に係る環境基準の類型指定を受ける		○	
	5	13	日本ＣＣＳ調査㈱と公害防止３者協定締結	○	○	
平成 27 (2015)	1	6	苫小牧バイオマス発電㈱と公害防止３者協定締結	○	○	
	4	4	０５３大作戦～ステージ４～オープニングイベント開催	○		
	4		苫小牧市第２期エコオフィスプラン策定	○		
平成 28 (2016)	3		一般廃棄物処理基本計画改定	○		
	3	27	０５３大作戦～ステージ４～ファイナルイベント開催	○		
	3	31	「環境にやさしいライフスタイルの確立に向けたレジ袋削減に関する協定」を１社と締結	○		
	6		第８期分別収集計画策定	○		
	7		家庭ごみの戸別収集試行開始	○		
平成 29 (2017)	3		「苫小牧市資源化センター」廃止	○		
	4	7	㈱ダイナックス苫小牧地区工場と公害防止７者協定締結及び２者協定解除	○	○	
	4		資源物中間処理の民間委託	○		
平成 30 (2018)	3		苫小牧市第３次環境基本計画策定（苫小牧市地球温暖化対策地域推進計画を統合）	○		
	4	1	大気汚染防止法の一部改正、水銀の排出規制を追加			○
	4	1	糸井清掃センター休炉	○		
	9	7	北海道胆振東部地震の発生に伴う市内災害ごみの受け入れ開始	○		
	9	14	北海道胆振東部地震の発生に伴う安平町・厚真町災害ごみの受入れ開始	○		
	9	28	北海道胆振東部地震の発生に伴う市内災害ごみの受け入れ終了	○		
	10	1	有害ごみ及び資源物（缶・びん）の回収方法の変更及びおむつ類の無料回収開始	○		
平成 31 (2019)	1	8	北海道胆振東部地震の発生に伴う安平町・厚真町災害ごみの受入れ終了	○		
	3	31	家庭ごみの戸別収集試行終了	○		
	4	1	糸井清掃センター廃炉	○		
令和 1 (2019)	10	30	勇払エネルギーセンター合同会社と公害防止３者協定締結	○	○	
令和 2 (2020)	1	23	日本ＣＣＳ㈱と公害防止３者協定解除	○	○	
	4	1	０５３大作戦～ステージ５～開始	○		
	4	1	航空機騒音常時監視測定局に糸井局を追加・測定開始	○		
	9	16	「苫小牧 CCS 促進協議会」を「苫小牧 CCUS・カーボンリサイクル促進協議会」へ改組	○		
令和 3 (2021)	3		一般廃棄物処理基本計画改定	○		
	3	28	０５３大作戦～ステージ５～ファイナルイベント開催	○		
	4	1	大気汚染防止法の一部改正　アスベストの規制強化			○
	8	24	苫小牧市ゼロカーボンシティ宣言	○		
	10	14	「苫小牧ＣＣＵＳ・カーボンリサイクル促進協議会」に「苫小牧水素エネルギープロジェクト会議」を併合し、「苫小牧ＣＣＵＳ・ゼロカーボン推進協議会」へ改組	○		
令和 4 (2022)	1	14	ゼロカーボンシティの実現に向けたタスクフォース設置	○		
	3		苫小牧市再生可能エネルギー基本戦略策定	○		
	4	1	騒音規制法及び振動規制法に基づく規制地域の変更	○		
	4	1	改正大気汚染防止法一部施行 一定規模要件の解体等工事において事前調査結果提出の義務化			○
	7	7	苫東バイオマス発電合同会社と３者協定締結	○	○	

年	月	日	内　容	市	道	国
令和 4 (2022)	10	1	水質汚濁に係る環境基準が「大腸菌群数」から「大腸菌数」へ変更			○
	10	1	大気汚染防止法施行規則一部改正 ボイラーに係る届出対象規模要件が変更			○
	10	1	苫小牧市公害防止条例施行規則一部改正 ボイラーに係る届出対象規模要件が変更	○		
	11	30	ウッドファイバー株式会社と２者協定解除	○		
令和 5 (2023)	2		苫小牧市災害廃棄物処理計画策定	○		
	3	31	苫小牧市第４次環境基本計画～第１期ゼロカーボン推進計画～策定	○		
	3	31	苫小牧市環境基本計画推進会議を苫小牧市環境審議会へ統合	○		

【参考７】苫小牧市環境基本条例

平成 11 年 7 月 28 日 条例第 16 号

目　次

前　文
第１章　総則（第１条－第７条）
第２章　環境の保全及び創造に関する基本的施策
　第１節　基本方針及び環境基本計画（第８条・第９条）
　第２節　環境の保全及び創造に関する施策等（第１０条－第２３条）
　第３節　地球環境保全の推進（第２４条）
第３章　苫小牧市環境審議会（第２５条）
附　則

苫小牧市は、道央南部に位置し、四季を通じて比較的温暖で過ごしやすい地域であり、世界でも珍しい溶岩円頂丘がある樽前山とその山麓に広がる緑と清流や、渡り鳥の中継地として知られているウトナイ湖を有する勇払原野等の自然に恵まれている。

また、明治末期の製紙工場の立地を契機に工業都市として歩み始め、日本で初めての内陸掘込港と空港に近い利点を活かし、産業における拠点都市として北海道発展の一翼を担ってきた。

苫小牧市は、恵み豊かな自然を守り、育み、環境の保全と産業を両立させてきたまちとしての礎を次代に引き継ぐべく、「人間環境都市」を宣言し、今日まで市民と郷土を大切にしたまちづくりを進めてきた。

しかしながら、生活様式の変化や事業活動の拡大に伴う環境への負荷が、身近な環境に様々な影響を及ぼし、私たちのまちのみならず、地球全体の環境をも脅かしつつある。

私たちは、今日、健康で文化的な生活に欠くことのできない良好な環境の恵みを享受する権利を有するとともに、こうした良好な環境を保全し、将来の市民へ引き継ぐ責務を負っている。

このため、すべての者が地球環境の中で生きるものの一員であるとの自覚を持ち、先人の知恵と歴史に学びながら、創意と工夫をこらし、相互の協調と環境の保全に関する活動への参加により、環境

への負荷の少ないまちづくりを推進することが、私たちの使命である。

このような認識の下に、市民の総意として、人と自然が共生できる美しく住みよい苫小牧市の実現のため、この条例を制定する。

第１章　総則

（目的）

第1条　この条例は、良好な環境の保全（快適な環境の維持及び創造を含む。以下「環境の保全及び創造」という。）について、基本理念及び施策の基本となる事項を定めるとともに、市、事業者及び市民の責務を明らかにすることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　環境への負荷　人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2)　地球環境保全　人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(3)　公害　環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生じる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産及び人の生活に密接な関係のある動植物、その生育環境その他の自然環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生じることをいう。

（基本理念）

第3条　環境の保全及び創造は、現在及び将来の市民が良好な環境の恵みを享受できるように適切に行われなければならない。

2　環境の保全及び創造は、市、事業者及び市民が、それぞれの責務を自覚し、自主的かつ積極的に、相互に協力し、及び連携して、環境の保全及び創造に関する活動が行われることにより、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会が構築されるように推進されなければならない。

3　地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに、市、事業者及び市民の課題であり、事業活動や日常生活において積極的に推進されなければならない。

（市の責務）

第4条　市は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。

（事業者の責務）

第5条　事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生じる公害の防止又は自然環境の適正な保全に必要な措置を講じること等により、環境への負荷の低減に努めなければならない。

2　前項に定めるもののほか、事業者は、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

（市民の責務）

第6条　市民は、基本理念にのっとり、日常生活に伴う環境への負荷の集積が環境の保全上の支障の一因であることを認識し、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2　前項に定めるもののほか、市民は、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

（環境白書）

第7条　市長は、毎年、環境の状況、環境の保全及び創造に関して講じた施策等を明らかにした苫小牧市環境白書を作成し、公表しなければならない。

第２章　環境の保全及び創造に関する基本的施策

第１節　基本方針及び環境基本計画

（施策の基本方針）

第8条　市は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本方針として、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、実施するものとする。

(1)　市民の健康の保護、生活環境の保全及び自然環境の適正な保全がなされるように大気、水、土壌等を良好な状態に保持すること。

(2)　人と自然が共生する環境の保全及び創造のため、希少な野生動植物の保護その他生物の多様性の確保を図るとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境を保全すること。

(3)　潤い、安らぎ、ゆとり等の心の豊かさが感じられる快適な都市の形成を図るため、身近な自然との豊かな触れ合い等を推進すること。

(4)　廃棄物の減量、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用等を促進すること。

（環境基本計画）

第9条　市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及

び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2　環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1)　環境の保全及び創造に関する長期的な施策の目標

(2)　環境の保全及び創造に関する施策の基本的事項

(3)　前各号に定めるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策の推進に必要な事項

3　市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民及び事業者の意見を反映させるために必要な措置を講じるとともに、苫小牧市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4　市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかに環境基本計画を公表しなければならない。

5　前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第2節　環境の保全及び創造に関する施策等

（環境影響評価の推進）

第10条　市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする者が、自らあらかじめ、その事業の実施に係る環境への影響について調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、環境の保全について適正に配慮することができるように必要な措置を講じるものとする。

（規制の措置）

第11条　市は、環境の保全及び創造上の支障を防止するため、公害の原因となる行為及び自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれのある行為等に関し必要な規制の措置を講じるものとする。

（経済的措置等）

第12条　市は、市民、事業者又はこれらの組織する民間の団体（以下「民間団体」という。）による環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるよう、助成その他の必要な措置を講じるように努めるものとする。

2　市は、環境への負荷の低減を図るため特に必要があるときは、市民又は事業者に適正な経済的負担を求める措置を講じるものとする。

（環境の保全及び創造に関する施設の整備等）

第13条　市は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設、環境への負荷の低減に資する交通施設等の公共的施設の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講じるものとする。

2　市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講じるものとする。

（資源の循環的な利用等の促進）

第14条　市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者による廃棄物の減量、資源の循環的

な利用及びエネルギーの有効利用が促進されるよう必要な措置を講じるものとする。

2　市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用に努めるものとする。

（環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進）

第15条　市は、環境への負荷の低減に資する製品、原材料、役務等の利用が促進されるよう必要な措置を講じるものとする。

（環境への負荷の低減に関する協定の締結等）

第16条　市は、事業の実施に伴う環境への負荷の低減を図るため特に必要があるときは、環境への負荷の低減に関する協定の締結等必要な措置を講じるものとする。

（環境学習の推進）

第17条　市は、環境の保全及び創造について、市民及び事業者の理解を深め、これらの者による活動が促進されるよう、環境の保全及び創造に関する学習を推進するため必要な措置を講じるものとする。

（情報の提供）

第18条　市は、市民、事業者及び民間団体の環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、環境の保全及び創造に関する情報を適切に提供するように努めるものとする。

（情報の収集及び調査研究）

第19条　市は、環境の保全及び創造に関する情報の収集に努めるものとする。

2　市は、環境の保全及び創造に関する事項について必要な調査研究に努めるものとする。

（監視等の体制の整備）

第20条　市は、環境の状況を的確に把握するため、必要な監視、測定、検査等の体制の整備に努めるものとする。

（財政上の措置）

第21条　市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるように努めるものとする。

（施策の推進体制の整備）

第22条　市は、市の機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図り、環境の保全及び創造に関する施策を推進するための体制を整備するものとする。

2　市は、環境の保全及び創造に関する活動を市民、事業者及び民間団体とともに推進するための体制を整備するよう努めるものとする。

（国及び他の地方公共団体との協力）

第23条　市は、環境の保全及び創造のために広域的な取組を必要とする施策については、国及び北海道その他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

第3節　地球環境保全の推進

（地球環境保全の推進）

第24条　市は、地球環境保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

2　市は、国及び北海道その他の地方公共団体並びに市民、事業者及び民間団体と連携し、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第3章　苫小牧市環境審議会

（環境審議会）

第25条　市長の附属機関として、苫小牧市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2　審議会は、市長の諮問に応じ、環境基本計画の策定及び変更並びに環境の保全及び創造に関する基本的事項について調査審議するほか、環境の保全及び創造に関し、市長に意見を述べることができる。

3　審議会は、委員20人以内をもって組織する。

4　委員は、環境の保全及び創造に関し識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

5　委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6　前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行する。

（苫小牧市公害対策審議会条例の廃止）

2　苫小牧市公害対策審議会条例（昭和44年条例第6号）は、廃止する。

（苫小牧市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正）

3　苫小牧市特別職の職員の給与に関する条例（昭和29年条例第9号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（苫小牧市公害防止条例の一部改正）

4　苫小牧市公害防止条例（昭和47年条例第1号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

苫小牧市民憲章

わたしたちは、樽前山のふもと、水鳥が舞い、
太平洋の潮かおる勇払原野に、たくましく
ひらけた苫小牧の市民です。

わたしたちは、豊かな自然と大きな可能性に
みちたこのまちを愛し、健やかな市民として
あゆむために、この憲章を定めます。

あたたかい心でまちを　つつみましょう
学びあいつくるよろこびを　そだてましょう
花と木のかおりでまちを　みたしましょう
さわやかな笑顔できまりを　まもりましょう
生き生きとくらす力を　のばしましょう

（昭和 60 年 9 月 27 日制定）

ゼロカーボン

ポスターコンテスト

優秀作品！

タイトル『いつでもマイボトル』

優秀賞 緑小学校 小川 咲良子 さん

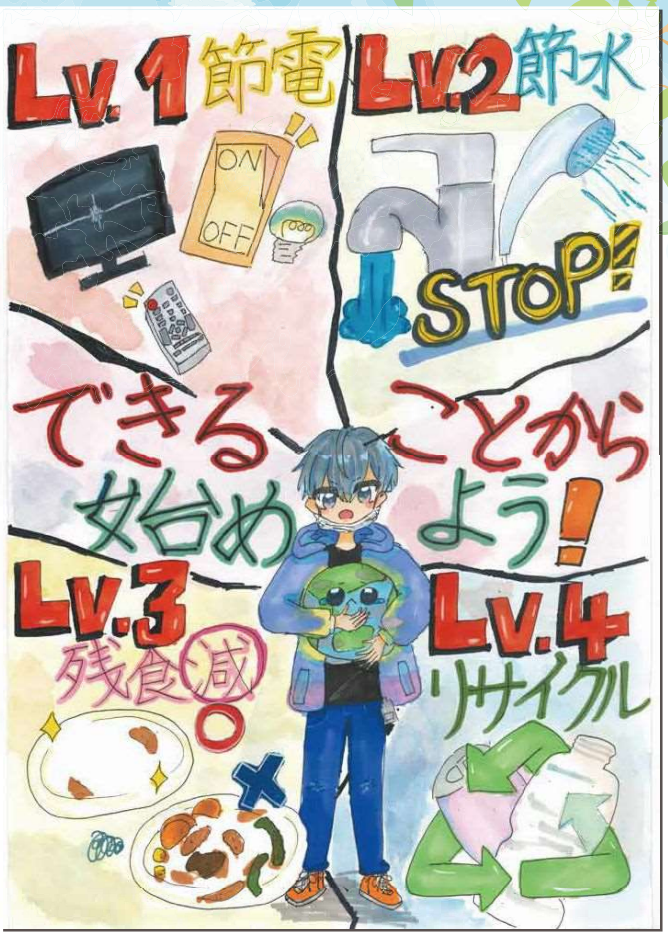

タイトル『できることから始めよう！』

最優秀賞 錦岡小学校 田村 紗菜 さん

タイトル『今日から省エネ』

優秀賞 錦岡小学校 田村 心雪 さん

タイトル『省エネするには』

優秀賞 明野小学校 小野 真奈 さん

苫小牧市環境基本計画推進会議

この冊子は、環境に配慮した紙を使用しており、不要になった際にはリサイクル（再利用）することができます

苫小牧市環境白書

令和５年度版
（令和４年度実績）

令和 ６ 年 ３月
編集発行　　苫小牧市環境衛生部環境保全課
〒059-1364　苫小牧市字沼ノ端２番地の 25
電 話（0144）57-8806
E-mail:kankyo-hozen@city.tomakomai.hokkaido.jp